午前11時4分 開議

議長(薮野 勤君) おはようございます。ただいまから平成10年第4回 泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、 会議は適法に成立いたしました。

なお、26番 嶋本五男議員からは遅参の届け出が出ておりますので、 報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において9番 奥和田好吉君、10番 谷 外嗣君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第7号 泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました議案第7号に関し、委員長の報告を求めます。 民生常任委員会委員長 北出寧啓君。

民生常任委員長(北出寧啓君) おはようございます。民生常任委員会より 委員長報告をさせていただきます。

議長より報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから去る12月17日の本会議において、本常任委員会に付託を受けました議案第7号、泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査結果につきましては、口頭報告にかえさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

本常任委員会を去る12月18日、委員及び関係理事者の出席のもとに 開催し、慎重に審査を行いました。

さて、今回の条例の改正の趣旨は、本年4月に大阪府市町村老人医療費助成事業費補助金交付要綱が、65歳から69歳の高齢者に対する医療費の助成に関して、平成10年11月1日から市町村民税の非課税世帯に属する高齢者を対象とする補助制度が改正されたことに伴い、本市の老人医療費助成制度を平成11年4月1日より、府の同制度に準拠させるために所要の改正を行おうとするものであります。この意を受けて、本委員会では冒頭より本条例案に対する質疑に入りました。

まず、今回の老人医療費助成制度の所得制限の改正は、弱者切り捨てと感じられることをどのように考えているかとの質問に対して、今回の老人医療費助成制度の所得制限の改定については、以前からある所得制限の枠を見直し、市民税非課税世帯に属する高齢者を改めて対象にするものであり、つまり少子・高齢化が急速に進展する中にあって、限られた財源を有効に活用するため所得制限の見直しとなったものである。したがって、低所得者層については助成制度として存続しており、同時にそのほか高齢者に対する保健・医療・福祉施策の主要31施策の中で事業を展開していくものであるとの回答がありました。

この回答に対し、今回の所得制限の見直しでは市民税非課税世帯となっているが、これについては大阪府の方から説明があったかどうかとの質問がなされました。

これについては、平均寿命で男性で昭和50年において71.73歳であ ったが、平成 7 年では 7 6 . 3 6 歳に、同じく女性では 7 6 . 8 9 歳が 8 2 . 8 4 歳 と そ れ ぞ れ 平 均 寿 命 が 延 び て い る 。 ま た 、 高 齢 者 世 代 の 平 均 所 得 に つ いても、 昭和 5 0 年の約 1 1 5 万円から平成 8 年では 3 3 4 万円まで上昇 し、 高 齢 者 が 世 帯 主 で あ る 世 帯 人 員 1 人 当 た り の 平 均 所 得 額 も 、 そ の 他 の 世帯と比較しても遜色ない水準になっている。しかしながら、単身高齢者 等を中心に低所得者層が存在することも事実であり、今後は受益と負担の バランス、世代間の公平性が強く求められている中で、高齢者にもその能 力に応じ一定の負担を求め、社会全体で高齢者を支え、ともに生きていく システムを形成することが必要である。また、限られた資源で健康増進な どの保健、ケアを初めとする医療、介護等福祉を通じた多面的な施策展開 が求められる中で、偏りのないバランスのとれた財源配分が重要である。 今日までに高齢者の生活や経済環境が大きく変化しており、助成事業につ いても時代に即したものとするために、多面的な施策を展開するとともに、 制度のあり方をも見直すことが必要である。結果、この制度は低所得世帯 に属する高齢者を対象とする制度として存続させる必要があるとの説明が ありました。

次に、今回の老人医療助成制度の一部改正の議案が仮に否決ということになれば、従来からの大阪府が負担していた5分の4に見合う予算を確保することができるかという質問に対して、仮に今回一部改正の議案が否決

ということになれば、本市の財政状況は非常に厳しい状況であり、市独自での実施は余りにも負担が大きく、これらの財源を確保することは非常に困難であり、またその負担が右肩上がりに増加が予想され、財政危機にもさらに拍車がかかるものと懸念される。行政としては、福祉・教育・都市整備についてバランスのとれた施策を行うことが大前提であり、高齢者にだけ偏った施策をすることで他の施策にしわ寄せが来るということになってはならないと考えている。今回の改正案でお願いしたいとのことでした。

次に、今回の老人医療費の一部改正の中にあって、市独自の新たな施策展開は考えていないかとの質問がありました。

行政としては、今回の見直しの中で大阪府が示している保健・医療・福祉の主要31施策については、既に市で実施しているものもあれば、また今後実施を考えているものもある。その中で特に新規事業としては在宅給食サービス事業の実施等を考えており、あわせて施策の拡充としては高齢者住宅改造助成事業を従来の50万円を限度としていたものを補助額を倍増し、さらにこれとは別に社会福祉協議会の方に委託しているものもある。今後は予算の範囲内でできる限りの施策を展開し、限られた資源を最大限有効に活用し、受益と負担のバランスや世代間の公平性、政策効果等を総合的に考え、より充実が急がれる分野にいかに重点的に取り組むかが問題であり、高齢者の保健・医療・福祉施策全般については、総合的な施策の再構築を行っていきたいとのことでした。

次に、本市と同じように大阪府下の各市町村では今回の大阪府の老人医療費助成制度の改正に伴い、条例の一部改正の議案が提案されている。その議決の状況を示すようにとの質問に対して、大阪府下各市町村の状況としては、今のところ既に本会議において可決されているのが11市6町あり、また委員会において可決されているのが8市1町で、ちなみに近隣諸都市では、阪南市が本会議において可決され、委員会において可決されているのは岸和田市、貝塚市、和泉市、泉佐野市で、現在のところ大阪府下の市町村では議案が否決されているところはないとの説明がありました。

これに対し、大阪府下の市町村の大半で一部改正の条例が改正されている現状から、今後行政として基本的な方針を確立するとともに、本市独自のアイデアを出し、高齢者福祉の質が決して落ちることのないよう施策の展開を望むとの意見がありました。

次に、今回の老人医療費助成事業の見直しは、大阪府の失政に追随するものであり、弱者切り捨てということをどう考えているかとの質問に対し、大阪府の対応としては、大阪府知事が「少子高齢化社会における老人医療費助成及び高齢者に係る医療施設のあり方について」を大阪府衛生対策審議会に諮問し、その結果として今回老人医療費助成の改正ということになったものであり、また市長会としても保健福祉部会において制度の存続をお願いした経過もあるが、本年の11月から既に市民税非課税世帯にまで所得制限が下げられており、それに応じて老人医療費助成の改正を実施している市町村もあるが、本市としては今年度内は現行制度で運用していく考えである。ちなみに、本年11月から制度改正し実施している市町については5市6町であるとの説明がありました。

次に、本市の保健衛生費については、大阪府下32市の中で平成9年度決算ベースでは府下31番目となり、これは本市より人口規模の小さい市より低い水準であり、ちなみに人口約3万人の島本町と同じぐらいの決算額となっているが、これについてはどのように考えているかとの質問に対し、確かに決算額を見る限りでは本市の保健衛生費は他市と比較して低い状況にあるが、これについては本市には市民病院を有していないということ、第2に一般会計からの貸付金を予算計上していないのが大きな要因であり、また平成9年度決算ベースで比較すれば、本市と人口規模が同程度の高石市の保健衛生費が本市の10倍なのは、福祉施設建設のためのハードの部分が含まれているということで、単に数字上で比較するのではなく、他の側面からも比較が必要であるとの説明がありました。

次に、老人医療費助成制度が現行のまま存続するということになると、 平成11年度では約2,800万円の市の持ち出しが見込まれるが、この程 度の額であれば福祉施策の一環として負担してはどうかとの質問に対して、 単年度では約2,800万円ということであるが、今後年度を重ねるごとに、 推計ではあるが、65歳以上の人口もふえ、負担が大きくなることは必至 で、ぜひとも今回の一部改正をお願いしたいとの説明がありました。

次に、本市には市民病院がないということで、約40%の割合で近隣の病院へ患者が流出しているという現状を市行政としてはどのように考えているかとの質問に対し、大阪府が示している「泉南福祉医療保健ゾーン整備計画 [ (仮称)泉南ヘルスケアゾーン]」の中で、済生会泉南病院を中

心に特別養護老人ホーム、老人保健施設、済生会泉南病院健康管理センター、シルバーハウジング、休日・夜間診療所等の整備が予定されている今、市民病院がない本市にとっては、医療・保健・福祉をトータルで考えることは他市にない形態ができるものであり、今後は医療に限らず予防、健康づくりに視点を変えていきたいとの説明があった。

次に、今回の医療費助成事業の改正により、所得制限を市民税非課税世帯に引き下げたことにより、従来は1つの世帯であったものから世帯を分離する人が出てくることが予測されるが、その点、平成11年度では約2,800万円と試算されている中にあって、市行政としてはどのように考えているかとの質問に対して、現在の段階では指摘の点については想定していないのが現状である。法律違反でなければ別段問題はないと考えるが、

一定制度がスタートしてみなければわからないとの説明がありました。

以上が質疑の主な概要でございます。

続いて、討論、採決に入りました。

討論の中で、まず大阪府の老人医療費助成事業の打ち切りの発端は、財政赤字が5兆円に達したことに始まり、コスモポリスの失敗、関西国際空港の2期事業にかかわっての1,000億円と大規模工事に税金を投入した穴埋めを弱者の老人に押しつけるものである。高齢者の所得水準は上がっているが、今回の改正により高齢者の中で医者に行かない人が出てくる可能性がある。医療水準を確保するためにも福祉施策の中で補うべきであり、見直しには反対であるとの討論がありました。

一方、府としては、昭和47年に国の施策を先取りして実施され、あわせて国の施策よりも手厚く本年11月まで80%も負担し、さらに昭和47年の本制度創設時と比較しても平均寿命が男女ともに7歳程度延びている。一方、経常収支比率が100%を超える本市にとっては、市単独での存続は無理であり、今後はさらなる所得制限を設けるべきであるとの意見を付して賛成であるとの討論がありました。

かくして採決の結果、本案につきましては賛成多数をもって原案を可と するとの決定がなされました。

以上、甚だ簡単でございますが、本常任委員会に付託を受けました議案 第7号に対する報告といたします。

委員会は原案可決であります。議員各位におかれましては、委員会同様

よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長(薮野 勤君) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑 はありませんか。 — 小山君。
- 2番(小山広明君) 大阪府でも財政難というところで、府議会の方でも、教育に関することでありますが、教育費の入学費の引き上げについて全会一致で否決をされております。この老人の医療費の問題、国の制度の老人医療までの問題として、60歳で定年となり大変不安定なこの10年間を大阪府は病気になられたら助成をしてきたわけなんですが、事もあろうに財政問題からこういう弱い部分、また負担の大変な部分にしわ寄せをしてきておることに、だれもが問題があり異議を唱えとると、この問題は思うわけですね。

我が市を代表する市長におかれても、府のこのようなやり方には猛反対をして、市長会全体の反対の意思が大阪府に示されたわけで、ここですべてが語られておると思うわけですが、大阪府はそういう中でも11月に非課税世帯、実質は非課税世帯ですから負担できないわけでありますから、その以下は助成をするというのは当然のことでありますけども、そこから少し上がった部分についても切り下げてくるということは、いわゆる非課税世帯、給与のみであれば204万という資料が出とるんですが、こういうところまで下げて、その上は補てんをしないということで、社会的に大変問題になり、市民も大変関心があることですから、十分に委員会での議論がなされると思って私も期待をして委員会の傍聴をさせていただきました。

10時から始まって、わずか2時間足らずでこの結論が出たわけなんですが、委員の中には一切質疑をしなかった委員もおられますし、一人一人が市民の立場に立って議論をしていただきたいわけですが、委員長としてこの審議過程を見て、十分この審議がなされた上で判断が、採決がなされたのか。

それから、委員長は議会改革ということもいろんなところで表現されておりますが、賛成多数という形ではなしに、反対、賛成者の名前もきちっと言って報告をしていただかないと、市民はなかなかその内容もわかりませんので、その辺はきちっと御報告をしていただきたいと思います。

それから、市の理由の中で高齢者だけに厚い手当てはできないという答弁があったという報告があったんですが、果たして高齢者に手厚い財政的な援助がなされとるのかといったら、甚だ私は問題だと思うんですね。それは財政難というところからやってきとるわけですから、低い措置を平均化するということではわかるんですが、ほかの福祉施策こそ私は充実さしていくべきだと思うんですが、こういう市のいかにもこの制度を続けることがバランスを欠くというようなことについて、今の報告では余り詳しい報告はなかったんですが、もう少しその行間にある実際の審議の過程などを御報告いただきたいと思います。

それから、寿命が延びたということと、それから高齢者も収入が多いじゃないかという、そういう議論もあったんですが、これは病気をしたときに措置をする問題ですから、病気をするということはそれだけ収入もなくなるわけですので、収入の多い方に全部やるというんではなしに、やはり病気をされたときに70歳からは本来自己負担金が公的に補助をしとるわけですから、それを65歳まで引き上げるという措置でありますので、先ほど言いましたように定年から70歳までの間、大変不安定なところとして事業するわけでありますので、私はそれは理由にならないと思いますので、そういう点についての議論ももう少しわかりやすく御報告いただければと思います。

それから、報告の中で11市6町が本会議可決と、それから8市1町は委員会可決という報告があったんですが、これはきょうの報告時点では、議論がそのときなかったと思うんですが、大阪府下44自治体ある中で、私、聞いとるのには茨木市とか箕面市というのはまだ可決をしてないし、来年の4月から実施するというようにしてないようでありますが、これは否決はしておらないんでしょうけども、本当に否決した議会がないのかということが1点と、そういうものがなかったのか。

それから、実質大阪市なんかは市が単独で予算をつけて事業を続けるということでありますが、これはある意味で実質的な議会の意向もしんしゃくして、そういうことを考えて理事者がそれを出さないということも実質的には否決という内容を持っとるんではないかなと。報告の中には1つも否決したとこはないという報告がありましたけども、私は実質的な意味ではやはり議会なり市民の意向を反映をして、実質的な否決をして、このま

ま制度を続けてくれということが行政、議会に反映したことではないかなと思うんで、そういう点での議論がなかったのかどうかをお願いをしたいと思います。

委員長報告でありますので、ユニークな委員長ですから、その辺は市民によくわかるような形で、ぶっきらぼうな答弁はないと思いますけども、 丁寧にお答えをいただきたいと思います。

議長(薮野 勤君) 北出君。

民生常任委員長(北出寧啓君) もちろん委員長でございますので、委員会で協議された内容だけに関してお答えさしていただきます。多岐にわたっておりますので、もし欠けておれば後で御指摘願います。

まず、小山議員の冒頭の序論は構わないんですね。それは意見の表明で ございますね。

〔小山広明君「いいです。意見の表明です」と呼ぶ〕

民生常任委員長(北出寧啓君) (続) 2 時間で結論が出た、質疑にたえられるのかということの御質問でございますが、委員会を開催する前段階として、既に 2 回にわたって協議会を行い、そこで市行政当局から説明いただき、一定長時間にわたって議論はされております。それを踏まえた上で、今委員会は総括的議論となりましたので、冒頭から市行政当局の説明は省略して実質討議に入りました。そういうことで 2 時間という時間になったということで御理解願いたいと思います。

賛成者の名前云々ということでございましたけれども、これは委員会としての賛成、反対の意見を客観的に記述するだけでいいと考えます。この点については、今後委員長報告等に関して議論されてしかるべきかと思いますので、それについては答弁を避けさしていただきます。

ただ、この委員長の報告に関しましては、委員長報告は私が作成してはおりません。客観的に――お聞きください、まずこれまでの慣習に従い事務当局がテープを起こし、あるいは会議録を作成し、それを集約して記載されております。最終的に私がチェックさしていただきました。その点については責任はあると思いますが、旧来の慣習に従っております。

高齢者にだけ手厚くさせないということの説明について、詳細な議論についてはなされてはおりませんん。定年退職から70歳まで極めて不安定な状況であるということから、それでこの医療費助成制度の枠を制限する

ということは問題であるということでございますが、市当局といたしましては、あくまで全体のバランスを見て今後の福祉施策をトータルで考えたいということで、その他かつて和気議員から指摘された31施策のコストが余りにも低いのではないかという指摘がございましたけれども、市当局といたしましては、財政危機の中で総合的なバランスの中で新しい31施策の展開を行っていくということの説明を受けております。それ以上の説明は受けておりません。

そして、市町村賛成、反対の採決に関しましては、先週金曜日の時点の報告でございます。11市6町、あるいは委員会可決が8市1町というのはそういう段階での報告でございまして、それ以降原課からは一切報告を受けておりません。そして、否決が実際なかったのかどうかについては、金曜日以降の確認はできておりません。

それから、大阪市は否決という形で継続するといったことの説明、ちょっと私理解しにくかったんですけれども、そのような形で私が小山議員の発言を理解した上で、そのような小山議員がおっしゃるような方向での説明は、行政当局からございませんでした。

以上、御回答させていただきます。もし漏れた内容があれば、またお願 いいたします。

## 議長(薮野 勤君) 小山君。

- 2 番(小山広明君) 北出議員は、委員長がやはり報告書をきちっと書くべきだということをずっと主張してきていらっしゃるわけですから、そら事務局の手助けを受けるというのは、当然それは受けていただいてもいいんですが、今の答弁は、委員長としてはつくっておりません、でき上がったものをチェックしただけですということですが、それは一般的には委員長がつくったことになるわけですね。しかし、もう少し委員長がやはり原案をつくって、その基本的な間違いがないかは、事務局に事務的には受ける必要があると思いますが、やはりこれからは委員長が報告する場合には委員長が作成すると、委員長主導のもとでですね。私はそれが当然あってしかるべきではないかなと思うんで、その分については今までの北出議員の政治姿勢も含めて、再度これは答弁をいただきたいと思います。
- 議長(薮野 勤君) 小山君に申し上げます。ただいまは民生常任委員会の 委員長の報告でございまして、委員長の今後の考え方についての質問は今

の中では受けられませんので、その点十分注意をしながら発言をしていた だきたいと思います。

2番(小山広明君) いや、議長、そうじゃないんですよ。やっぱり今まで 北出議員は委員長が報告をつくるべきだと、事務局につくらしておるのは 問題だというのは再三指摘してきとるんですよ。だから、今回の委員長報 告については慣例に従ったというのは、政治家としては、私はなぜそうなったのかきちっと説明いただきたいと思うんです。この報告をしとるわけですから。だから、それがあかんとかいいとか言うとるんじゃない、それは と矛盾するんじゃないですかということで聞いとるわけですから、それは 十分この質疑になじむ問題だと思いますよ。別に考え方を聞いとるわけじゃないんです。今まで彼がずっと委員長が委員長報告を書くべきだと、再 三彼は言ってきとるわけですからね。それはやっぱり今回はそうでない報 告がなされとるわけですから、その点はなぜそうなったのかについては答

それから、大阪市の問題については、大阪市が独自でこの事業を続けるということを言っとるわけですから、これはある意味で議会なり市民の意向を行政がキャッチをしてやはり出してると思うんで、これはある意味で否決という内容を持っとると思うんですね。その辺を委員長の見解をそういうことで聞いたわけです。

それから、 2 時間の議論で十分だったという話、その前に 2 回の協議会があるということですが、やはりちゃんと付託を受けたところから、できればいろんな意見の違いがある委員同士の議論が十分なされた上で、委員長がこれで議論は尽くされたということで採決をするというのが私は筋だと思うんで、そういう点では過去の本会議前の議案説明の中で議論があったから、それで十分尽くされてるので、その中身は省略して検討したということですが、私はそれは運営上まずいのではないかなと思うんで、その辺は再度委員長にお答えをいただきたいと思います。

それから、この議案についての賛否についてはまた討論の中で言いたいと思いますので、その2点については、委員長の報告に関する姿勢の問題ですから、していただきたいと思います。

議長(薮野 勤君) ただいま小山議員の発言に関しまして、報告の中で言っておられることがいわゆる委員長報告としての問題であって、委員長の

報告書の作成に対する見解ということになりますと、また議運の場とか他の場においての今後の方針の中でひとつ審議をしていただかないと、今委員長の見解を述べるということでは、ここでは述べることはできませんので、その点を御了解賜りたいと思います。

北出委員長。

民生常任委員長(北出寧啓君) 私の考えは、もうこれは申しません。 ただ、手続としまして、金曜日に私が委員長報告を作成するということを、事務 同はそれはやめてくれということで、月曜日に一応報告を受けるということで、それを見て私が再度判断し直すということで協議になりました。 ただ、午前中それが作成されておりませんので、月曜日の夕刻になりましたので、少しその辺の問題はありましたけど、それは手続上の問題だけで、それ以上は触れられませんので、よろしく御理解のほどお願いいたします。小山議員おっしゃられました大阪市が否決しないで続けるということについては、それが市民の多数の判断なのかどうか、それはわかりません。それは可決が正しいか否決が正しいかということは、それぞれ市民の判断であり議員の判断でございますので、それについては委員長としては言及できません。

議論が尽くされたかどうかについては、それはいろんな主観的な判断がございますし、時間的な制限もございますし、私は2回の協議会と1回の委員会で基本的な論議は尽くされたというふうに理解しております。そして、中身を省略したということの表現がございましたけれども、つまり再度説明さしていただきますけれども、前段の2回の協議会で市行政当局から、原課から細かい資料も含めて説明を受けております。委員会の段階で再度説明を受けると、それで時間が1時間以上恐らく経緯するだろうと、説明を受けたことを踏まえて、より密集した議論をさしていただきたいという判断から、その説明を省略して議論に入りました。

以上、そういうことでございます。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 私も傍聴しておりまして、今までの例からいえば私は十分議論されたのはもちろん認めます。しかし、やはり法案の中身、議案の中身からいえば、私はもう少し、資料の中身の問題じゃなしに、本当にこのことが市民の立場でどう判断すべきかという議論は私は少なかったと

いう感じがしてます。しかし、初めにも言いましたように、今までの議論 からいえば十分されたのではないかなと思っております。

委員長の姿勢としては、自分でつくるということを言ったけども、委員会としてはやめてくれと、こういうことを言われたのでという、それは時間的なこともあったんでしょうけども、やはりそういう点では委員長がつくるということを、これからやっぱり議会の流れにもしていくべきだと思いますし、私もそのためにこれから努力をしていきたいと思います。ありがとうございました。

議長(薮野 勤君) 小山君に申し上げます。ただいまは委員長報告に対しての質疑でございまして、小山議員の意見をここで申し述べることではございませんので、そのことを今後十分注意をして発言を願いたいと思います。

和気君。

13番(和気 豊君) 25分にわたる委員長報告、御苦労さまでございました。数点にわたって質問をしてまいります。

平均所得を50年と直近の比較をお出しになりました。50年は115万、それから直近が334万、確かに上がっておりますが、この間のいわゆる貨幣価値の低下、10年で大体3割から貨幣価値が低下をしている、こういうふうに通常言われているわけですが、50年からの対比でいきますとまさに24年間、こういうことになるわけで、その辺の貨幣価値等、単に額だけの比較では実質上どれだけの所得が伸びたのかという点では比較できないのではないか。

問題は、こういう額を出される場合に、論議をされる場合に、この33 4万がその中でどれだけの医療費がかかるかと、こういうことがまさに問題であって、例えば最近入院いたしますと、公立、私立を問わずにほとんどの病院でベッド差額、部屋代というのが取られまして、本当にその持ち出し等で、通常の保険関係でかかる医療については6万3,600円以上は高額医療で戻ってまいりますけれど、それ以外は持ち出し、いわゆる保険の適用外であると、これすべて持ち出しと、こういうことになりますから、これで果たして334万で、こういう大変な病人を抱えて、あるいは本人自身が病気になって耐え得るのかどうか。問題はそこにあるというふうに思うんですね。安心して医療が受けられる、生活も維持できる、そのため の施策であったはずであります。その点が論議されたのかどうか、この点をお聞かせをいただきたい。

それから、施策の再構築に振りかえるんだというお話でしたけれども、 大体今市が考えている施策への転嫁、こういうことで幾らの持ち出し等に なるのか。私は本会議の冒頭でも質問いたしましたけれども、その点、論 議があったのかどうか。

それから、他市に比べて保健医療費が格安である、32市中最も低いと、こういう論議もされたようでありますが、一般会計からの公立病院への、市立病院への持ち出しですね。これが泉南市には貸付金が計上されてない。当然であります。しかし、これは市民のための医療・保健・衛生、こういうことにお金が使われているわけですから、そういう医療・保健の比較ではやはり当然貸付金等も含めて対比をなすのが当たり前のことではないか。特別に高石市を例に出してハードの事業をやってるから比較対照にはならないんだと、こういう言われ方をされましたけれども、他市との比較ではどうか。圧倒的な公立病院を抱えている29市との比較はどうか。こういう点も論議がなされたのかどうか、お示しをいただきたいなと。

それと、問題はこのことによって受診抑制がなされないかどうか、これが一番懸念される点でありますが、昨年の9月の医療費の国の改悪で、受診抑制が大体10%ぐらい起こっているというふうに言われています。泉南では国保で1億%,000万、それからちょっと老人保健の方は私メモってないんですが、大体当初の予算に比べても9年度決算では額にして5%。これは9月からですから、やっぱり全体でいけば10%ぐらいの受診抑制になっているんではないか。ほとんどがお年寄り、直接制度を変更されたお年寄りの足を医療機関から遠ざけているんではないかと、こういうふうに思います。

そういうことで、実際上65歳から70歳のお年寄りというのは、実質上今もみずから働き支えている層でありますし、国の統計でも現400万が730万に支える人口としてふえていく、こういうふうに言われています。そういう支える人口をこの老人医療の改悪によって働けない人口におとしめていくんではないか、こういうことの懸念の論議がなされたのかどうか、その辺をお示しをいただきたい。

それから最後に、他市の状況でありますが、12月10日現在、上程実

施時期など未定と、こういうところが11市あるというふうに聞いておるんですね。既に可決が11、それから委員会可決が8、32市ありますから、あと13あるわけですね。その13のうち11市がまだ態度保留で、上程そのものも決めかねている。仮にこれを3月議会で上程されても、実際実施は事務手続等でかなりずれ込むんではないか。いわゆる平成11年当初から実施をしないという市が11市ほどあるというふうに私自身は見ているんですが、この12月10日の各市の現況からいいまして、その辺はどのように論議になったのか。以上5点になると思いますが、お示しをいただきたい。

以上であります。

議長(薮野 勤君) 北出君。

民生常任委員長(北出寧啓君) 聡明な和気議員の御質問でございますから、 細かい点、数値上は議論されてない場合はちょっとお答えできないかもわ かりませんが、御了承願います。

当時、老人の収入が115万、現在334万で、こういう形で倍増してきているのでという議論はございましたけれども、和気議員が指摘されたような10年間で約3割増していくと、24年間たって、結果的にはこの実質上の比較はそういう意味ではできないということで、それはよくわかります。ただ、この議論はされておりません。

あと公的医療に、そのほかにベッド差額とか部屋代とか保険適用外のものがあると。最近ベッド差額については廃止されたというふうに市長からの発言がございましたけれども、このようなことについて、行政当局あるいは委員会での議論はこの点もなされておりません。行政当局としての総合的な判断としてこういう形で条例改正を提案してきたということでございます。

そして、31施策の再構築に関して、持ち出しについては和気議員が前議会でもう指摘されているので申しませんけれども、協議会では細かい施策の説明がございました。ただ、指摘されるようにこれぐらいの予算では施策的には当然不十分であろうということがございます。それは今後の議論をまっていきたいと思いますし、全体の議論として公共投資云々の議論もされておりませんが、これはまた議会なりいろんな委員会通じての議論に付していきたいと思います。

そして、他市との比較に関しては、昨今高石市の事例がもちろん出されまして、その辺の回答も建設予備費で高石市が12億何がしかの福祉関連建造物に対する予算計上をしております。こことの比較報告は受けておりますけれども、全般的なそのほかの市町村との比較については議論されておりません。

そして、受診抑制がなされないかということに関しましては、これは当然発生すると思います。それらのことを今後とも懸案事項として、制度実施されるかどうかはわかりませんけれども、今後の推移を見まして、また行政当局の新たな判断を求めたいと思います。

お示しされた400万の支える老齢人口が730万に上っていくと。その人たちの健康を保障していく、病気治療を保障していくということは当然必要なことではあります。ただ、泉南市といたしましては、財源バランスから考えて、あえて施策の改正に踏み切ったということでございます。

他市の状況では、先ほど小山議員の質問に対してお答えいたしましたように、金曜日段階で以上の報告は受けておりませんが、態度保留市が11市ほどあると。この11市の議会及び委員会でどのような論議がなされてるのか、今のところわかっておりません。今後とも資料を取り寄せて検討していきたいと思います。

以上です。

討論に入ります。討論はありませんか。―――小山君。

2番(小山広明君) 議案7号、泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

老人に安心を与えるという制度でありますが、病気になったときの手当てということで、老人が安心して暮らせるということは、病気にならない老人に対しても大きな心の安定をするものであります。当然この制度は病気にならなければ受けられない制度でありますから、この制度が老人なりまた私たち市民に与える大きな不安ははかり知れないと思うわけであります。

非課税世帯以上にもこれまで見ていたものを非課税世帯にするということは、当たり前のことでありますが、実質的にはこれは制度の打ち切りと

いう意味を持っておると思います。府下でも当然対応はばらばらであることに、そのことは如実にあらわれておると思います。

泉南市が他市よりも老人や人々に優しい市政であるということを言うためには、やはりまだ他は態度を決めておらないところがあるわけでありますが、そういう中で私たちは議会としてその負担を強いるような議案には私は賛成できないと思いますし、市民の声が正しく反映されるなら、この理事者の提案は私は賛成できないと思うわけであります。

行政が努力することは、徴収率が大変低いという問題を努力をして上げることであり、また空港ができて豊かになると言った結果が、このような 老人に対しての施策の切り捨てでは余りにも情けないではありませんか。 ハード部分の見直しが最も求められるのではないでしょうか。

現在でも収入を支出が上回っている状況は、この老人医療費の助成をバランスを欠くといって、もしこれをやめるにしても、そのことはとても追いつける数字ではないことは行政当局もよく知っていると思います。 1年間仮にこの施策を延長したとしても、 1歳年齢で千三、四百万前後でいけるわけであります。寿命年齢が低いときに比べて寿命が延びたということはいるんな問題を持ってくるわけでありますし、当然その当時起こり得なかった病気になるということも死んでしまえばないわけでありますから、せっかく長生きをする社会をつくりながら、そういう老人に対しての施策を切り捨てるということは、私は問題だと思います。

そういうような意味で、これは議会が大変大きな任務を担っておると思いますし、大阪府議会においても、行政が財政問題を原因として教育や福祉の施策の切り捨てを行ってきたときに、大阪府議会は私たちに目に見える形で抵抗しております。この問題もここに出るまでにはかなりその足跡がありますし、せんだっての新聞報道でも、教育費の高校の入学費を引き上げることについて、見事に議会は全会一致で否決をしております。

今こそ私たちは、行政が出してくる議案に対して認めるという議会の役目ではなしに、本当に市民の立場に立って私は議会がコントロールをすると、もしこのようなことが本当に果たされるなら今日の財政問題もなかったと思います。そういう意味で今の財政問題は、ひとり理事者だけにあるのではなしに、私たち議会にもチェック機関としてその任務が問われておると思います。今私たちは、この財政難から最も弱い部分であるお年寄り

の施策を切り捨てることに泉南市議会がどのように対応するのかは一人一人の市民が見守っておると思いますので、皆さんの良識ある判断をいただき、この議案に対して対処いただくことを心からお願いして反対討論にさせていただきます。

議長(薮野 勤君) 続いて討論ございませんか。賛成の方。 東君 7番(東 重弘君) 第2翔政会の東でございます。議案第7号について賛 成の立場から討論をいたします。

本事業は昭和47年、国の施策を先取りする形で70歳以上の高齢者を対象にスタートし、48年、49年と順次その年齢を引き下げ、65歳以上の高齢者が対象となりました。その後、四半世紀以上が過ぎ、本年10月末をもってこの事業の80%を負担していた大阪府が撤退をしまして、その継続、打ち切りの判断を市町村にゆだねられたことになりました。

本市において、ここ数年経常収支比率が100を超え、財政が逼迫している今日、事業費の80%を負担して大阪府の肩がわりをし、市単独事業として継続することは財政上不可能であると考えます。

また、現行の助成対象を見ると、その所得が65歳以上の夫婦のみの高齢者世帯では1,000万円弱まで対象となっております。一方、若年者世帯を見ると、夫婦・子供2人の標準世帯で年平均収入は800万円にも満たず、にもかかわらず20%から30%もの医療費を負担しなければならない。このように高齢者世帯と若年者世帯を比較すれば、その可処分所得において数十倍の差のあることは事実で、このことはまさに弱者が強者を支える構図であり、大変不公平感があります。

また、平均寿命の推移を見ますと、昭和47年当時より既に7歳程度延び、当時に比べ働ける年代が上がり、所得を補てんする機会が多くなったと言えます。また、平均寿命の延びは国の70歳以上の施策に既に包含されたものといえ、現行の大阪府老人医療助成事業の使命は十分に果たせられたものと考えます。

なお、改正後所得制限が強化されるとはいえ、夫婦のみの老齢者世帯では588万円まで自己負担が免除され、若年者世帯と比較すれば、その可処分所得はなお数十倍あることは事実であります。

今後この事業を進めていくに当たり、所得制限の見直しが必要であると の考えを示した上、本 7 号議案に賛成をいたします。議員各位におかれま しては御賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(薮野 勤君) 成田君。

1 4 番 (成田政彦君) 日本共産党泉南市会議員団を代表して、議案 7 号に 対する反対討論を行います。

昨年9月の政府・自民党による医療費負担増の結果は、受診抑制など深刻な事態が進行しています。負担増は1年間だけでも大体病院から診療所で年間平均5%から10%受診抑制となっています。今後、老人医療費の助成が打ち切られればさらに一層の受診抑制が進むでしょう。大阪府のふれあいおおさかの高齢者の健康状態調査でも、高齢者の68.5%が現在治療中、病気があると答えているのを見ても、いかに高齢者の健康が不安定であるかは確かです。今まで府の制度のおかげで高齢者がお金の心配をしなくても医療を受けることができました。しかし、医療と高齢者との最大アクセスが、今回の助成制度打ち切りでなくなることになりました。

また、今回の打ち切りで高齢者の負担はどの程度になるでしょうか。市全体では今後新たに65歳以上になる人の50%が打ち切られます。では、負担はどの程度でしょうか。当議員団の調査でも慢性的疾患の人、例えば男性で65歳、国保で1カ月受診12回、主な病名は胃炎や脳梗塞や慢性気管支炎など、処方の内容は内服薬4種類、処方7回、1種28日分、1種21日分、2種20日分、これで締めて、もし老人医療費助成事業の対象から外されると、一部薬剤負担を加えると1カ月約1万7,000円となります。現行のままでいけば3,470円で、約5倍の負担増となります。いかに今回の助成打ち切りが高齢者に対して重い負担になるかは明らかであります。

市の医療費積算内訳を見ますと、高齢者の平均受診回数は月1.4回となっていますが、高齢者の現状とかけ離れていると言わざるを得ません。多くの病気を抱えている高齢者にとって、月最低2回、週1回は受診しているのではないでしょうか。それでも1年間12万円以上の負担増となり、高齢者はますます病院から足が遠のいていくことでしょう。

それでは、高齢者の生活実態はどうでしょうか。政府が94年にやった国民生活基礎調査では、65歳以上夫婦のみの世帯では年収500万円以下の人が85%、350万円以下では60%を占めています。高齢者の生活実態は決して豊か、ゆとりがあるというものではありません。

例えば、今度の助成制度打ち切りの中身を見れば、息子夫婦と同居世帯の総収入で522万まで所得制限となります。息子の給与が245万円、年金が178万円、パート収入99万円の世帯が、少しでも収入が上回ったら助成金は打ち切られます。このような同居世帯でがんなどで長期入院したら、入院費など多額な出費でそれこそ家庭崩壊につながりかねません。これこそ弱い者いじめの典型ではないでしょうか。

今回の助成打ち切りの最大のねらいは、大阪府による長年にわたる大企業優先、大規模開発の失敗がもたらしたツケ、すなわち大阪府の年間一般会計に匹敵する3兆4,550億円に上る膨大な借金解消を、高齢者初め弱い者に押しつける以外の何物でもありません。

ちなみに、売れないりんくうタウンの赤字は4,362億円、完全に破産した泉佐野コスモポリスについては270億円の赤字になっています。しかし、大阪府は今なお国際会議場建設費に707億円投資するなど、大企業向け公共工事についての失敗に反省しないばかりか、いまだ府民の税金を注ぎ込んでいます。これこそ弱い者いじめで、弱い者が強い者を助けるという逆さまの政治ではないでしょうか。

加えて、この府の助成金打ち切りに同調する市の対応はどうでしょうか。現行制度のままでいっても、ある程度は医療費は負担しなければなりません。府の助成金打ち切りで市は大幅に医療費を負担しないで済みます。これではたださえおくれている市の医療行政に対して市民の批判が強まるのは必至ではないでしょうか。加えて、泉南市の保健衛生費は府下衛星都市32市中32位の最下位で、昨年で2億4,000万足らず、人口3万人の島本町と同額程度です。ちなみに、隣の泉佐野市は14億円、阪南市は7億6,000万です。また、老人福祉費も府下32市中31位です。今回、府が鳴り物入りで助成金打ち切りの見返りとして実施するという府の高齢者の保健医療福祉施策事業費は、助成金打ち切りで助かる156億円に対して、府の負担は77億円であります。これではバランスどころか、ごまかしではないでしょうか。市に至っては新規の高齢者の保健福祉医療事業は7件、700万程度であり、話になりません。

民生常任委員会で私が、市民病院もなく、高齢者が重い病気になったとき遠くの大きな病院まで診療に行くのを考えるならば、市として助成金打ち切りの一部医療費を市で負担したらどうかの提案をしましたが、市長は

拒否しました。長年にわたる子育てと社会に貢献してきた高齢者が、病気になったとき肩身の狭い思いをしなければならない、こんなひどい老人医療費助成制度打ち切りには、断固として反対するものであります。

以上。

議長(薮野 勤君) 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり原案どおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(薮野 勤君) 起立多数であります。よって議案第7号は、原案のと おり可とすることに決しました。

1 時 3 0 分まで休憩いたします。

午後 0 時 1 6 分 休憩

午後1時35分 再開

議長(薮野 勤君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第15号 平成10年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(薮野 勤君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第15号、平成10年度 大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説 明を申し上げます。議案書119ページでございます。

補正の内容といたしましては、歳入歳出総額にそれぞれ80万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ46億9,514万8,000円とするものでございます。

その内容は、国保連合会と市町村間において通信回路による国民健康保険情報提供システムを導入し、国民健康保険事業のより一層の向上を図るためにOA機器を購入するための補正でございます。OA機器購入費とし

て80万円の補正をお願いをいたしております。購入に当たりましては、 定額補助として80万円の補助がございます。この補助につきましては、 特別調整交付金として交付されるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審 議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(数野 勤君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— ——小山君。
- 2番(小山広明君) 実に簡単に御説明いただいたんですが、より一層の向上を図るということで文言があるんですが、国民健康保険、大変な財政事情だと思いますし、どのような具体的な向上がこの導入によって図られるのか。何か言葉のニュアンスからいくと、かなりOA機器でその状況を全部把握するような内容に見えるんですが、プライバシー的なものは最近よくそういうものが外に漏れているという報道もあるんですが、そういライバシー管理というのはこういう点でどうなっとるのか。実際OA機器となると、我々普通の市民がわからんと言ったら語弊があるので、私にはどこで一体どういう処理をやっとるのかなかわからないんですが、そういらく民間の専門業者にさせておるんじゃないかなと思うんですが、そういうことの実態をもう少し我々にわかるようにお話をいただきたいと思います。

それから、この財源でありますが、具体的にはどういう財源なんです。 これは一般会計から出るというものでしょうか。健康保険の何かプールし てある金とか、国保に入るまでの社会保険の方から財源が回ってくるのか、 その辺の財源の性格について御説明いただきたいと思います。

以上です。

議長(薮野 勤君) 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長(島原功明君) 小山議員の3点の問題について御説明いたします。

まず、1点目として今回補正をお願いしてます80万については、具体的に申しますと、診療報酬情報、医療月報等の資料等の提供が国保連合会から通信回路によって行われます。それと、我々保険者においては、これによってデータの帳票の参照及び検索等の業務が簡素化されます。それと、この通信回路により、まず老人保健受給者の関係でレセプトによる疾病情

報等の把握ができますので、これにより例えば保健婦さんとかホームヘルパーさんが訪問介護のためのケアのために活用することも将来においてはできます。

それと、2点目のプライバシーの保護の関係なんですけど、これについて御説明いたします。まず、これを導入に際して国保連合会の方で、個人情報等の関係がありますので、ユーザーID、パスワード等の個人認証機能、またここではNTTが扱うということですので、セキュリティーサービス等の関係も加入するということを聞いております。それと、まず泉南市との間に結ぶということですので、泉南市における泉南市電算処理の関係の項目がありますので、それに抵触しないような形で覚書を交わすようになっております。

次に、第3点目の特別調整交付金について御説明いたします。特別調整交付金については、画一的に測定できないような特殊な事情があります。 それによって10項目程度の交付事由があります。まず、1つ目としては 災害等により保険料を免除したとき、(小山広明君「財源について」と呼ぶ)財源については特別調整交付金——特別調整交付金について御説明いたします。

これについては、今申しましたように交付事由として10項目程度あります。災害等により保険料を減免したこととか、それとか流行病、災害により療養給付費がふえた場合とか、そういう場合について特別調整交付金が交付されます。そのほか8項目ぐらいがありますが、この件については一応特殊な事情ということで、その他特別事情ということで、内容といたしましては、先ほど申しましたように国民保険連合会との間に、要するに国保事業の安定化を図るということで、診療報酬の情報や医療費月報の統計資料及び在宅医療等の情報を提供できる体制が国保連合会の方にできたということで、これによって大阪府の各市町村間について全部結ぶということで、それに泉南市も同じように乗るということです。これについては財源補助として、定額80万円を限度とする補助が特別調整交付金として交付されます。

以上でございます。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 最後の御説明で再質問しておきたいんですが、これは

被保険者が保険料を払ってる部分の財源と、それから市が出しとるものとか国が出しとるものとか、いろいろ財源の種類があると思うんですが、この財源の種類はどうなのかということを聞いとるんで、そこに絞ってお答えをいただきたい。

それから、連合会の方でそういう医療月報、いわゆる医療の状態を把握 したので、それを各保険者にデータとして配るというんか連絡するという、 そういうようにお聞きしたつもりなんですが、そういう理解でいいのかで すね。そうすると、連合会の方で各被保険者の病状とかいろんなところが 全部掌握されて、こういう業務がされると思うんですが、当然それは掌握 されておるんじゃないかなと思うんですね、普通はね。それがどういう形 で今回、あったけども、それが各市町村にOA、電算でパッと連絡するよ うになったということなのか、そこをちょっともう一度確認しておきたい。 それから、あと訪問看護する場合に、それが1つのデータになるという ことで、 何 か そ う い う 被 保 険 者 の 病 状 が コン ピュ ー タ ー で 一 挙 に つ か め る ということで1つのデータになるのかなというように聞いたんですが、こ れでこういう措置をすると、今まで手作業でやっとったのが機械化すると 思うんで、こういう行政効果ですね。今よくこういう機械を入れるんだけ ど、なかなか目に見えての例えば人員の削減とか、そこに必要な人員を、 O A 機器を入れたからもう必要なくなったから、これから新しい事業の方 に振り回すとか、そういう目に見えた対応が見えないので、80万ぐらい ですからそれはすぐないのかもわかりませんが、一般的にこういうOA機 器を入れた場合の行政に与える影響ですね。そういうものをもう少し、ど

それから、そのデータをもらったら、また泉南市が委託をしているところにそのデータが行くという説明でしたね、今の場合。そういうことの中で、泉南市そのものとしてはこの予算をつけることでどう効果があるのかなというのがなかなか見えないんですが、その辺に絞って御説明いただきたいと思います。

ういうふうになっていくのか。ただ機械を入れただけで、余りそれが効果

がないということでは困るんで、そこらの分を御説明をいただきたいと思

議長(薮野 勤君) 島原国保年金課長。

います。

健 康 福 祉 部 国 保 年 金 課 長 ( 島 原 功 明 君 ) 小 山 議 員 の 御 質 問 に お 答 え い た し

ます。

まず、1点目の財源ですが、財源については直接国保会計に振り込まれます。一般財源でなく国保会計の方に交付金としておりてきます。

この電算処理の関係のメリットということで、どういうことがあるかということの御質問だったと思うんですけど、一応我々保険者においてはこれを使うことによって、今まで書類で送付されてきた分が、これによりまず帳票の削減等の資源の節減になります。我々が使うためのデータの活用が迅速にできます。それと、情報提供の迅速化ということです。

以上でございます。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) よくわかった点が1つあるんですが、今まで書類で送られてきたのが、電算で送られてくるということですね。これはわかりました。

あと国民健康保険会計に入ると。その入ることを聞いとるんじゃなしに、その金はどういう性格のものですかということを言うとるんですよ。被保険者が払ったお金が戻ってきて入ってくるのか、国から全く国の公費としてそれが支払われるのか、そこのお金の質をちょっと聞いとるんで、ぜひそれはお答えしていただきたいと思います。

それから、書類で送られてくるんであれば、相当書類が膨大な書類だったと思うんですね。郵送料も含めて。それは国民健康保険の連合会の方から送られてきたと思うんですが、当然そこには拠出をしておるというんか負担をしとると思うんですね、今まで市は。その分は当然来年度から減額になるのかどうかですね。今聞いたところによると、かなりそれは経費の節減になるんじゃないかなと思うので、一々資料が郵送で送られてきたのが、こういう形でこちらが80万円の設備投資をして受けれるわけですから、そういう点ではいつそういうことの相殺がされるのか、その辺をお答えをいただきたいと思います。

議長(薮野 勤君) 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長(島原功明君) 小山議員の御質問にお答えします。 財源については、国庫補助でございます。

先ほどのこの処理によってどれだけのメリットがあるかということなんですけど、一応金額的なものについてはそういう措置はございません。た

だ、事務的な処理が簡素化されて容易になるということでございます。 以上でございます。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 理屈からいうたら郵送で郵送代だけでも大変なことだと思うんで、それが要らなくなるわけですから、それは当然経費節減ということもこれの提案の大きな理由ですから、それは請求するものはちゃんと請求して、決まりがあるとかないとかという問題じゃないと思いますよ。だから80万円は国から出るということですから、被保険者には負担がない、これはわかりました。だから当然その経費が安くなった分はやはり還元をするような事務作業はして、議会にも説明をしてもらいたいと思います。でないと理屈に合いませんからね。お金の要る方だけ言いますけども、減った分はだれが利益を受けるのかも、この議論ではよくわかりませんので、今は決まりがないということですから、決まりがなくても理屈的にはそういうことが主張できるんであればきちっと主張して、つじつまの合うような対応をぜひお願いしたいと思います。

〔小山広明君「答弁、いいです」と呼ぶ〕

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(薮野 勤君) 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案 のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第16号 平成10年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

議長(薮野 勤君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第16号、平成10年度 大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明を申 し上げます。

平成10年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その補正内容でございますが、125ページでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億1,856万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を43億1,009万8,000円とするものでございます。

歳出から簡単に御説明を申し上げます。132ページをお開きをいただきます。まず、総務管理費について、本年4月1日の機構改革に伴う経費縮小などによりまして、733万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、下水道建設費について、委託料 6,000万円、工事請負費2億9,300万円、補償補填及び賠償金7,000万円、その他必要な経費を合わせまして 4億2,590万2,000円を増額するものでございます。

その内容でございますが、国の緊急経済対策としての第3次補正予算に基づき、内需拡大を図るための公共事業として、本市において公共下水道事業を前倒し実施するための費用を計上したものでございます。

以上の結果、歳出といたしましては、4億1,856万3,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、お手数ですが、131ページにお戻りをいただきます。ただいま説明いたしました歳出の財源といたしまして、国庫補助金2億1,200万円、市債2億1,200万円でございます。また、一般財源からの繰入金が543万7,000円の減額となりますので、歳入といたしましては、歳出と同額の4億1,856万3,000円を増額するものでございます。

お手数ですが、130ページをお開き願います。本格予算であります今回の下水道建設費の増額に伴いまして、地方債の限度額を変更する必要がございますので、第2条で地方債の補正を行い、さらに129ページにお示ししますように、今回の補正予算に伴う工事が2カ年度にまたがるため、第3条で債務負担行為の補正をあわせてお願いをするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承 認賜りますようお願いを申し上げます。

- 2 1番(北出寧啓君) 前回の一般質問でも指摘さしていただきましたけれ ども、現在下水道の市債発行高は154億円になっております。泉南市の 一般会計の市債と合わせてもう400億円以上になろうかという段階でご ざいます。

旧来の下水道工事は、市長も基盤整備ということで、それはよく理解さしていただいておりますし、雨水幹線工事、海岸部の浸水対策工事ということが優先されたということで、それはよしと考えるものでございますが、この状態が続けば本市の財政危機もより逼迫してくるということで、これ一部来年度の前倒し予算ということで位置づけられてるという発言もございましたけれども、今年度補正予算はこういう形にいたしましても、来年度からの方向づけをどのように考えていらっしゃるのか。それについて基本的な枠組みを今回の補正予算との関連で述べていただきたい。

議 長 ( 薮 野 勤 君 ) 南 下 水 道 部 整 備 課 長 。

下水道部整備課長(南 健志君) 今回の補正予算の位置づけでございますが、来年度につきましては、今年度とほぼ同額の事業費を予定したところでございますが、それについての国庫補助事業分の30%を前倒ししたという解釈でございますので、流れといたしましては予定する来年度事業は今年度並みというところで設定して、そのうちの一部を前倒ししたというふうに御理解願いたいと思います。

また、今後の下水道の見通しでございますけども、下水道といいますのは本市にとって子々孫々に引き継ぐべき重要なインフラ施設という認識をしておりますので、事業を平準化するという前提のもと、どのように整備していけばいいのかということにつきまして、中長期の財政見通しや行財政改革の中で模索してまいりたいということを考えてるところでございます。

以上でございます。

議長(薮野 勤君) 北出君。

2 1 番 (北出寧啓君) 3 0 %前倒しということで、来年度は例年度の 7 0

%を市債発行していくというふうに理解さしていただいてよろしいんでしょうか。解釈間違ってたら、また後で説明してください。

浸水対策もほぼ終わって、154億円となろうとしてるこの下水道工事に絡む赤字市債ですね。この赤字市債の額を今後どのように修正されていこうとされてるのか。今後また同じようなペースで上昇していくのか、200億円、250億円というふうに上昇していくのか、あるいは毎々、何年も前から申し上げさしてもらっておりますように、下水道工事の一応減速を考えるということ、速度を緩めるということは市長も了解されておりまして、今年度までは雨水幹線等の工事で仕方がない、これをやらざるを得ないという判断だと思うんですけども、来年度以降というのは新しい展開だと思うんですよね。だから、その辺で下水道工事を一応進捗速度を減速さしていって、市債の発行高を抑えるとか、その方のお考え方をお聞かせ願いたい。

また、大きく転換さしていくとか、あるいはこの継続の中で同じような 市債発行を継続されるのか、その辺の判断をお示し願いたい。

議長(薮野 勤君) 遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) 下水道事業につきましては、今回の国の緊急経済対策ということで、基本的な考え方は先ほど担当課長から申し上げましたように、11年度に予定してるやつを前倒しで今年度中に行っていくということでございます。これについては財源的にもかなり有利な財源になっておりますので、前倒しをやっていくということでございます。

単純に数字的には非常に難しいんですけれども、その分が11年度若干でも減らしていくと。当然11年度に予定していた工事を10年度にやるわけですから、その分が減っていくという形になって、考え方としてはそういう考え方で11年度の予算については組んでいかなければならないというふうに考えております。

ただ、以後の下水道の地方債の発行等につきましては、これは何度も申し上げておりますけれども、基本的に雨水の工事が終わります 1 1 年度以降については、かなり汚水の分についても厳しい選択をしないと、なかなか総額を減らしていくということになりませんから、平準化していくということの上に、さらにどのぐらいスピードを緩めるといいますか、工事の量を減らしていくということを努力できるかということを下水道ともども

いろいろ検討していきたいというふうに思っております。

議長(薮野 勤君) 北出君。

2 1番(北出寧啓君) 来年度国家予算も、きのうからきょうの新聞で報道されておりますけれども、見ても赤字国債発行総額31兆円ということで、不況の中で一時的な措置だということでございますけれども、その中で国債現在額は20兆円有余ということで、これは完全に破綻した国家財政でありますし、ヨーロッパ、アメリカに比べると日本の惨たんたる状況、官僚も政治家も何も有効な選択をできなかったということが、ここで如実に示されておりますと思います。

それに伴って、こういう有利な条件設定というのは、あくまで内需拡大ということで、赤字建設国債を国がどんどん発行して、それに自治体が乗れということで、破産しつつある自治体にあくまでこういう条件で乗れということなんですから、その辺踏まえた上で、ほんとに慎重な判断をしていただかなきゃならない。この件に関しては前倒しということで了解さしていただきますけれども、いまーつ助役は方向性云々と言われます。一定の数値、例えば今雨水幹線工事が終わって、進捗速度を50%にするとか70%にするとか、いやこのままやっぱり80から90%でいくんだとか、その辺の基本姿勢だけでもお示し願いたいと。数値も何も出なければ、煙に巻くようなことをして、相変わらずの状態で継続してきてるわけですから、はっきりとした意思選択を、決断を示していただきたいと思います。

議長(薮野 勤君) 遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) この点につきましては、先ほど申し上げました雨水の事業がほぼ終息に向かう中で、事業費をどのように設定するかというのは、 先ほど議員からもおっしゃいます市債といいますか、借金をどれだけ減ら していくかということと密接な関連がございます。この辺については、先 ほども申し上げましたが、今担当部局とも議論をしておりますけれども、 現行の総事業費をベースにしながら、約半分ぐらいの事業費でできないも のかというふうなことで我々とすれば検討をしていきたいというふうに考 えております。

議長(薮野 勤君) 北出君。

2 1 番(北出寧啓君) 一応進捗速度を半分減額していくという枠でやるというふうに理解さしていただいてよるしいですね。また、来年度予算、3

月議会に出てくると思いますけれども、ここで確認さしていただきます。 それでは、終わりたいと思います。

議長(薮野 勤君) ありませんか。 ―――和気君。

13番(和気 豊君) 一、二質問をしてまいります。

4億になんなんとする年度途中での新たなる事業になるわけですが、確かに国が内需拡大という方針のもとに緊急経済対策としての予算措置をしたと。この中身ですね。当然景気浮揚が大きな柱になるわけですから、地元業者の皆さんへの発注と、こういうことになると思うんですが、どういう事業内容を予定をしておるのかですね。

それと同時に、景気浮揚だからということで、やみくもにということになってはならないと。やはりそれだけのこの事業目的が国の大前提があるわけですから、いわゆる住空間や遊空間、田園空間、高齢者に優しい空間、これの確保と相まって下水道事業を進めていくと、こういう大前提があるわけですから、例えばその事業でどれだけの面整備が進むのか。それと、そこでどれだけの住戸がこの下水道事業によっていわゆる枝管をつないでいくのか、この事業に参入していけるのかですね。そういう点もあわせて、余り細かくならずに、基本的な点で結構ですので、お示しをいただきたい。

それから、やはり起債が半分ということで、この起債の償還等に特別な条件がついておれば、何かそういう話もちょっと聞いておるわけですが、 お示しをいただきたい。

それから、先ほど北出議員が将来の事業の、いわゆる起債に依存する事業の見直しをやはり考えていくべきではないかというふうに言われました。確かに今は2%をちょっと超えてるような低利息になっているんですが、今度の公共事業を大きく5%膨れ上がらし、その中でも特に住宅関係の設備投資を大きな柱にしていると。住宅建設も国民に有利なように低利にしていくと。何か15年ぐらいのいわゆるローンの見返り、還付があるという話にもなっているようでありますが、それをとらえて当然金利が上がるんではないか、こういう懸念が一斉にマスコミ等で報道されているようであります。そういう点でやはり金利高騰ということが予測されるのであれば、起債の発行等、それに依存する事業の見直し、これは当然やっていかなければならないというふうに思うんですが、その辺、金利負担との兼ね合いでもう一度、やはり50%という数字を示されたんですが、その辺の

裏づけについて、ただ単なる議会での決意表明ということではなく、裏づけも含めて遠藤助役にはお聞かせをいただきたい、こういうふうに思います。

以上3点。

議長(薮野 勤君) 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長(南 健志君) 今回の補正予算、国の3次補正予算でございますけども、基本的な考え方といたしまして、やはり現下の厳しい景気の状況を踏まえて、積極的に追加補正を行うということで、その対象としましても下水道ということで、公共用水域の保全であるとか、いわゆる浸水の防止であるとかという点で効果的なもの、あとは緊急発注しますので条件が整ったもの、そういうスクリーニングをした上で今回の事業発注をしていきたいということを考えております。

それから、やはり景気対策ということでございますので、発注する工事につきましてもいわゆる市内向け、地元向けと申しますか、大手ではないといったものを考えているところでございます。

それから、具体の軒数だとか云々につきましては、少しまだ集計をしておりませんので、集計が終わった段階、特に3月の来年度予算編成時にはおおむね当初予算の分と合わせての本年度の普及予想値が出ますので、ここらでお示しをしていきたいということは考えております。

それから、財源につきましては、通常の起債の償還につきましてはその2分の1が基準財政需要額に算入というのが通常でございますが、今回の補正に関しては全額が基準財政需要額に算入ということになりますので、いわゆる交付税算入の基礎になります基準財政需要額に算入されるというところが財源的な有利な点というところでございます。

以上でございます。

議長(薮野 勤君) 遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) 先ほど北出議員の御質問にもお答え申し上げましたが、その中で来年度については一定その分の四億数千万については10年度に前倒しをすると。その分が減っていくと。それ以降、雨水の事業がかなり低減をしていきますので、具体的には平成12年度以降については約半分ぐらいをめどに下水道の事業を進めていきたいというふうに今考えております。その際、まだ試算ではございますけれども、起債の発行額が大体6

億程度に抑えられるんじゃないかということで考えております。

現在、起債ということの性質上、今まで発行した分の元利償還といいますか、がかなり 1 0 億単位で今後進んでまいりますので、できるだけ早急に事業を抑え、したがって起債の発行額を抑えていくということが、直ちには効果は出ませんが、将来的な負担減につながるというふうに考えておりまして、できるだけ早期に事業費を抑える。財政ベースの面からだけ見ますと抑えていきたいなと、その目安が先ほど申し上げました約半分ぐらいということで考えているということでございます。

## 議長(薮野 勤君) 和気君。

1 3 番(和気 豊君) ただいま遠藤助役から御答弁ありましたけれども、 5 0 % という数字を示されましたので、私はあれっと思ってたんですが、 今言いますと6 億くらい起債発行をされると。そうしますと、9 年度決算で8 億 6,000万何がしかの一般会計からの起債償還に対する繰り出しと、 それから今も10年度でもここに御案内のように9億近いやはり起債の発行になってるわけですから、よく見ても30%ぐらいの減にしかならない。 それじゃ半分にはならないというふうに思うんです。

それと、いわゆる雨水排水、これがもうかなり進捗して、ほぼ完了している、この分が減るんだと。それじゃ余り政策的にこの起債発行額を減らしていくという、その辺のことについては、この内容から雨水が外れてちょうど好都合に展開すると、雨水が完了するんでね、そういうふうに聞こえるんですが、政策的な展開について私はお聞かせいただきたいというふうに質問したつもりなんですが、その辺は改めてお聞かせをいただきたい。

それから、先ほど3月でやってくれという、そんな話ありますかいな。 これはここでちゃんと予算を認めてくれという話なんですからね、ここで はっきりさせないと、そんな先送りで、わけのわからんうちに予算を認め てくれ、そんな話ありますかいな。

それで、先ほどからも課長が一生懸命説明するわけですが、これはその辺の基本的な問題ですから部長にもお答えをいただきたいのと、それから基準財政需要額全額見るというのも、結局あれでしょう。基準財政需要額の75%が交付税の算定ですから、やっぱり25%は泉南市の一般財源で補てんをしなければいけない。結局、残りの75%ですから、全体の32.5%を面倒見てもらうと、こういうことになるわけですね。

そういうことで、それと、細かい事業は結構ですが、ちょっと私所管の委員でもありますから事前に資料をいただいてるんですが、府道堺阪南線北野交差点から日本化学前というのが1つ前倒しの事業として計画されているようでありますが、ちょっとこの辺は、私先ほども質問しましたけれども、気になるんですね。一体ここに汚水管を入れることによって、どれだけの面整備、そこにどれだけの住戸があって、どれだけの枝管の配管になって快適な生活の保障を住民の皆さんに提供できるのか。この辺は余り意味がないように思うんですよ。片方はオークワですか、スカイシティですね。そして片方もずうっと住宅が張りついてますし、その住宅の裏側は調整区域ですよね。農用地指定を受けてる市街化調整区域ですね。余り住宅もないというふうに思うんですが。やることはいいんですが、やっぱり効果ある事業展開をしてほしいなと、こういうふうに冒頭お伺いをしているわけです。

以上です。

議長(薮野 勤君) 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長(南 健志君) 汚水整備戸数という形で集計してないもので、十分なお答えできないことはおわび申し上げたいと思います。ただ、今回汚水につきましては3区間、樽井みずほタウンであるとか府道の泉佐野岩出線、いわゆる樽井地区あたりと、それから今御指摘ありました北野交差点・日本化学前と府道堺阪南線、この3区間を考えているところでございます。

それから、今御指摘のありました北野交差点・日本化学前といいますのは、汚水の準幹線の部分でもございますので、まず根元になる部分の幹線でもございますので、ここから展開も可能かということも考えておりますし、本来岡田北野地区といいますのは我々も重点的に整備していかなければならない地区ということで、これも11年度予算では残りの地区についても整備の必要があるという考えのもと、条件の整う、短期間に発注の可能なものをピックアップしたという解釈でございますので、あわせて11年度予算とトータルで判断していただきたく、また次の予算編成時にもお示しさせていただきたいということは考えているところでございます。

それから、政策的な部分はという話でございますけども、財源的な部分

はともかく、我々は基本的にはまだまだ下水道は必要という認識のもと、ただし厳しい財政状況がございますので、市民の皆様の納得をいただくような整備計画はいかがかということを、そういう財政部局であるとか原課の方で話し合ってるということでございますので、よろしく御理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 議長から指名をいただきましたので、質問させていた だきたいと思います。

委託料の6,000万、これをちょっと御説明をいただきたいのと、補償補てんの分の7,000万、この御説明をいただきたいと思います。まず、それを御説明いただきましょうか。

議長(薮野 勤君) 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長(南 健志君) 委託料と補償費でございます。補償費に つきましては、これは工事に伴って必要となりますガス、NTTの移設費 ということでございますので、御理解願いたいと思います。

それから、委託料でございますけども、これは工事ではございませんで、いわゆる実施設計費、来年11年度以降に事業化を予定する区域の設計費を計上したものでございまして、場所につきましては現在整備区域の隣接地あたりを中心に設計をしてまいりたいということを考えております。

以上でございます。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 景気対策で特別に地方が一銭もお金を、現在は出さずに工事をやれるということですが、それだけに具体的な発注で景気がよくなるということを想定しとると思うんですが、もちろん委託料もそらそういう部分であると思いますが、やはり具体的な工事をするということで対応した方が効果があるんではないかなと思うんで、この委託料の6,000万円の来年度に向けての設計費というのはちょっと納得いかないんですが、それはどういうことなのか、もうちょっと御説明いただきたいと思います。それから、あとはガスの分ですから、それはよくわかりました。

そういう点で、景気対策ということですから直接工事発注できるような ものにするのかなと、説明からいえばそう思うので、その辺の御説明をも う少し、なぜこれをしなければいけないのかですね、していただきたいと 思います。

それから、景気対策でこの下水道となっておるんですが、当面はお金を出さなくてもいいとしても、起債が残りまして、かさんできます。当然、基準財政需要額に算入するということで、その分が交付税に反映されるということですが、交付税の説明を聞いても交付税そのものは全国的に大きな伸びは示さないと私は思うんです。だから、全国的に調整をして、いただいている資料でもわずかでありますが、13億2,900万円のいわゆる財政需要額から見れば、基本収入額に対して交付税が必要だとなっとるんですが、全国調整も13億2,300万円というように600万円減額されておるわけですね。

今後、国の財政事情も、これはずっと長い年月にわたって償還をしてい くわけなんですが、こういうように国自身の大きな懐は私はこれで影響を 受けないんじゃないかなと思うんですが、こういうやり方はやはり地方財 政に大きなしわ寄せをしてくると、そう思うので、市の方も景気対策でこ ういうことを言われたらやらないかんけども、そこには当然起債がくっつ いてくるというあり方、そしてその事業をすれば維持管理も当然かさんで くる。そういうことがたまりたまって地方財政を悪化しとると思うんで、 やはり常に起債がついて回るこの事業というのは一体どこでどう歯どめを していかないと、なかなか地方で独立して財政問題を考えることができな いと思うんですが、こういうことに対する、今回は特に大きな補正予算で ありますから、市長、やはり先ほどの質問にもいろいろこれから下水道事 業は少しスローダウンしていかないといけない。それは財政問題が主要に 私は原因としてあると思うんですが、必要性としてはそれはもちろんあっ ても、ないそでは振れないわけですから、本当に地方が財政をきちっと考 えた中でやれる、現在そういう制度でないと思うんで、その辺も踏まえて 市長、どういうようにこの点でお考えになっておられるのかを御答弁いた だければと思います。

議長(薮野 勤君) 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長(南 健志君) 委託費の考え方でございますが、御指摘のとおりできるだけ工事で発注していきたいという認識はありますが、前倒し発注ということで短い期間で発注までにこぎつける必要があるという

ことでございますので、地元だとか各種調整が可能なものをできるだけピックアップしたというところでございます。その他につきましては、次期工事発注につながるための実施設計。実施設計がないと工事発注できませんので、発注につなげるための実施設計ということで御理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長(薮野 勤君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 雨水につきましては平成12年度で概成をするという 予定になっておりますので、当面雨水については、特に低地帯あるいは浸 水対策、超緊急を要するところについてはおおむね一定の成果が上がると いうふうに考えておりますので、雨水については一段落したいというふう に考えております。

なお、それはどちらかといいますと物理的な要因であるわけなんですけども、今後汚水に特化していくということでございますけども、これもできるだけ投資に対して効率のいいところを重点にしていきたいというふうに考えておりますのと、それから従来市の方の公共下水道汚水幹線として置づけられていたものを、今も府と交渉いたしておりますけれども、国にもお願いしてますが、流域幹線として延ばしていただくというふうなことも今運動を行っております。そうなりますと、当然市の負担は軽減されてくるわけでありますから、そういう動きも一方ではやっておりますれてくるわけでありますから、そういう動きも一方ではやっております。いずれにいたしましても、下水道というのは非常に長期に事業展開するものでございますから、既に平準化しつつはございますけれども、さらに市全体の財政状況、また投資効率を見た上でペースダウンをしていくという考えにいたしております。

ですから、今回も来年度予定しておりますものを有利な条件のもとに、 また緊急経済対策ということで前倒しでやるということで御理解をいただ きたいというふうに考えております。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 事業の種類を流域幹線にすると、これは府が事業主体 になるんですかね。それはそういう新しい答弁ですので、どの部分をそう いう予定で今働きかけとるのかを、もしわかっておれば御説明をいただき たいと思います。

それから、雨水幹線はほとんど終わったという位置づけ。そうすると、今まで予算を組んできた汚水管部分でスローダウンをすると、こういうふうに受け取ってもいいですよね。雨水管は今もう接続もなくなってくるわけですから、それは方針じゃなしにもう金額が落ちてくると思います。汚水管についても再三予算をスローダウンしていきたい、抑えていきたいという答弁があるわけですから、汚水管部分についてどれぐらいのダウンをしようというのか、その辺をきちっと発表しておいてもらいたいと思います。

それから、私が住んでいる団地で、私のことを言うわけではないんですが、鳴滝地域が下水道整備されて、実質的には鳴滝と同じ、道路部分の区画でいえば市場大発団地が下水まだ整備されてないんですね。これは再三、何でそばまで来て、後で建てた新興住宅も全部汚水がつなげるのに、古くからある団地のつなぎ込みがなぜできないんかと。小山さん下水道に反対しとるから遅いんと違うかと、そんなことも言われて、私も苦しい立場なんですが、私そういう部分的なことを言っとるわけじゃないんでね。当然矛盾のない、やはり地域整備というのは住民に誤解を与えないような整備をしていかないと、旧26号線までだといっても、その後鳴滝地域だけじゃなしに、ほかもどんどん上へ上がってきとるわけですね。そういう住民がなぜここがなかなか整備されないのというところについては、やはり誤解のないように、こういうときにはすぐ面整備は道路ですからできるわけですから、そういうものもやっぱり今回の景気対策に入れていくべきだと思うんですね。

不自然な状況というのは、いろいろ説明も大変ですし、そういう点では 先ほどほかの地域の整備説明もありましたけども、前からも本会議の中で もそういう議論はしとるわけですので、ぜひそういうものも組み込んでい ただくようにしてもらいたいと思うんですね。今の7,000万円のそうい う来年度に向けての委託料であれば、直接そういう面整備できるところを やれば私はいいんじゃないかなと思うんで、あえてそのことだけは最後に 答弁をいただきたいと思います。

議長(薮野 勤君) 南下水道部整備課長。

下水道部整備課長(南 健志君) 汚水整備の今後のあり方でございますけ

ども、事業費を縮小せよという意見もある一方で、やはりまだまだ下水道整備はいただきたいという地区、いろいろ市内地区あるところでございます。我々といたしましても、そういう整備効果、地域の声などを聞いて、先ほど申しましたように市民の皆様に納得のしていただく整備計画を立てる必要があるのではないか。それもあわせて、財政的な面からもあわせて妥当な範囲を探っていきたいということを考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

議長(薮野 勤君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 公共下水道から流域にお願いしておりますのは、この前一丘団地まで延ばしていただきましたけれども、それをさらに延伸をして新家駅前といいますか、踏切を越えてできるだけ泉南線沿いに延ばしていただきたいということで、今府の方にもお願いしてますし、先般も私、建設省の方に行ってまいりまして、直接お願いもしてまいりました。結果はまだ出ておりませんけれども、そういうことによりましてかなり市の持ち出し、負担が減りますので、そういうことを今検討をいたしております。それから、雨水幹線は12年度からぐんと、7割近く減ってこようかというふうに思っておりますが、汚水についてはそう極端には減らせないというふうには思いますけども、可能な限り投資効率の上がる形での配分という形でやってまいりたいというふうに考えております。

討論に入ります。討論はありませんか。―――和気君。

1 3 番 (和気 豊君) 議案第 1 6 号について、賛成の立場から討論いたします。

この事業は、いわゆる景気対策として国の公共事業の前倒し、そしてそういう性格から地元業者への発注、地元業者の皆さん、本当に今不況の中で仕事がなくて困っておられます。そういう点では全体として了としたいんですが、提案の仕方が非常に粗雑で乱暴だと。これだけの事業をやるわけですから、年度途中で4億になんなんとする事業、異例のことであります。10%を超える事業をやるわけですから、当然個々の事業についてその投資効果、市長もいみじくも答弁の中で言われました。投資効果が一体どうなるか、張りつきの戸数にどう影響が出てくるのか、そういう点も当

然明らかにされる必要がありますし、先ほど来の討論の中心はどれだけ公債費の削減をしていくか、ここに論点があったわけであります。その政策的な意図を私、伺ったわけですが、課長の答弁のみに任せ、その中心であるべき助役からの答弁がない、こういうことで前へ進められているわけであります。

基本 2 点について私は問題点を指摘しながらも、この事業の性格、冒頭に申し上げましたように賛成の立場からの討論といたします。

以上です。

議長(薮野 勤君) 討論はありませんか。 ——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(薮野 勤君) 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案 のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第17号 平成10年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(薮野 勤君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠 藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第17号、平成10年度 大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算(第2号)について御説 明を申し上げます。議案書137ページでございます。

平成10年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条の第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、2, 9 9 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございまして、増額

項目につきましては、前年度繰越金及び汚水処理施設管理基金定期預金利 子の基金への積み立てとなっております。

以上、簡単でございますが、本議案の説明とさせていただきます。よろ しく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(藪野 勤君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。 <u></u>討論なしと認めます。 これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(薮野 勤君) 御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案 のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第18号 平成10年度大阪府泉南市水道事業会 計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(薮野 勤君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。佐 野水道部長。
- 水道部長(佐野芳男君) 議案第18号、平成10年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算につきまして説明を申し上げます。議案書の143ページから148ページとなっておりますが、145ページについて御説明を申し上げます。

まず、収益的支出の補正でございますが、款といたしまして水道事業費用678万4,000円を増額し、14億9,098万4,000円とするものでございます。内容につきましては、本年4月1日に実施されました人事異動等によります給料、手当、法定福利費の人件費の増額でございます。

次に、146ページでございますが、資本的収入の補正でございますが、 節区分、受託工事負担金といたしまして8,800万円の増額補正を計上しています。

また、資本的支出の配水管改良工事費の工事請負費で&,000万円を計

上しています。これは下水道の埋設工事に伴いまして、支障物件となります水道管の移設工事、復元工事を下水道部で施工し、原因者の方で事務費 10%を加えまして負担していただくものでございます。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の 上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(藪野 勤君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— ——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。 
一計論なしと認めます。
これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(薮野 勤君) 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案 のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第19号 平成9年度大阪府泉南市一般会計歳入 歳出決算認定についてから、日程第26、議案第38号 平成9年度大阪 府泉南市水道事業会計決算認定についてまでの以上20件を一括議題とい たします。

ただいま一括上程いたしました平成9年度泉南市各会計決算認定20件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、まず初めに監査委員より報告を求めます。監査委員 谷 外嗣君。

監査委員(谷 外嗣君) それでは、議長のお許しを得ましたので、ただいまから平成9年度一般会計並びに特別会計等、並びに水道事業会計の決算審査を執行した結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、泉南市長より審査に付されていた一般会計及び特別会計等の決算について、平成10年8月3日、4日に黒須監査委員と和気前監査委員が審査を行いました。この中で審査に付された歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と照合した結果、いずれも符合しており、その収支は正確であることを認めました。

引き続きまして、平成9年度水道事業会計決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、

泉南市長より審査に付されていた水道事業会計決算について、平成 1 0 年 7 月 3 日に黒須監査委員と和気前監査委員が審査を行いました。これにつきましては、水道事業会計決算書を中心に証拠書類並びに関係諸帳簿等について審査をいたしましたところ、いずれも法令の定めるところにより執行されており、その状況は適正に行われておりました。

なお、審査意見書につきましては、それぞれ別添のとおりお手元に配付 しております。

甚だ簡単でありますが、審査報告といたします。

議長(薮野 勤君) ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 — 質疑等なしと認めます。

次に、ただいま一括上程の各会計決算認定 2 0 件に関し、理事者から順次内容の説明を求めます。収入役 辻 勇作君。

収入役(辻 勇作君) 議長から御指名をいただきましたので、ただいまー括上程されました議案第19号から37号に至ります平成9年度泉南市ー般会計及び各財産区会計並びに各特別会計の歳入歳出決算につきまして、 その概要を簡単に御説明を申し上げます。

その前に一言お断りを申し上げますが、御参照いただきます平成9年度決算書につきましては、過日の第3回定例会に配付いたしました決算書を使用していただきます関係で、日付につきましては平成10年9月21日とあるのを平成10年12月14日と読みかえていただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、御説明をいたします。

まず初め、決算書 1 ページから 6 ページにわたります一般会計でございますが、歳入決算額 1 9 5 億 6, 9 9 0 万 9, 0 6 8 円に対しまして、歳出決算額 1 9 5 億 5, 6 1 9 万 8, 6 1 4 円と相なり、歳入歳出差し引きいたしますと1,371万 4 5 4 円の黒字となっておりますが、翌年度すなわち 1 0 年度へ繰り越しいたします繰越明許費繰越額 1,256万 2,399円がございましたので、それを差し引きますと平成9年度一般会計の実質収支は114万 8,055円の黒字決算となりました。しかしながら、平成9年度単年度収支額は734万 9,541円の赤字となっております。

続きまして、 7 ページから 8 ページの 樽井地区財産区会計でございますが、歳入決算額 7 億 5, 7 8 8 万 5 7 2 円に対しまして、歳出決算額 6, 3 1

2 万 6,5 2 1 円となり、歳入歳出差引額 6 億 9,4 7 5 万 4,0 5 1 円は、平成 1 0 年度へ繰り越しをいたしました。

次の狐池財産区会計、信達市場(久堀池)財産区会計、馬場財産区会計、 海営宮池財産区会計、信達市場財産区会計、新家(大池)財産区会計、道 光寺池財産区会計、新家高野・野口(大掛)財産区会計、幡代財産区会計、 信達六尾財産区会計、信達金熊寺財産区会計、信達岡中財産区会計の12 財産区会計の各歳入歳出決算額等につきましては、決算書9ページから3 2ページにお示しをいたしておりますので、勝手ながら省略させていただ きますので、よろしく御了承賜りますようお願いいたします。

続きまして、特別会計の決算について御説明を申し上げます。

33ページから34ページの交通災害共済事業特別会計でございますが、歳入決算額496万5,122円に対しまして、歳出決算額494万3,050円で、その歳入歳出差引額2万2,072円は、平成10年度へ繰り越しをいたしました。

次に、決算書35ページから37ページに記載の国民健康保険事業特別会計につきまして申し上げます。歳入決算額は42億5,364万1,507円でございまして、歳出決算額は43億8,185万1,853円となっており、実質収支ではその差引額1億2,821万346円の不足が生じましたので、翌年度繰上充用金によりましてその不足額1億2,821万346円を補てんいたしました。

次に、39ページから40ページに老人保健特別会計がございます。歳入決算額43億7,275万8,977円に対し、歳出決算額は43億7,636万7,065円となり、歳入歳出差引額において360万8,088円の不足が生じましたので、同額を翌年度繰上充用金で補てんをいたしました。

次に、41ページから42ページの下水道事業特別会計につきまして御説明をいたします。歳入決算額35億8,397万7,998円に対し、歳出決算額は35億4,377万9,319円となりまして、その差引額4,019万8,679円は、継続費逓次繰越額935万2,629円と繰越明許費繰越額3,084万6,050円の合計額でございまして、10年度へ繰り越しをいたしました。

最後に、43ページから44ページにかけての汚水処理施設管理特別会計でございますが、歳入決算額は1,903万6,453円、歳出決算額は1,

8 6 2 万 4 , 4 6 7 円となっておりまして、歳入歳出差引額、すなわち実質 収支額 4 1 万 1 , 9 8 6 円は、平成 1 0 年度へ繰り越しをいたしました。

なお、ただいま御説明を申し上げました一般会計を初めといたします各会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、決算書の45ページ以下にお示しをいたしておりますので、よろしく御参照のほどお願いを申し上げます。

以上、極めて簡単でございますが、平成9年度の一般会計を初めとする 財産区会計、特別会計、各会計の決算につきましての概要の説明とさせて いただきますので、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御認定を賜 りますようお願いを申し上げます。

議長(薮野 勤君) 佐野水道部長。

水道部長(佐野芳男君) それでは、私の方から議案第38号、平成9年度 大阪府泉南市水道事業会計決算認定につきまして、内容の御説明を申し上 げます。

なお、水道事業会計の決算書につきましては別冊となっております。その別冊の26ページでございますが、まず業務の内容につきまして順次御説明を申し上げます。

給水人口につきましては、本年度6万2,840人ということで、前年度に比べまして927人の増加になっております。なお、比率にいたしますと1.5%の増でございました。

続きまして、給水戸数でございますが、本年度2万1,173戸で、前年度に比べまして752戸の増加ということで、比率にいたしますと3.7%の増でございました。

次に、総配水量でございますが、844万3,040立方メートルという ことで、前年度に比べまして8万7,228立方メートルの増加でございま す。なお、比率にいたしますと1%の増でございました。

次に、総給水量でございますが、764万1,350立方メートルという ことで、前年度に比べまして11万2,768立方メートルの増加でござい ます。なお、比率にいたしますと1.5%の増でございました。

次に、取水量でございますが、865万2,690立方メートルということで、前年度に比べまして8万9,140立方メートルの増加でございます。 また、比率にいたしますと1%の増でございます。 なお、取水量の内訳でございますが、自己水量といたしましては323万8,620立方メートルで、前年度に比べまして19万3,100立方メートルの減少となり、比率にいたしますと5.6%の減となっております。

なお、府営水量でございますが、541万4,070立方メートルでございまして、昨年に比べ28万2,240立方メートルの増加となり、比率にいたしますと5.5%の増となっております。

ちなみに、この取水量に対しまして、自己水量と府営水量の比率で申し上げますと、自己水量の占める比率が37.43%で、府営水道の占める比率が62.57%になってございます。

続きまして、 5 ページの収益的収入及び支出につきまして内容の御説明を申し上げます。

まず、収入の部でございますが、第 1 款水道事業収益といたしまして、 予算額の合計額が 1 4 億 6, 2 9 7 万 4, 0 0 0 円となってございます。なお、 決算額といたしまして 1 4 億 4, 6 2 5 万 1, 3 2 9 円でございます。

続きまして、6ページの支出でございますが、第1款水道事業費用といたしまして予算の合計額が14億4,604万8,000円となっております。 これに対しまして、決算額が14億939万7,665円となってございます。

次に、7ページの資本的収入及び支出につきまして内容の御説明を申し上げます。

まず、収入の部でございますが、第 1 款資本的収入といたしまして、予算の合計額が 1 1 億 7,6 9 0 万 6,3 6 6 円となっております。これに対しまして決算額が 4 億 9,8 8 8 万 4,1 3 5 円となってございます。

次に、8ページの支出の部でございますが、第1款資本的支出といたしまして、予算額の合計額は14億6,994万6,366円となっております。 これに対しまして決算額が7億2,832万6,490円となってございます。

続きまして、9ページから10ページにかけましての平成9年度泉南市 水道事業損益計算書につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

まず、当年度純利益でございますが、2,344万5,450円の純利益となっております。次に、前年度からの繰越欠損金でございますが、9,369万9,542円となっております。これを差し引きまして、当年度未処理欠損金といたしまして7,025万4,092円と相なってございます。

以上、簡単でございますが、平成9年度水道事業会計の決算につきまして内容の説明とさせていただきます。何とぞよろしく決算の御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成9年度各会計決算認定20件につきましては、12名の委員をもって構成する平成9年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(薮野 勤君) 御異議なしと認めます。よって、平成9年度泉南市各会計決算認定20件につきましては、12名の委員をもって構成する平成9年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました平成9年度決算審査特別委員会委員12名の選任につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(薮野 勤君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。平成9年度決算審査特別委員会委員に、1番井原正太郎君、2番 小山広明君、4番 市道浩高君、5番 大森和夫君、6番 松本雪美君、7番 東 重弘君、10番 谷 外嗣君、11番 南良徳君、12番 真砂 満君、14番 成田政彦君、18番 上山 忠君、26番 嶋本五男君の以上12名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました 1 2 名の諸君を平成 9 年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。委員各位におかれましてはよろしくお願い申し上げます。

次に、日程第27、議案第39号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(薮野 勤君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第39号、一般職の職員 の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申 し上げます。

提案理由でございますが、平成10年10月9日に国において一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正法が可決成立したことに伴いまして、本市におきましてもこれに準じて一般職の職員の給料及び諸手当の額を改正するために、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正内容でございますが、扶養手当につきましては、満16歳の年度初めから満22歳の年度の末までの子がいる場合の加算額を、1人につき月額「4,000円」を「5,000円」に、また宿日直手当について、通常の宿日直については1回につき「3,800円」を「4,000円」に、特殊業務にかかわる宿日直については「6,800円」を「7,000円」に、常時宿日直勤務については月額「19,000円」を「20,000円」に、また給与につきましては、国の改定に準じて本市に適用した結果、平均0.84%の増の改定を行うものでございます。

改正後の給料及び扶養手当につきましては、平成10年4月1日から適用するものとし、宿日直手当につきましては、平成11年1月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審 議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 2番(小山広明君) 泉南市は収入を支出が上回るという、普通の企業であれば倒産状態だと思うんですが、これまでの議会の議論の中でも給与は別に自由に決めれるんだという議論が基本的にあったと思うんですが、今回地方公務員法 2.4 条によってということであるんですが、この中にもいわ

ゆる民間企業の従業員の給与その他を考慮して決めるようにという、法律は国会の方でこのことに準じてやっておると思うんですが、私たち地方自治体においてもこの条例制定について、この基本的なところは我々の判断する内容になるのではないかなと思うのですが、泉南市の民間事業の従業員の給料というのは一体どの程度にあると泉南市の方は掌握をしていらっしゃるのかですね。普通にいえば倒産で給与ももらえないという、そういう大変不況という状態があると思うんですが、泉南市の実際の社会状況と今回の条例を変えるのを出してきた関係について、ひとつ御答弁いただきたいと思います。それだけまず聞いておきたいと思います。

副議長(奥和田好吉君) 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長(橘 正三君) 人勧につきましては、公務員につきましては労働基本権の制約を受けまして、みずから給与の決定に直接参加できる立場にないということでございますので、その代償措置といたしまして人事院が勧告いたしまして、それに準じて各市町村につきまして対応してるというものでございます。

市内の企業の給与関係につきましては、申しわけございませんけれども、 調査いたしておりませんので、ちょっと不明でございます。よろしくお願 いいたします。

副議長(奥和田好吉君) 小山君。

2番(小山広明君) そうすると、今まで本会議で答弁されておられたように、収入が少ないわけですから、その範囲内で我々は運営をしなきゃいけないと、そういう立場にあるので、そういう収入も含めて給与が自由にこの場で、条例で決めなければならないとはなってますね。だけど、今の答弁によりますと、みずから決めることができないので、人事院の勧告に基づいて提案してるということなんですが、この勧告というのは別に絶対守らないかんということなのかですね。ちょっと今まで答弁されたこととは矛盾すると思うんですけど、絶対にそれは守らないといけない性格のものなのか、いやそれは勧告だから市が市の財政上考えて自由に給与は決めれるという理解でいいのかどうか、それをお答えをいただきたいと思います。副議長(奥和田好吉君) 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長(橘 正三君) 済みません。ちょっと説明が不足 だったかと思うんですけれども、給与につきましては人事院勧告によって

決めるという、準じて決めるという形なんですけれども、給与の決定に公務員が直接参加できないので人事院の勧告があるということですので、決められないということではございません。市の方で独自に条例で決めるということでございます。ただ、労働基本権の制約を受けておりますので、直接いわゆる民間の春闘というんですか、そういうもので給与決定に参加することができないということで、人事院の方の勧告に従ってという形になります。

それで、人事院につきましても一応人事院の方で調査いたしまして、大体民間との格差ということで勧告がなされておるものでございますので、一応これに準じてというのが妥当な線ではないのかということで決めているということでございます。

以上です。

副議長(奥和田好吉君) 小山君。

2番(小山広明君) だから、市長は大統領みたいなものですから、主権者 市民に選ばれてこの市の運営をやっていらっしゃるわけですね。職員の採 用 も 一 定 の 職 員 定 数 条 例 が あ り ま す か ら 、 そ の 範 囲 内 で 職 員 を 採 用 し た り いろいろ職員の人事管理、人員管理をやっていらっしゃると思うんですが、 しかし、人件費だけにその原因があるかどうかはわからないとしても、や はり収入を支出が上回るという、こういう状態は一日も早く是正をしなけ ればならないわけで、やめていただくか給料を下げるか、どっちかしかな いと思うんですね。実際的に民間ではリストラという形でやめていただく ということも実際には行われておりますけども、公務員はそういう点では スト権も保障されておらない関係で、身分については保障されておるとい うことで、やめていただくということが経営的にやっていけないからとい うことではできにくいことになれば、給与を下げるという、そのことしか ないと思うんですね。採用するのを控えて自然に──自然にと言ったらお かしいけども、少しふえていくのをとめることはできても、きょう、来年 というような形での収入支出のバランスをとることはできないと思うので、 その間はやはり私は給料を下げて市民の理解なり働いてる人の理解を求め て、収入と支出のバランスをとるべきだと思うんですね。

これが法的に可能だといえば、市長はそういう決断をすべきではないのかなと思うんですが、市長は給料を下げて収入と支出のバランスをとると

いうようなことは、どのようにお考えなんでしょうかね。

副議長(奥和田好吉君) 向井市長。

市長(向井通彦君) まず、人数的に減らしていくということは既にやりつ つございます。なかなかドラスティックにはいきませんけれども、確実に 減らしていっております。

それから、給与の部分でございますけども、これはやはり私の立場といたしましては、もちろん財政的なことも考えないといけないわけでありますが、もう一方、やはり職員の皆さんの生活ということも考えないといけないわけでありまして、今ありますように人事院勧告等、適正な客観的な判断基準によります勧告ということについては、可能な限り尊重するという立場でございます。

ただ、今後の推移につきましては、これからの本市の財政状況その他によって適宜判断をしないといけないというふうには思いますが、少なくとも今回の平成10年度の給与改定につきましては、人事院勧告をベースといたしまして改正をしたいというふうに提案をさしていただいてるところでございます。

副議長(奥和田好吉君) 小山君。

2番(小山広明君) 市長の考えは明確にそこで示されたんですが、ずっと 先にはそういう収支のバランスがとれるという方針はわかるんですが、 や はり職員のことを考えてというよりか、 市民のことも考えないといけない わけで、そういう点では経営者としての市長は収入と支出のバランスを当 然とる責任があると思うんですね。議会も含めて私たちはだれかが存在的 に犠牲になるというよりも、みんながやはりそのことを担うということが、 私はみんなの士気を高めることにもなると思いますからね。きょうまでこうして一緒に苦労してきた我々、市民のためにある我々全体が、 やはり回 復するまでは一応給料を少し下げて頑張ろうということも、 私は選択肢の 1 つにあっていいんじゃないかなと。

もちろん私は管理職の責任が大きいと思いますから、職員全体なべてやるというんではなしに、やはり責任の存在に立って、まず収支のバランスをスタート地点でとるというぐらいの強い決断が私は必要だと思うんで、市長はぜひ経営者としての感性、感覚を持っていただいて、経費をどこで落とすかというのをぼちぼちじゃなしに、やはり来年度予算では収支バラ

ンスをちゃんと整理をするというぐらいのことは、あなたはそういう権限 もあるわけですから、ぜひそれは考えていただきたいと思います。意見に しときます。

副議長(奥和田好吉君) ほかにありませんか。 ――――井原君。

1番(井原正太郎君) 1点だけ。

こういう形で問題提起されとるわけなんですけども、御存じのようにただいまの質疑の中でもあったんですが、我々の身の回りというのは非常に不況でありまして、賃上げ等が非常にナンセンスであるというか、非常にかわいそうな局面を迎えた中で、公務員も一定こういうふうな制約された条件下でもって、人勧でのこういうふうな形で求められておりますけども、先ほどの質疑の中で近傍の企業、これらの給与レベルがわからないでこういうふうな形をやるというのは、非常に失礼だなというふうに感じました。あわせて、前の議会でしたか、調整手当のあり方も問われました。これは近傍各社、企業等のレベルと比べてどうかというふうなことが問われておりますから、この点は具体にやっぱり調べる必要があると。制度はいろいるありましょうが、調べた上でこのような形で市民に納得いくような説明が当然必要やなというふうに思うんですが、その点はいかがでありまし

副議長(奥和田好吉君) 中谷市長公室長。

ょうか。

市長公室長(中谷 弘君) 先ほど次長の方から御答弁さしていただきましたけれども、市内の企業の給与体系については調べていないということで、現実に調べておりませんが、この人事院勧告といいますのは、公務員労働者に対する制約があるという中で、人勧の方で日本全国の何千社という企業の給与体系を調べた中で、ことし4月にさかのぼってベースアップするのが妥当だということで出てきておりますので、それに準じて我々としては従来そういう形で給与改定等さしていただいておりますので、そういう形で今回提案をさせていただいたということでございます。

特に不況でございますから、公務員だけいい目をしてるというようなことのないように、我々としても身を引き締めて市民サービスに当たらなければならないということは重々承知いたしておりますし、職員に対してもその辺は周知徹底をしてまいりたいというふうに考えておりますし、人事を預かる者といたしましても、当然市内の企業の給与の調査等につきまし

ても、できるかできないかはわかりませんけれども、我々の課題としてお 受けとめさしていただきたいというふうに思います。

副議長(奥和田好吉君) 井原君。

1 番(井原正太郎君) 非常にデリケートな問題もはらんでおると思いますけども、先ほど市長の答弁の中でドラスティックな形ではでき得ないという環境にあるように話をされたんですけども、こういうふうな形での勧告、これに準じてやっていきましょうやというふうな背景においては、ただしその吸収策としてやっぱりもうそろそろドラスティックなやり方で、いわゆるビジョンだけでも出されてはいかがかなというふうに思うんですけども、ここ過去3年間着実に定数も減らしてきておるということはわかっとるんですけども、もう一歩やっぱりよく市長は頑張っとるなと、それでこそ職員の給料もそれにふさわしいなと言えるような納得性のある、そういうふうな施策なり方法を打ち上げられてはいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

副議長(奥和田好吉君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 私どもも行財政改革の中で、着実に経費節減、あるいは廃止、あるいは事業等については一部先送り等、全体的にその進捗を図っているわけでございます。特に経常収支比率をどう下げられるかというのが一番課題でございまして、その中には当然公債費とかあるいは人件費もあるわけでございますけれども、特に人件費につきましては定数の削減という形で着実に減らしてきております。

この給与体系につきましては、やはり職員の生活というものも一方ではかかっているわけでありますから、できるだけそれを保障しながら、そしてぜい肉の部分があれば当然それを削っていかなければいけませんけれども、基本の部分はやはり確保するということを前提に取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

ですから、本給の部分とその他の部分あろうかというふうに思いますが、 その他部分を一部この前減らしましたけども、まだまだかなり多数のいろ んなものもございますから、それは全般についての見直しも含めて考えて いるところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長(奥和田好吉君) 御異議なしと認めます。よって議案第39号は、 原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第28、議案第40号 平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第6号)から、日程第30、議案第42号 平成10年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算(第3号)までの以上3件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案3件につきましては、いずれも議案 書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第40号、平成10年度 大阪府泉南市一般会計補正予算(第6号)、並びに議案第41号、平成1 0年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算(第3号)、並びに議案 第42号、平成10年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算(第3号)に ついて、一括して内容を説明させていただきます。

なお、議案第40号、平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第6号)につきましては、お手元に御配付をいたしておりますとおり、原案の一部を修正の上、提案いたしたく存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

修正理由につきましては、さきに可決をされました議案第14号、平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第5号)におきまして、補正後の歳入歳出予算の総額及び歳入予算の地方交付税並びに歳出予算の総務費について、それぞれ90万5,000円が減額となったため、御提案いたしております議案第40号、平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第6号)につきましても、補正前及び補正後の歳入歳出予算の総額等に変更が生じましたことにより修正をするものでございます。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

先ほどの給与改正の条例により、改定率を0.84%とする職員の給与改定を平成10年4月1日にさかのぼって実施するに当たり、一般会計予算、

下水道事業特別会計予算及び水道事業会計予算に変更を加える必要が生じましたため、3会計予算について地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、一般会計につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,274万3,000円を追加し、192億4,168万7,000円から192億8,443万円とするものでございます。

また、下水道事業特別会計でございますが、議案書の39ページでございますが、170万3,000円を歳入歳出予算の総額に追加し、43億1,009万8,000円から43億1,180万1,000円とするものでございます。

次に、水道事業会計、議案書 4 9 ページでございますが、収益的支出の 予算額に3 2 9 万円を追加し、1 4 億 9,0 9 8 万 4,0 0 0 円から 1 4 億 9, 4 2 7 万 4,0 0 0 円とし、資本的支出の予算額に3 3 万円を追加し、8 億 3,1 1 9 万円から 8 億 3,1 5 2 万円とするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審 議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論 なしと認めます。

これより本3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本3件につきましては、いずれも原案のとおり可と することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長(奥和田好吉君) 御異議なしと認めます。よって議案第40号から 議案第42号までの議案3件につきましては、いずれも原案のとおり可と することに決しました。

4時まで休憩いたします。

午後3時28分 休憩

午後4時 1分 再開

議長(薮野 勤君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第31、議案第43号 平成10年度大阪府泉南市一般会計 補正予算(第7号)を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(薮野 勤君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第43号、平成10年度 大阪府泉南市一般会計補正予算(第7号)について御説明を申し上げます。 別途追加議案書をお手元に配付をしておりますので、御参照願います。

地域振興券交付事業として4億1,387万3,000円の補正予算を調製し、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、国では緊急経済対策の一環として個人消費拡大のため地域振興券事業を実施することになりましたが、これに伴い本市におきましてもその必要経費について補正するものでございます。なお、当事業に係ります地域振興券交付額及び事務費につきましては、国庫補助金として全額措置されることとなっております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。 御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 6番(松本雪美君) この事業の対象者数、それから 6 5 歳以上の方では市 ・府民税の非課税世帯だということですけれど、これで切り捨てられる方 たち、受けられない方の状況ね、これどれぐらいあるのかということをお 願いします。

それから、事務経費で提案されてるものを見ますと、いろいろ郵送料やとか換金の手数料もありますけど、3,562万円というような多額のお金になってると、こういうような状況ですけれども、国民の6割から7割までも反対していたと、そういうような中でこの地域振興券、2万円支給さ

れた方が使ったとしても、その分預貯金に現金が回っていくのではないかなあと、こういうような思いを私はしています。国が制度化したんですから、当然これはこの地方自治体で泉南市でも受けて事業を実施せねばならないんですけれど、いわば社会福祉的な給付制度やなと。景気対策としての中身ではなくて、こういう福祉制度の中の1つの状況ではないかなと、私はこういうふうに思っていますので、当然対象となる人たちで受けられない方があってはやっぱり気の毒だなあと思ったんで、ちょっと所得の制限で切り捨てられて受けれない人数を聞かしていただきました。

それからもう1つは、一番大事なことは、この制度は申請制度だと聞いてますから、申請をしない人は当然受けられないということになっているとしたならば、例えば入院暮らしをしてる方だとか、それから肢体不自由で歩くこともできないから役所へも来れないとか、そういう人もいらっしゃるでしょうし、それから痴呆老人の方もいるでしょうし、そういう人たちをどこで救い上げていくのかと、どういう形で救い上げていくのかということもはっきりさしていただきたいなと思うんです。

それからもう 1 点は、特定事業所を決めて、泉南市内の業者しかこの地域振興券は使えないということでありますから、市内のこういう事業所が特定されている事業所かどうかということについてもはっきりわかるような、そういう何かした目に入るものとか、そういうものが必要じゃないかなと思うんです。

それから、民間団体、例えば商工会なんかでもそういう窓口として、代理として扱うことができるというふうにもなってますから、例えば民主商工会なんかはどうなるのかと、こういうこともはっきり確認だけ、簡単に確認だけさしてもらっときたいなと思います。

所得制限で切り捨てられる分はちょっと数字がわかっていれば、それと全体数ね、ゼロ歳から15歳までで受けれる人の人数、そこら辺だけは確認さしてください。

議 長 ( 薮 野 勤 君 ) 石 橋 高 齢 者 福 祉 課 長 。

健康福祉部高齢者福祉課長(石橋康幸君) 松本議員の御質問にお答えいたします。

まず、65歳以上の方で非課税という形の所得制限が設けられております。それで受けられない方の人数はということでございますけれども、平

成9年に臨時特別給付金という給付金を支給さしていただきました。その数字で一応参考にしていただきたいなと思います。その数字は65歳以上人口7,919人ございました。その中で受けられた方が3,068人ということでございます。

そして、あと痴呆とか寝たきり、あるいはまたそういう関係で入院されてる方とかで、申請主義ということの中でどうしていくかということでございますけども、この制度につきましては一応代理人の申請が認められておりますので、代理申請等を通じて申請していただけたらなと思います。

それと、いずれにしましても皆さんができるだけ申請漏れのないように 啓発とか、その辺に努めていきたいということで、以上でございます。

〔松本雪美君「ゼロから15までの人数」と呼ぶ〕

健康福祉部高齢者福祉課長(石橋康幸君) (続) 一応15歳未満ということで、約1万2,500人ございます。

以上でございます。

議長(薮野 勤君) 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長(若野和敏君) それでは、御質問数点にわたっておりますので、順次お答えさしていただきます。

まず、事務経費の内訳でございますが、今回の事務経費、大体国の方が 7,000億、その事業に伴う事業費の事務費が695億程度、約1割見て いただいております。その中で、我々自身も極力その比率に合わした事務 費を組まさしていただいております。

一番大きいのは何かといいますと、やはり地域振興券の印刷代、これは 偽造の問題その他いろいろありますので、かなりのセキュリティーの問題 もかかってきますので、若干高くなろうかと思います。

それと、先ほど議員御指摘のございました特定事業者のPR用のポスター、これは募集ポスターもあれば、逆に店舗の方で当店では地域振興券が使えますという告知のポスターも準備を考えております。その他いろいる、引きかえに要する印刷等もございます。

トータル的には、印刷費としてはお手元の議案書のとおり816万5,000円、それと、やはりこれ作業としては相当な事務量がございます。実際まだ具体にはどれぐらいかというのもわかりませんが、印刷の場合でも大蔵印刷でやりますと1枚1枚ばらばらでございます。それも印刷局の方

まで取りに行かなければならないような状況でございまして、 1 人当たりの1,000円券20枚を帯封を入れていったり作業する場合に、 1 人で大体8時間びっしりかかってでも200日近くかかるような計算になってきます。ですから、我々自身もいろいろその辺の代替作業等の位置づけも検討しております。それと、あとそのためにアルバイト賃金も載せさせていただいております。

それと、役務費の方ではやはり郵便料、今の情報ではいわゆる配達証明ができそうな配達では郵送でも可能ということも、 1 5 歳未満ですが、聞いておりまして、その辺の郵便代等もかなりの金額になってきます。等々ありまして今回の費用になっております。

それと、あと電算で一応名簿等の引き出しが要りますので、電算のプログラム、いわゆるプログラムの組み料ですか、それが315万円入れさせてもらっております。

それと、特定事業所の問題ですが、これはやはり我々自身も1月早々ぐらいからいろいろなポスター、掲示板等でまたポスターも記載さしていただいて周知徹底したいと思っております。また、2月ぐらいの広報にもその辺の旨を記載さしてもらおうと思っております。何分にも急なことですので、1月号には既に間に合いませんので、2月号でしたいと思っております。

それと、民間団体の問題ですが、これは法的団体だけでなく任意でお集まりいただいてる団体さん、今議員出されてました民主商工会さんも、これは結構でございますので、その辺は代理ということになろうかと思います。

それと、使った場合のその分が預貯金になるんじゃないかという御指摘ですが、やはりこれは国会の議論でもかなり出されております。いわゆるGDPを0.1%ぐらいはアップさせるんじゃないかという議論もありました。国会の議論をいろいろ聞かしていただいてますところによれば、やはり小さな子供が大きく育つような効果が出るんじゃないかという議論も聞き及んでおります。

以上、それぐらいです。どうぞよろしくお願いします。

議長(薮野 勤君) 松本君。

6番(松本雪美君) お答えいただきましたんで、ありがとうございます。

朝 か ら の 論 議 で も 老 人 医 療 の 助 成 制 度 、 こ れ が 可 決 さ れ て 、 6 5 か ら 6 9 歳で所得制限で受けれなくなると、こういう人たちが出ることになったわ けですけど、このときに3人家族で、反対討論でうちの成田議員が言うて ましたけど、522万円までの方は受けれないと、世帯主の方が245万、 それから年金もらってる親が178万、パートで仕事に行ってる奥さんが 9 9 万、これ以上なら受けれないんだと、こういうふうにおっしゃってま したが、先ほどの地域振興券の場合は住民税、市・府民税が非課税の方し か受けれないということですから、私ちょっと税務の課税のところへ行っ て聞いてきたんですけれど、世帯主の方が172万円、もちろん先ほどと 比較してですから、親が178万の年金もらってると、妻も99万のパー ト料、パートの仕事の労働賃金もらってるということになりますと、当然 四十何万ですか、そういう人が受けれなくなるということですから、本当 にこれの基準の制限というのは物すごいきついものやなあと、こういうふ うに思ってます。福祉制度とはいえ、福祉制度というふうなとらえ方しか できないなと私たちは思ってますけれども、その中身でいっても物すごい 厳しいものやなと、こういうふうに思いました。

私たちは、後でまた賛成の討論もさしてもらおうかなと思ってるんです けれど、こういうつもりですから、これで終わります。

議長(薮野 勤君) 小山君。

[「簡潔に小山さん、お願いします」の声あり]

- 議長(薮野 勤君) ただいま発言がございましたように、質疑は簡潔にお願いいたします。
- 2番(小山広明君) 初めからそう言われると長くやりたくなってしまって、 あまのじゃくですから。

この制度は公明党さんが参議院選挙で主張されて、実際こういう形で出てきたと理解をしとるんですが、公明党さんが当初言われたのは、わかりやすく全国民に商品券をということであったと思うんですね。しかし、実際形になったものは、大変批判が多い、また制度的にも大変わかりにくいこういうものになって、必ずしも評価が高いということはないと思うんですが、しかし、政府・与党が一体となって進めてきたこれまでの政策に対して、いわゆる野党と言われるところが提案をして形をつくってきたこと

の 1 つの見本かなというようにも思います。しかし、こういうことで長い 官僚支配の政治の中では、矛盾はあっても、そのつくられ方についてはこ れからの新しい時代を開く 1 つの法案のでき方かなと思います。

そういう点で市長、地方自治体にこういう施策が国からおりて、 1 0 0 % 国が面倒を見るという形でおりてきておりますけども、市町村によってはいろんな工夫ができる範囲もあるのではないかなと思うので、市長はこの制度をどういう特徴を出して実際実施しようとしてるのか、基本的な市長のこの商品券に対しての他にはない特徴をどのように考えていらっしゃるか、ぜひお答えをいただきたいと思います。

担当者では余りよくわかってないというのは、技術的な面だと思うんですが、方針としてこの商品券を市の特徴を出した実施の仕方が当然私はあると思うんで、いや右に倣えじゃそら能がないというか余り考えがないと思うんで、その辺はこの商品券に対して、できてくる過程も含めて実際市民に直接サービスするわけですから、どういう考えでこれをされようとしてるのか、お答えをいただきたいと思います。

議長(薮野 勤君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 今回、我々補正いたしますのが約4億円でございまして、市内で既に商品券を発行しておられる団体もありますが、年間5,00 0万程度というふうに聞いておりますので、単純に比較しますと約8倍の量の商品券が出回るわけでございます。

それは従来の消費に必ずしもすべてオンされるというものではないというふうには思いますけれども、しかしその効果は非常に大きいというふうに思っております。しかも、限定6カ月以内、また泉南市内でしか使えないということでございますから、ある意味では地域活性化の大きなベース、底上げのものだというふうに考えております。

しからば、どういうふうな形でこれをさらに効果的に行うかというのは、これからまた知恵を絞らなければいけない範囲かというふうに思いますが、やはりただ単に国から言われて、それをそのまま事務的に行うということだけではなくて、そこに何か工夫を入れ、またあるいは商業者の皆さんと一体となって、この商品券約4億が4億だけにとどまらず、もっとこれをベースにさらに消費の拡大、あるいは消費意欲を高めるような工夫、イベント等も含めて考えられればというふうに思っておりまして、具体にどう

いう形がいいのかというのはまだこれからの話でございますけども、その商品券のデザインも含めて特徴あるもの、泉南市はこういうことをやってるよというのが近隣も含めてわかっていただけるような、ある意味では知恵の出し比べの部分もあろうかというふうに思いますから、ぜひ特徴のあるものにしていきたいという強い意欲を持っておりますことだけ申し上げたいと思います。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 私は、批判にもありますように、余り消費をこのことがストレートに惹起することはいかがなものかなと思うんですね。それよりもやっぱり行政に対して積極的な意識がこの問題を通して議論をする、いろんなアクションを起こしてくるということが、むしろ僕は民主社会にとっての大きな起爆剤になるんじゃないかと。政府側がつくったものを出してきたというよりも、いわゆるそういう実務をやっておらない野党が、1つの市民的感覚に立ったアイデアで選挙でぶつけて、それがある意味で信任されたと。

そういう背景の中で政府に求めたけども、政府なり官僚の方は、そんなことできるかいなというのが本音だったと思うんですね。宮沢蔵相の答弁の中にも「もう何でもありですな」と言ったように、やっぱり今までのレベルでは考えられなかった1つの提案が主権者の支持という、そういう選挙を通して出てきたというところが僕は大きいと思うんですね。だから、そういう点でこれは消費が拡大しなかったらだめなんだというんではなしに、やはり景気対策の中に市民の側から知恵が出て政策化したと、こういうことが僕は大きいと思うんです。僕の考えはね。だから、市長も単に消費がどう惹起するかなと、2万円配ったものが全部使われるかなということが目体的な形を持ったわけですから、そういう点も踏まえてアイデアを示すべきだと、それを僕は思いますね。

そういう点で、市長は唯一行政の中にあっては選挙を経験した政治家、 行政のトップですから、行政から上がってくるんじゃなしに、市民のどう いう思いでおるか、どういうアイデアがあるかは市民的感覚に立って、市 長が今の場合はリーダーシップを持ってアイデアを提起して、そのことで 行政が動くというようにやっていかないと、なかなか行政マンに言っても、 今までのとおり危なげない、失敗のない、横並びでいく形態は、これはいい面もあるわけですけども、この面についてやはり市長は選挙を受けたということの洗礼を受けた中で、アイデアを市長から出して、向井市長イズムみたいな形でこの商品券が形をとることを僕はぜひお願いをしたいと思うんです。この問題についてはね。

だから、余り消費を惹起して、それは当然自然の破壊にもなるわけですから、やはり我々が人工的に自然破壊をコントロールできなかったことのツケが、景気、不況という中で私は1つ時代の声としてあると思うんで、単に今までと同じような形で景気をよくしていくんだというのは、僕は大変危険だと思うんですね。

しかし、この商品券問題、今言ったように住民参加の政策だと。戦後初めてこういうふうな形をとったと言っても僕は過言でないと思うんですよ。いろんな温度はありますけどね。それぐらいの高い評価をして、この商品券の具体的な施策については、やはりこれが向井さんの考えだということが前面に出た実施をぜひお願いしたいと思います。意見にしときますけど。議長(薮野 勤君) 島原君。

17番(島原正嗣君) 一般質問でも若干聞きましたから、重複は避けたいと思います。

私は特に議場に配られておりますこのQ&Aというんですか、今回の地域振興事業の概要の資料を見せていただいてるんですが、いろいろ交付対象とか交付期間とか振興券の額とかいうことについては触れておるわけですけれども、じゃ一体この中身、いわゆる券をどういうようなものに使えるんかですね。使うていいんか、使うて悪いんかということは具体例がないわけですけれども、例えば新聞報道によりますと、市町村の使えるという判断をするかどうかということが出ておるのは、電気料金とかガス料金とか、それからNHKの受信料と、これはもう市町村の判断に任すということもあるわけですが、ここらはどのように判断しているのか。

それと、その振興券の裏に、これとこれは使っていいんですよ、これとこれは使ってはだめですよというふうな、そういう裏書きか何かというのがあるのかどうかですね。そこらあたりをどう考えてるのか、これが 1 点です。

それと、交付対象の基準日が1月1日と、こういうことでありますが、

これは例えば1月1日までにオギャーと、大体赤ちゃんはオギャーと言うんですが、生まれた者に対しての対象ということの判断でいいのかどうかですね。これが1点です。

それと、2ページの「交付された本人及びその代理人・使者に限り使用可能」と書いてるんですが、これらの代理人とか使者とかいう定義、解釈はどのようにするのか。例えば、私なら私が用事があって行けないとか、あるいは病気で行けないというふうな場合は、代理人あるいは使者という形で委任状か何か市役所の方から配るのかどうか、これが1点です。

それと、地域振興券を取り扱う、先ほどの議論もございましたけれども、 大蔵省の方に依頼するのか、あるいは市独自でどこかに発注していくのか。 あるいは、発注するにしてもどういう業者の選考をしていくのか。わかっ てる範囲で結構ですから御答弁をいただきたい。

それと、4ページの最後の欄に「換金の申出期間は、6 の期間満了の日から3ケ月以内」と、こうあるんですが、これはどういう意味なのか。例えば、使える場合1月1日を基準日にしますと、6カ月ですから6月30日と、こうします。そのとき換金する場合という意味は、結局それにプラスアルファ3カ月して9月までに換金をしてくれ、こういうことなのか。そこらあたりもうちょっと御答弁いただきたいと思います。

以上です。

議長(薮野 勤君) 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長(若野和敏君) それでは、お答えいたします。

まず、裏書きの問題ですが、これは逆につり銭等は出ないということは明記させていただきます。この事業の骨子でございますので。それと、特定事業所には、使用できる店ということで、先ほども申し上げましたようにポスターとかステッカーを店頭に張らしていただきまして、すぐさまこのお店ではこの地域振興券が使えるという状況を告知さしてもらうように予定さしていただいております。

それと、代理人、それから使者の問題ですが、これは原則論としまして、だれだれさんの代理で来ましたよというのが本来原則論ですが、これはたくさん一遍に何十枚じゃなくて何百枚とか、そういう悪意の行為を防ぐがためにその辺の位置づけもされておりますので、それはやはり使われる方々の良心の範囲で御理解いただきたいと思います。

続きまして、印刷の問題ですが、本市といたしましては市の独自で印刷を予定さしていただいております。なぜかといいましたら、大蔵の場合にはやはり紙幣等の位置づけがございまして、かなりコストも結構高くなってきます。それが高くなりますと、せっかくの事務費ですが、極端な場合1割しか事務費がございませんので、その辺で非常に厳しくなってきますので、我々自身も持ち出しということは困りますので、できる限り市の方で印刷をしたいと思っております。

それと、先ほど市長が申し上げましたように、市で印刷すればやはり市の特徴、デザイン等もまた工夫もできます。それと、大蔵で印刷しますと、逆に滋賀かもしくは岐阜の印刷工場まで我々の手で取りに行くという問題がございまして、その後管理等がかなり保管の問題がございまして、セキュリティーの問題が難しくなってきます。市の方で印刷すれば、納入期限を明確にさしていただければ、その前日にでも逆に言えば納めていただける。それと、しかも例えばお1人当たりの1,000円券20枚を組み券にしていただける等もありますので、やはりその方がメリットがあるんじゃないかということでございます。

それと、換金の3カ月の期間でございますが、一応振興券の発行は大体3月の中ごろを予定さしていただいておりまして、発行から6カ月間、これは使用していただける期間です。交付を受けた方々が使用できる期間ですね。買い物に行ける期間です。換金期間というのは、特定事業所になったところが、要するに市の指定金融機関の方に換金に行かれる期間でございまして、ですから最終交付の限度が9月中ごろ、そこから3カ月間、換金手続を位置づけしてるわけです。

以上でございます。

議長(薮野 勤君) 島原君。

17番(島原正嗣君) もう一、二点お答えになってない部分があるんですが、印刷は入札方式にするのか指名競争入札か、あるいは抽せん方法か、 いろいろあると思うんですが、どういうやり方をするんかと、こういうこ とですね。

それと、1月1日の解釈なんですが、1月1日と、こう書いてるんですが、例えば今妊娠された、おなかの大きい方ですね。そういう人が例えば 1月1日に子供が生まれた場合は、そういう方も対象となるのかですね。 Q&Aとのかかわり合いでちょっと理解に苦しむ面がありますんで、わかっておればお答えをいただきたいと思うんです。

それと、もう1点、私が申し上げましたように電気代とかNHKの受信料とか、そういうのは一々、この泉南市の中にそういう会社があれば別ですけれども、関西電力は関西電力なりの集金人をあれしてやってるんですけれども、それらの対象はどうなるのか、お答え願いたい。

議長(薮野 勤君) 中谷市長公室長。

市長公室長(中谷 弘君) 地域振興券の印刷の関係ですけども、先ほど課長の方から市独自の形でということで御答弁さしていただきました。若干金額がかさばってくるということでございますから、特にセキュリティーの問題もございますので、その辺の業者を選考して複数から見積もりを徴したいというふうに今のところ考えておりますけれども、最終的な方向についてはまだ決まっておらないということでございます。ですから、各市の状況等も十分調査した中で、公正・公平な形で執行するという考え方のもとで進めたいというふうに考えております。

それと、出生の関係でございますけれども、国から来ております Q & A 、この中では 1 2 月 3 1 日に生まれた子供ですね、この子の属する世帯の世帯主が地域振興券の交付対象者となるためには、住所地の住民基本台帳に記載されるのが 1 4 日以内である必要があるかという Q がございまして、その解釈といたしましては、出生者の場合は戸籍法第 4 9 条の規定により届け出をすることとされておりますけれども、出生届が住所地以外でもなされる場合には、住所地の住民基本台帳に記載されるのが出生の日から 1 4 日を超えることがあると。その場合であっても、戸籍法に定める期間内、出生から 1 4 日以内に届け出がなされていれば対象となるという解釈でございますから、 1 2 月 3 1 日までに生まれて 1 4 日以内に届け出すれば対象になるということで、国の方から通達が来てるというところでございます。

議長(薮野 勤君) 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長(若野和敏君) 使える事業所の件、答弁漏れございまして申しわけございません。

まず、今議員御指摘の電気料金、ガス料金、その辺が市町村の判断ということで我々の方にゆだねられております。これもやはり今後いろいろ協

議を重ねまして、その辺の位置づけを明確にさせていただきたいと思っておりますが、何分にも急なことなんで正式にこの範囲までというのはまだ確定しておりませんので、極力地域振興になる意味合いのもとに線引きをさしていただきたいなとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(薮野 勤君) 島原君。

1 7番(島原正嗣君) もう1つ、振興券の使用可能と書いたところに医療サービスと、こう書いてるんですが、これはマッサージとかリハビリとか、あるいは普通のお医者さんにかかる場合、医療サービスと言えるかどうかは別にして、振興券が使用できるのかどうか。そういう法的解釈はどうなのかですね。これで3回になりますからやめますけども、いずれにしても答弁だけできる範囲でお願いします。

ちょっとそれぞれの市民というんか、受ける側に立ったら判断に非常に 迷うようなことになりますので、これには絶対使えませんとか、使えるよ うな形のものも、一応市の広報等についても掲載されると思うんですけど も、そこら辺を徹底してほしいなと、このように思います。

もう1つ、転入と転出の問題ですが、これも非常に複雑多岐にわたる問題ではないかと思いますね。受け取ってないという申請書、あるいは転出した先から直接もらいますよという証明書等、これもなかなか複雑になる部分があるんではないかなというふうに思いますが、そこらあたりの市町村との連携をしておかないと、A市に行ったらそのサービス券足りませんよということになるかもわからへんし、そこらあたりの判断をちゃんとしといてほしいなと思います。

それと、もう1つは、特に老人とか小さい子供なんかはなかなか市役所にも来れないと思うんですが、その代理人申請という意味ですね。この一定の義務づけがあるのかどうかですね。そら小さい子は保護者というのがありますから、親が来ればいいんですけれども、大人になって65歳以上の方は、我々議員という立場ですから、1軒1軒年寄りの家庭を訪問して、「わしもろてきますわ」ということができるのかどうかですね。1つのサービスとしてですよ。議員が1軒1軒回って、「わしは市役所へ行くのは面倒くさいわい。もろてきてくれな」という、そういう代理人を使う場合の一定の位置づけというのがあるのかないのか。いやいや何百軒でもかま

へん、 1 人の人が集めてきてもろて市の窓口で申請すればもらえると、そういうシステムになってるのかどうか、あわせて最後に御答弁してください。

議長(薮野 勤君) 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長(若野和敏君) ただいま御指摘の医療サービスにつきましては、これは使用は可能です。ですけど、あくまでも特定事業者の登録をしてもらわないと、うちの方ではそれは使用可能の業者として位置づけできません。ですから、1月中旬ぐらいに特定事業者の登録の募集をさしていただく予定をしております。ですから、登録をしていただいるであります。ですから、登録をしていただいるであります。ですから、登録をしていただいである。それを指定金融機関で両方持っていって換金していただくということになりますので、医師会とか、それから鍼灸とかいういろんな問題もありますが、その辺もやはり申請いただければこれは問題なく使用可でございます。

それと、その業種等につきましても、やはり2月号ぐらいで広報には位置づけしたいと思っておりますが、広報の方がどうしても編集時期がございまして、もう2月号の実際きょうが締め切りになっておりまして、その辺も苦慮してるところですが、やはり特定事業所の募集をいたしておりますということで、もう枠取りを取らしていただいておりますので、その辺もやはり広報で記載させていただきたいと思っております。

議長(薮野 勤君) 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長(谷 純一君) 島原議員御質問の代理人の関係の部分について御答弁させていただきます。

現在、国の方から示されておりますのは、特に代理人につきましてはこっちに来られたときには、その代理人がまず本人であるかどうかの確認書類を出してくださいということ。それとあと1つ、その代理人になる場合には委任状、またはその他代理権を明らかにする書類とか、こういうふうな形で今のところは我々の方には知らされております。ただ、委任状が実際にとれるかどうかというような場合、いろんな場合が想定されると思います。まだ今のところはこういう形で我々に提示されておりますので、この辺についてもう少し今後、まだ今のところスタートしたところですので、自治省なりにQ&Aという形で今全国からこういう質問なんかが行ってる

と思うんです。ですから、我々としてもこういったちょっと質問の多いとこら辺とか、あるいはこれはどうしたらいいんやと、一定我々が対応が難しいと思われる部分については、また今後事務的に確認していきたいと思います。

ただ、今現在我々が申し上げられるのは、委任状とかいう形で提示していただいたら、それについてはこの地域振興券を交付できるという形で理解しておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

議長(薮野 勤君) 質疑の途中でございますが、本日の会議時間は、議事 の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

井原君。

1番(井原正太郎君) この地域振興券でありますが、朝から理事者等におかれても一定の説明を受けて今日に至っとるんですけども、ちょっと気分悪いなと思ったのが、中谷部長におかれては、天から降ってきたような制度であるとか、あるいは何分急な話でというようなことで、私は非常に心配しておりまして、共産党の松本さんからこれは景気対策には余り効果ないでというふうな意見もあったんですが、理事者の方にあられてはこの制度というのは、やっぱり市長も答弁されましたように、ひとつ工夫して積極的にお願いしたいなというふうに思います。

あと質疑、二、三ちょっとわからんとこを確認の意味でやらしてもらいます。ただいまも島原議員の方から、いわゆる代理人の件に関して、使者あるいはまた今も委任状等の話があったんですけども、これは今後研究していくというふうなことで賜ったんですけども、休憩時間でも島原議員が、「井原、おまえ岡田の方へ来て、それ集めに来えへんか」というふうなことで指摘を受けたんですが、この辺はほんとに工夫してやっていかんと、おかしなことで嫌なイメージを与えてはいかんなというふうに思うわけでありまして、それとあわせて、この65歳以上の方にいかにして連絡してあげるか、PRしてあげるかというのが僕はネックになるやろなと思うんです。

だから、独居老人もおるでしょうし、非常に高齢者でそういうようなことの把握できない方もおりましょうし、また自分の意思を使者あるいは代理人に伝えにくいというふうな方があると思うんですね。そういうような意味では、けさもちょっと話に上ったんですけども、これは臨時福祉特別

給付金、この方がまず重なりますよね。したがって、他市でもこの方々には連絡するという、プライバシーのこともあるんですけども、この方々にはPRさしてもらいますよというふうな事例もありますんで、ほんとにそこら辺もし工夫のきくものであれば、そこら辺を推進してもらいたいなと思います。

それから 2 点目に、ちょっと今まで余り論議がなかったんですけども、生活保護世帯の方、この方々に対しては私の理解では、世帯主がおって、配偶者がおって、子供 2 人がおるような場合、もちろん 1 5 歳未満であったとしましょうか。この場合には私は 8 万円分が与えられるんやなというふうに理解しとるんですけど、それで間違いないかどうか。

それから、最後3点目ですけども、これはやはり工夫あるいは知恵を出すことによって、本当に思ってもみなかった効果が出るんやないかなというふうなことがよく言われとるんですけども、先ほど室長の方もそれは口にされたんですけども、現実に泉南市の場合、今どんな工夫をされようとしとるか。先ほどの印刷の件はよくわかりました。しかし、従来の質疑の中では特に変わったことはないように思うんですけども、当局としては、企画トップの方としてはどのような策を工夫を考えておられるのか。もしその辺が明確になっておればひとつ示してもらいたいなと思います。

以上であります。

議長(薮野 勤君) 石橋高齢者福祉課長。

健康福祉部高齢者福祉課長(石橋康幸君) 私の方から、65歳以上の方についての個別通知について御答弁させていただきます。

現在、臨時福祉特別給付金という形で実施しております。その方々の名簿、リストというのは上がってきます。しかし、その方々についてこの地域振興券について個別通知していいのかどうかというのは、我々自身ちょっと今の時点では判断しかねてますので、その辺を一回今後府なりに聞かしていただいて、十分そのときの資料、そのリストを使って個別通知してもいいというようであれば、課の方で通知さしていただきたいなと思います。もしだめとかいう形であれば、例えば65歳以上の方について何らかの形で申請漏れのないような形の通知は必要じゃないかなというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(薮野 勤君) 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長(谷 純一君) 私の方から生活保護世帯の扱いについて御答弁申し上げます。

今、井原議員が御質問されましたように、生活保護世帯で4人家族の場合、これもQ&Aにあるんですけども、世帯主及びその配偶者、そして子供が、例えばこの場合は例として17歳、14歳という形の4人の例で書かれておりますけども、この世帯主については14歳の世帯主という形で1号要件に当たりますよと、そしてあとの分については2号要件で3人という形になって、要するに8万円交付されると、こういうふうになっております。

議 長 ( 薮 野 勤 君 ) 若 野 企 画 広 報 課 長 。

市長公室企画広報課長(若野和敏君) 事業の工夫でございますが、せんだっての一般質問のときから我々自身も商業関係の方々とも接触を持たさせていただいておりまして、やはり今回のこの地域振興券の事業ということは、市町村同じスタートラインに並んで、それをいかに起爆剤として経済活性、それから地域振興になるかということのお話もさせていただきました。

どのような工夫があるかという御質問ですが、その中でやはり商工連合会等にも我々自身からこうしなさいああしなさいは、これは言えるものじゃございませんが、一例としては、例えばよくイベントなんかでもされるようなスタンプラリー的な行動、これのお話もちょっとさしてもらいましたけど、例えばスタンプ1枚いただいて、そのスタンプによって例えば5軒ほど回って判が全部完納できれば、そのスタンプの通し番号の抽せん会、それであれば逆に異業種の方を5軒ほどまた地元で回っていただけるんじゃないかということもあろうかと思います。その他今後もいろいろとやはりお互いに知恵を絞っていい工夫を持っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(薮野 勤君) 井原君。

1番(井原正太郎君) 最後にしておきます。

臨時福祉特別給付金と重なりますというふうなことと、先ほども答弁いただいたんですけども、くれぐれも、やはり高齢者がおられますし、肢体不自由の方もおられますことを考えれば、ぜひ前向きに考えてもらいたい

なと思うんです。でなかったら先ほどもありましたように、あなたは代理人であることの証明書を出してくださいとか、あるいは委任状を出してくださいというのは、事務が非常に煩雑になりますし、こういう制度がかえってブレーキをかけられたり嫌な思いをするものですから、これは現実、そういう今の臨時特別給付金そのものが連絡行っとるんですね。であれば、余り侵害するには至らんのじゃないかな。ここら辺はよく研究する余地があろうかと思いますけども、これはぜひ連絡してやってもらいたいなと、混乱を避ける意味でもやったってもらいたいなというふうにお願いいたします。意見にかえときます。

議長(薮野 勤君) 巴里君。

2 5 番(巴里英一君) 全体的には理解できてます。ただ、先ほど島原さんも言っとったような、 2 のところで使用可能という部分が でありますよね。本人及び代理人と、これいわゆる委任状ということを言ってはったですね。委任状があれば使用できるという意味かな。いやいや使用可能と出てあるから。「交付された本人及びその代理人・使者に限り使用可能」と書いてるから、その場合一回一回その店舗といいますか、お店に本人であるという証明を示さなきゃならないんですかな、それとも委任状さえあればいいんかなと、そこのとこなんですよ。

私たちだったら免許証があるから、私であるということを、巴里英一に委任しましたというたら、その免許証を見せたら売る側はすぐわかるんです。だけど、これだったら他人の不正使用を禁ずるためにせっかくつっているのに、売る側から見たら信用できない人には売れないみたいな形になるわけでしょう。委任状だけでええんだといったら簡単にできるわけやから、相手の個人、私でなくたってだれだっていいわけでしょう。証明するせんは関係ないですよね。委任状を持っていれば、すなわち本人の代理人であるということを認めることができるわけですから。

そこのところがどうなのか、どうも朝からちょっと聞いたところは、委任状というたからそれでいけるんかなと思ったんですが、先ほど聞いてると証明しなきゃならないというたら、証明を全部委任される側ができるんかなと。免許証も持ってないし、そういう写真つきの証明書を発行されてませんからね、全部が。すると、それがない限りその人が代理人であるという証明ができないことになると、買い物もその人のかわりに行けないこ

とになる。他人が全然行けないということになるんじゃないかなというふうに感じるんですよ。その点、ここのところがどうも使用するときの方がむしろ難しいのかなと。そういう言い方をしておれば。そこのとこの理解はどうしたらいいんかなという、ここ1点だけです。

議長(薮野 勤君) 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長(若野和敏君) ただいまの御質問ですが、例えば特定事業所に地域振興券の使者もしくは代理人がお買い物に行かれる場合には、我々のこの事業に位置づく要綱等もいずれ必要になってこようと思って今検討さしてもらってるわけなんです。その場合に、常識数というんでしょうか、これもちょっと抽象的で申しわけないんですが、例えば何百枚とかそういう状態で持ってくる場合には、これは当然ながらお聞きしていただくことがあろうかと思います。ですけど、そこが大体二、三十枚とか、その辺一般常識的な枚数で使用される場合には、先ほども申し上げましたように、これは極力使者であるとみなさしていただけたら間違いがないんじゃないかなとは思うんですが。そうでないとだれだれ様の使いで参りましたとかいうことも、今御指摘のように非常に使いづらいところもあろうかと思いますので、その辺は柔軟的な要綱等をやっぱり検討したいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(薮野 勤君) 巴里君。

25番(巴里英一君) どうもそこのとこが実は疑問があるんで、例えば2万円分持っていったら、これは委任状だけでいいですよと。委任状なしでもいけるんですな。委任状というような言葉はなぜあるんかなというのは、いわゆる市へ取りに行く場合、市へ申請する場合は委任状だと。使う場合はそういうものは一切要らないと。それは良識の範囲内で、例えば20枚、30枚だったらいいけども、100枚も一遍に使うような人やったら身分証明書も出してもろて委任状も出すという方向での考え方だということで理解してもいいですか。20枚というのは2万円ですから。だけど、100枚も一遍にその人が持っていって、委任状を受けてきました、私これで買いまんねんと言うたら、それはそれなりの証明書を出してもらわなかったらいかんということを言ってるわけですか。

議長(薮野 勤君) 若野企画広報課長。

市 長 公 室 企 画 広 報 課 長 ( 若 野 和 敏 君 ) 1 0 0 枚 と か そ の 場 合 で も 、 委 任 状

というのは逆に地域振興券で買い物する場合には位置づけはされておりません。やはり先ほどから論議ありましたように、独居老人の方、寝たきりの方、これは当然お願いせんといけない状況ですので、その辺は例えば御近所の方にまた頼むかもわかりません。ですから、その辺は常識の範囲で、先生御指摘のように20枚とか30枚程度でしたら、これは一般常識として位置づけしていただければいいと思うんですけど、それが例えば100枚──100枚の場合もあろうかと思います、5人分としたら。ですけど、その場合には要するに確認というのが、家族のあれは免許証等にも載ってませんので、ですからお尋ねしていただく程度の要綱になろうかと思いますが、先ほども申し上げましたように、その辺の基準というのがまだちょっと作成できてませんので、その辺、御意向等も十分配慮さしていただいて作成したいと思っております。

議長(薮野 勤君) 巴里君。

2 5番(巴里英一君) いわゆる申請はわかりましたよ。私がそれならかわりに申請してあげましょうというの、これは皆さんもすぐわかりますね。要は使うときなんです。100枚持って使いに行ったって使えるわけですね。100枚というのは1,000円券だったら10万円になるわけですね。例えば私が預かって持っていって使うてくるということはあり得るということも、可能性としてはないとは言えませんから、大体1世帯2万円ないし4万円、6万円という場合、家によってはあると思うんですが、そのまま私が例えば、お年寄り、独居老人あるいはお2人だったらなかなか行けない部分もありますね。4万円だれかに貸すと 貸すじゃなしに買ってきてということで言う場合あるわけでしょう。それは何も悪い考えをすれば悪いですけども、悪質に使いかけたら、みんなのを集めてきて、行ったるわい、買うてきたるわいというような話で一気に使えるということもあり得るんですね、今の使用の関係から見たら。

私、誤解しとったのは、使用する側でも証明書が要るんかなと思ったんですよ。そうでないとしたら――そうでないと言うたから、そうでないんですから、100枚持っていって買うことできるわけでしょう。買うことはできるんですね。100枚持っていって10万円分買うことはできるんですよね。そういうことは可能なんですね、1人が行ったって、今おっしゃってるこの関係から見たら。それを例えばどこかで何かしなかったら、

わからなくなるんじゃないかな。その方がだまされはせんと思うけどね。 だまされはせんと思うけども、おばあちゃん買うてきたるわと言うて、例 えばそれを使うてきたということは、それはないとは言い切れないような 部分が、部分では出てくる可能性があるんですわ。そういう点でちょっと 懸念するので、その点もう少し検討するべき必要があるかなというふうに 思うんで、使用側の問題が片一方に残ってくるかなということが心配なん ですわ。

議長(薮野 勤君) 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長(若野和敏君) お1人で100枚、そういうことはお子さんがたくさんいらっしゃる家庭等であれば、やっぱりこれは可能性はあります。要するに100枚というのは、実際それがこれはお子さまに与えられるものじゃなくて、そのお子さまをお持ちの世帯主に交付されるものですから、逆に言えば世帯主さんが持っていかれる場合はどうこう問題ないわけですけど、逆にまた御近所の方が頼まれて買い物に行くという場合もこれは可能性があります。ただ、今歯どめになってますのは、その交付された方の使者・代理人でない方が使われた場合には、これは詐欺罪とか、そういうことはもう明確になってるわけなんです。ですから、その辺の方、また要綱等も絞り込みたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長(薮野 勤君) 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。──松本君。

6番(松本雪美君) 議案第43号、平成10年度大阪府泉南市一般会計補 正予算について、賛成の立場で討論いたします。

第1には、この地域振興券と銘を打つ商品券は、市内の対象者ゼロ歳から15歳まで、65歳以上の市・府民税の非課税の世帯で生活される方に支給されるという限定されたものであります。1,000円券2万円分を配るというもので、泉南市では約1万6,000人余の対象者があるということですけれども、所得制限が設けられ、65歳以上の人がともに暮らす世帯で1人でも市・府民税を払っている方がおられれば受けれないというものであり、その市・府民税を支払っている方たちの高齢者の皆さんは、約4,900人も受けられない人が出るというのは、とても厳しい基準だということが論議の中でわかりました。

このような地域振興券の制度に対して、国民の 6 割から 7 割が反対の声を上げており、地域振興券が消費に使われたとしても、それによって浮いた現金から貯蓄に回るだけというようなことが多分起こるだろうと。これは景気対策として効果が期待できないということであります。まじめな景気対策とは到底思えません。真の景気対策として有効なのは、消費税減税を実施することが何よりも国民が待っていることであります。

第2には、対象者ゼロから15、65歳以上の非課税世帯へ支給するということで国の予算が可決された今、この事業が事実上景気対策でなく社会福祉的給付の性格を持つものとして、いろいろ問題を含んでいても我が党は賛成をしたいと思います。泉南市においては総額4億1,387万3,000円の予算化が実施されました。個人のところへ通知するための費用、それから印刷代など、諸経費は合わせて3,562万円と大変な額に達するというものであります。商品券は金券として、支給された人は買い物などされますが、事務諸経費3,562万円は少なくとも消えてなくなるのです。財政不足の折ですのに、本当にこのお金は国民の税金ですのに、生かされずに消えてしまうのは残念でなりません。

さて、支給実施に当たり申請制度だということですが、対象者が 1 人も落とされることのないように、市内の特定業者の決定に当たり、団体も含めて公平な立場で臨むことを求めるものであります。

3点目には、消費税の減税は、国民の冷え切った懐を暖める最大の景気対策の決め手であるということであります。どれだけ実体経済に影響を与え、国民の力になるか、幾つかのスーパーの消費税の還元セールを見ても実証済みであります。今すぐやらねばならない景気対策は、消費税を3%に戻し、消費税分5兆円の減税を実施すること。収入793万円以下の人が増税になるというようなごまかしの減税策でなく、2兆円規模の庶民に手厚い所得税の恒久減税を合わせて7兆円の減税ということを求めるものであります。

我が党は、真に有効な景気対策を政府が責任を持って実行することを求めます。市もこのような立場に立って、真に有効な景気対策を国に求めていってくれることを強く要望して、賛成の討論といたします。

議長(薮野 勤君) 井原君。

1番(井原正太郎君) ただいま手厳しい討論があったんですが、議案第4

3号に賛成の立場から討論させていただきます。

今回の地域振興券は、国の制度としてこのたび景気対策の1つとして実施するに当たり、各担当事務方には大変御苦労をおかけしております。御存じのとおり各種景気対策が打たれていますが、いまだもってその糸口が見えない状況にあります。今回このような背景を前提として、地域振興券の制度が実施されるわけでありますが、我が泉南市におきましては1万6,000人余の対象者、またこのたびの予算におきましても4億余りの予算でもってこの制度を実施するわけであります。しかも、6カ月間という限定された期間であります。消費の拡大を行っていくには絶好のチャンスであり、その1つの大きな起爆剤となるということは間違いないと私は思います。

皆さんに協力をいただき、この泉南市に半年以内で大きな消費の刺激を与え、そして何とか景気が上向きに行く1つのきっかけとしていきたいものであると私は思っております。そういった意味で、どうか皆さんの御賛同をお願いいたしまして、賛成の討論にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

質疑の中でも申し上げましたが、本当に選挙を通して国民の声が具体的なこのような政策、予算化されたということは、私は歴史の中でも大きく位置づけられるべき問題ではないかと思います。景気対策は、単に今までのような公共事業をすればそれでかさ上げをしていくというあり方では、これだけ多くの予算を投入しながらも一向に景気がよくなる状況はない、そういう点では一味変わった1つの景気対策であろうと思います。

これは我々の意識改革、市民の行政に対する関心を限りなく高めていくと、このことがこれからの真の意味での景気対策に私はなるのではないかと思います。行政の答弁を聞いておりましても、大変戸惑っておるような部分が見えますが、それはある意味で新鮮であり、これまでにない手法だということを示しておるのではないかと思います。

向井市長は選挙で選ばれた市長でありまして、市民の感覚で 4 億円に上るようなこの事業をぜひ今までと違う切れ味で、泉南方式と言われるようなものをぜひ出していただきたいというお願いをしまして、賛成討論にか

えさせていただきます。

議長(薮野 勤君) 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(薮野 勤君) 御異議なしと認めます。よって議案第43号は、原案 のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第32、議員提出議案第24号 泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13番(和気 豊君) ただいま議長から御指名をいただきましたので、議員提出議案第24号、泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表し、提案理由及びその趣旨を申し上げてまいります。

地方自治体のあり方を決めている「地方自治法」では、議員の定数は自治体の人口規模に応じた基準を定めている。それは、地方自治体のそもそもが「住民こそ主人公」の立場から、代議制により選挙で選ばれる議員数は少なくとも法定数以下では市民の意見の議会への反映が十分でないという最低限の基準を示したものである。そのために「条例」による定数の削減はあくまでも特例とされている。

泉南市では過去2回にわたって定数が削減され、現在の地方自治法法定数36人(人口5万人以上15万人未満)よりも10人も少ない26人になっている。これは地方自治法で定められている「原則」を既に著しく踏み外しているものである。

26人になってからの人口の伸びが約1万人となっている泉南市では、議員定数がふやされて当然である。

以上の立場に立って、一昨年の8月の臨時議会では定数を20人に減らす条例改正の直接請求を圧倒的多数で否決している。

言うまでもなく市議会の役割は、住民の多彩な意見、価値観をより正確に議会に反映することにより、市政への市民参加を保障することにある。

また、税金が住民のために公正、有効に使われているかどうか、法のもとで大きな権限を持つ自治体の長がとり行う行政を民主的に点検、監視することにある。

ましてや、今国政では国会議員の汚職疑惑も取りざたされ、地方政治でも開発をめぐる汚職事件が後を絶たない。泉南市では昨年発覚した議員間の贈収賄事件や談合疑惑などが惹起している。まさに市民の立場に立った清潔で民主的な議会、住民の意思を最大限に反映した議会づくりが求められている。

議員定数の削減を繰り返すことは、「住民こそ主人公」の立場に立った議会の役割に逆行するものであり、地盤や知名度のない一般市民が議員になることを難しくし、新人議員の出馬を抑え、女性、青年、高齢者、障害者などの有権者の議会進出を抑えることにもつながる。

市民本位の市政の実現が切望されている今こそ、「住民が主人公」の地方自治法の本旨に基づき、市民の意見がきちんと議会で議論され、市民の声が市政に反映されるよりよい議会をつくるために議員定数を法定数に沿ってふやすことを展望しながら、当面2人増の28人にするようここに提案する。

以上であります。よろしくお願いいたします。

- 2番(小山広明君) 提案者の和気議員にお尋ねしたいんですが、ほかの自治体、議会で定数を削減する波といいますか、そういう動きが大変強いわけなんですね。この原因が一体どこにあるのかというのを提案者はどのように感じていらっしゃるのかですね。特にこの関西地域、我々のこの近く、大変多いわけなんですが、全国的には必ずしもそうではない面もあります。その原因が一体どこにあるのか、ちょっとどう感じておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

議 長 ( 薮 野 勤 君 ) 和 気 君 。

13番(和気 豊君) 全国的にはいわゆる地方自治法91条でいう5万人から15万人未満、この関係の自治体の平均定数は26名強でありますが、確かに今言われるように、関西とりわけ泉州では相次いで議員定数の削減が起こっています。個々の議会には、それぞれその議会固有の意見なり内

容があるというふうに思いますが、やはり今自治体が財政危機の折から、 その財政への貢献度、こういうものが議会からも、こういう意見もあるや に聞いております。これはマスコミ等の論調でありますが、その程度のこ としか私にはわかっておりません。

また、ことしの3月議会でも同趣旨の質問がありました。私、そのときにもそういうふうにお答え申し上げまして、各議会の固有の事態について、私はそこに立ち入って状況をつかもうと、こういうふうには思っていません。

以上であります。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 私たちは複数でこの組織を構成をしておりまして、当然意見の違う議員もたくさんおるわけであります。そういう中である程度の数、現在 2 6 という人数が多いのか少ないのかということは私はなかなか、自分が大事だとか自分が正しいという主張はしやすいんですけども、私と違う意見のある方はできたらおらん方がいいなという、そういうことは正直思う立場ですね。

しかし、大きな意味ではいろんな意見の違う方が議論をして、自分の至らないことをやはりそこで感じながら、複数で絶対的権限のある市長の政策に対してチェックをしたり、また市民の多様な意見を政策化し、ある意味では条例化をしたりして、そして機能を果たしていくということでは、人口もふえ、予算もふえ、職員も当然たくさんふえていっとるわけですが、議会は逆に減らしていくという方向は、果たして民主主義社会の中で正しい方向なんだろうか。

もちろん市民の中に私たちの議会の重要性というのは、物を直接つくる 立場でないから、多いやないか、人数が多くて経費もかかるやないかとい う声に対して、ストレートにそうですか、じゃ減らしましょうと。これは 案外減らすという立場をとることの方が、いかにも自分に厳しい立場を課 してるようにやっぱり受け取られる面もあって、我々は選挙をしますから、 どうしても市民によいと思われる行動をとるということ。

この議員定数に関しては、なかなかそういう点では矛盾した立場を我々は持つわけで、私は議会に対する不信の問題は、議会全体の問題としてやはりこたえる必要があると思うんですね。これは減らすとかふやすとか―

──ふやす議案を出していらっしゃるわけですけども、そういう点では議員 定数の問題については、市民との意見も十分しながら、議会のあり方とい うのを意見の違いを超えて取り組む必要があるんじゃないかなと思ってお ります。

今、3月議会で議論されたことに重複しての答弁ということもありましたので、私の質問はそれで終わっときますけども、議会の今の市民から向けられている問題提起について、やはりもう少し十分に議論をして結論を出すべきではないかなと思っております。

その意見だけ申し上げておきます。

議長(薮野 勤君) 巴里君。

25番(巴里英一君) 提出者にお聞きします。

提案理由の上段から4行目、「法定数以下では市民の意見の議会への反映が十分でないという最低限の基準を示したものである」と。そうすると、現在の本市議会は26ですが、他は20名というところもあるかと思いますが、それは意見を反映されていないという解釈につながるのかどうか。

もう1点、下段の7行目の右、中盤から「地盤や知名度のない一般市民が議員になることをむつかしくし、新人議員の出馬をおさえ、女性、青年、高齢者、障害者などの有権者の議会進出をおさえることにもつながる」と。私はその考えは余り同意できない。やっぱり被選挙権があるわけですから、むしろそれなりの組織のある党であれば、そういう方々を選出して、その方々を代弁していくような方を選出するだけの努力をまずすべきでないかというふうに思うし、また、それぞれの組織があるから選挙はだめなんだとか、ないからだめなんだとか、あるないにかかわらず被選挙権そのものを行使する状況をつくることの方がむしろ大事だというふうに考えると、その点は若干私たちの考えと違うんじゃないかと。そういった点で2点お答えいただきたいと思います。

議長(薮野 勤君) 和気君。

13番(和気 豊君) ただいま大要2点の質問がありました。

まず、後者の方から申し上げてまいりますと、この文書全体をお読みいただきたいと思うんですが、一番最後の段落から 2 行目、「地盤や知名度のない一般市民が議員になることをむつかしくし」、そしてなおかつ「新人議員の出馬をおさえ、女性、青年、高齢者、障害者など」と、こういう

ふうに一般市民の議会進出と。当然、一般市民は参政権を持っておられるわけですから、そういう点では直接市政に物を言う、そういう機会を6万3,000市民のうちの1人として当然お持ちになることでありますし、我々議会としてもいわゆる民主主義の学校と言われる議会では、まさにそのことを保障して差し上げなければならないんではないか、こういうふうに思います。

それから、いわゆる定数の問題でありますが、36人という定数は過去のこの定数問題の歴史的変遷を見ても、またそれが国会で論議された経過を見ても、やはりこの定数というのは、昭和でいきますと22年に地方自治法が制定されておりますが、その後25年、27年、2回にわたって定数問題が論議をされておりますが、そのときも変わっておりません。そういうところからいわゆる地方自治、民主主義、この原点をいかに守るかと、これとの兼ね合いで、どれだけ多くの議員が直接議会に参加し、そして住民の願いや意思を地域から、そして各団体から、階層から反映さしていく。こういうことでは、私はそこに制約はないであるう。ただあるのは法定数という問題ですから、当然理屈からいいますと法定数、こういうのはやはり最低の基準ではないかと、こういうふうに考えているところであります。以上であります。

議長(薮野 勤君) 巴里君。

2 5 番(巴里英一君) たしか前回、法定数にということで3 6 人の提案が3 月議会にあったかと思います。なぜ2 6 人を2 8 人と2 名増にのみとどめてるのかなというのが、私若干疑問に思うとこですね。もとへ戻すというんなら法定数への提案をすべきだというふうに感じます。

もう1点、最初にお答えいただいた、今まで出馬された方はすべて組織があって――組織があった方が出馬したと私は思っておりません。きのうまで市井の一市民であった方が出馬して頑張って栄を得られた、この議席を得たということが過去の例にも、この中でもたくさんの方がおられるわけで、そのことをもっていわゆる高齢者の進出を抑えるとか、女性、青年の進出を抑えるとかいう論議には僕はなり得ないんではないかというふうに感じるとこなんです。その点、意見があればお伺いしたいと思います。

議長(薮野 勤君) 和気君。

13番(和気 豊君) 巴里議員再度の質問に対して御答弁を申し上げたい

と思います。

内容は変わっておりますが、趣旨そのものについては変わっておりません。あくまでも法定数に沿ってふやしていくという立場をまずはっきりとさしておきます。ただ、議会ではこの意見が残念ながら少数派であります。議会の状況をよく検討し、徐々に増員を目指していこうというのが提案の趣旨であります。現状を直視しながら民主的改革を積み重ね、協力いただける皆さんにも確信と展望を与えながら、議会と住民一体となった運動で議会の制約を徐々に取り外して変革をしていきたい、こういうふうに考えております。

それから、確かに個人でも大変な頑張りで栄冠をかち取られた議員があることは、これは論をまたないところでありますが、やはり全体的にはそういう方の数は、組織を持った人たち、少なくとも自治会、地域からの応援を受ける、あるいは政党・団体に属する方、それの方が当議会でも多いんではないか、こういうふうに考えるわけであります。その辺はいわゆる絶対にということではなくて、相対的な問題として御理解をいただきたい、こういうふうに思います。

議長(薮野 勤君) 巴里君。

2 5 番(巴里英一君) 私は本来、議会改革とは何かなというふうに思います。定数削減は1つの方法だろうと思います。さらに、議会におけるあらゆるあり方そのものをやっぱり改革していくということも1つは大事ではなかろうか。それをすべて総なべて、含めて議会全体がそのことを真剣に論議しながら、必要であるならば増もやむを得ないだろう。しかし、それでも例えば減でも可能だとすれば、私はそれはそれできちんと整理して、了解でお互いの中で論議しながら決断をすればいいんだという考えを持ってますから、その論議の場がないままそのまま出されていくということについては、私は疑問を感じるということを意見にして終わります。

議長(薮野 勤君) 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の 起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

議長(薮野 勤君) 起立少数であります。よって議員提出議案第24号は、 否決されました。

次に、日程第33、議員提出議案第25号 泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して角谷英男君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。角谷英男君。

19番(角谷英男君) 議長の許可を得ましたので、議員提出議案第25号、 泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由 及び趣旨を申し上げたいと思います。

提案理由。近年、地方自治体における行政内容は地域住民の自治意識の高揚と地方自治の進展に伴い、非常に複雑多岐にわたり、ますます高度な対応を迫られることとなっているが、片や、それと並行して、今や国策の1つである行財政改革の推進が叫ばれ、それに伴う国内世論及び近隣都市の動向(高石市人口約6万4,000人で23人を20人に、貝塚市人口約8万6,000人で26人を22人に、泉佐野市人口約9万5,000人で28人を24人に、阪南市人口約5万7,000人で24人を22人に)と同時に、経済基調の変化等を考え合わせた中で、特に本市議会議員の定数については、見直しを図る時期が到来しているものと思慮する。

しかるに本市議会の定数は、地方自治法に規定されている法定数(36人)より現在既に10人を減員しているが、この際社会的諸般の情勢を勘案して、本市議会みずからさらに3人減員し、議員定数を23人とし、その任を全うすると同時に、本市行財政改革の一助となすべく本案を提出する。

御賛同いただきたくよろしくお願いをいたします。以上であります。

- 議長(薮野 勤君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑はありませんか。 ————小山君。
- 2番(小山広明君) ただいま角谷議員から3名減の理由が述べられたわけなんですが、前回26名にしておるのは14年前でございますね。14年前から人口もふえ、当然予算もふえて、最近はみずからいろんな自分の意見を言う市民が当然ふえてきております。そういう意味では私は、行政のボリュームが大変大きくなってるときに、議会の量を減らすというのはど

ういう理由によるのかなという思いを持っております。

角谷議員も市長にも出馬されましたし、また議員としても2期目を当選されて議会の状況がよくおわかりだと思うんですが、そういう点も踏まえて、一体議会の数とか議会というのはどうあるべきかという基本的な考えをどう持っておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、日本は戦後、民主主義というのが制度として入ってまいりまして、他市より多い少ないという議論があるんですが、一部地方議員はどうするべきかということでの1つの客観的な状況も、隣接の市町村の数を言われましたが、ヨーロッパというのは民主主義も個人の人権ということも大変古い歴史を持ったとこなんですが、これは加藤幸雄さんという方が書いております地方自治総合研究所主催ということの中にあらわされておるわけですが、これは98年4月21日に発行されてる本ですけども、例えばフランスは10万人以上14万9,000人未満で55人の地方議員を持っておると。それから、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州というところでは10万人以上25万人で58人、イタリアも同じようなところで40人というように、ヨーロッパでは地方議会の議員の数は大変多いわけなんですね。もちろん報酬という面もあって、大変安いとも聞いておりますが、やはり民主主義の基本というのは意見の違うものを行政に反映するということですから、物をつくる立場とは違うと私は思っておりますね。

物をつくるんであれば、合理化し機械化して、いかに早くつくるかということが一番問われるんですが、議会というのは異なる意見を行政というところに反映していくという、そういう機関だと思うので、先ほど言いましたように行政のボリュームが大変大きくなっている、社会的な要求も大変多様化してくるときに、議員の数を、主要な原因は財政難と思うんですが、そういうことで減らすということはいかがなものかという意見を私は持っていて、角谷議員もよく知っていらっしゃると思うんですが、その点についての角谷議員のお答えをいただきたいと思います。

議長(薮野 勤君) 角谷君。

19番(角谷英男君) お答えをいたします。

定数減の理由と、私に対して議員の数についてどう考えるかという 2 点であったかなというふうに思います。

定数減の理由は、ここの提案理由の中にも書かしていただいておりますが、行財政改革の一助となすべきであろうというふうに思います。同時にまた、定数減の理由のもう1つは、他市 — 先ほども議論されてましたが、府下の定数減が非常に行われておる。同時に過去2度にわたり直接請求が行われた。これは市民の意識がそういう方向に向いておると。それを意識しないで市民の意見を代表したとは言えないというふうに私どもは思っておるということであります。

それと、行財政改革ですけども、私たちの報酬が1人約975万3,000円ほどあるわけなんです。それ以外にも調査費、それと費用弁償を合わせると1,000万をやや超える。そういう意味では、できるだけ皆さんと意見が一致する数字で定数削減を行いたいというふうに考えております。以上です。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 後の方の答弁では、議員が1,000万円以上のお金をもらってるからということなんですが、財政難であれば、本当にそれが議会に対してこの泉南市の予算規模から出し過ぎだということであれば、議会全体としてやはり予算枠を決めて、それを現在の26人の定数で配分して担うということであれば、すべての人に同じような痛みとなるわけですね。

しかし、3名減ということでは、私はやはり3名に入りそうな人、いわゆる選挙をしても低位で当選する人を切っていくということは間違いないと思うんですね。だから、低位の人は一体どういう人かと、社会層的にどういう人かといえば、やはり支持基盤が余り強くないと、そういうことが1つあると思うんですね。しかし、やはり議員というのはさまざまな市民の中にある考えを反映するわけですから、余り多数ではないけれども、本当に特別な問題を持ってるという障害者とか体の不自由な人、ハンディを持った人とか、そういう方は活動もなかなかしにくいわけですから、女性おかなか出にくい。また、女性も今1人しかおらないのも、女性がなかなか出にくい。また、女性も今1人しかおらないのも、女性がなかなか出にくいことの1つのあらわれだと思うんですね。そう人がやっぱり3名の中に入るんではないかなと。そうなってまいりますと、やはりそういう市民の多様な意見が反映されないように思いますので、最後に言われた1,000万云々というんであれば、我々は痛みを今すぐでも

やろうと思えばできるわけですから、そういうもので市民にこたえていく べきだと思うんですね。

まだ我々2年ほど任期があるわけで、このまま決まったところで、あなたが言う1,000万以上というお金をもらい続けるわけですから、そういう点じゃなしに、急を要して来年度予算をどう組むかというときに、議会としてやはり市民にこたえる意味では、私は報酬なり議会経費を下げるべきだと思います。

それから、各地域で定数を削減しとると、それは市民の声だといっても、過半数の市民の声では決してないわけですね。そういう点では、私は過半数の声を超えたんであれば、それはある意味で我々聞かないかんという使命はありますけども、やはり1つの問題提起として書かれておることは、財政難であるし 主要な意味は財政難ですね。それで他市が減っとると、そういうことは僕は直接我々の議会の数を減らすということには結びつかないんではないかな。そういう点で、再度角谷議員には、これからの民主主義の質にかかわる大変大きな問題ですので、十分提案者とも議論をしておきたいと思います。

本当に民主主義の1つの質というのは、具体的には議員の数ですから、これを減らすことが民主主義にとってもプラスの方向では私は決してないと思うんで、財政問題についての答え方の問題と、それから他市が減らしとるということは、何ら我々を拘束するものでもないし、我々のまちは我々のまちでやはり市民と十分議論していくべきだと思いますし、過半数の人から請願があったわけではないということも考えれば、私はもっと十分議論する必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

議長(薮野 勤君) 角谷君。

19番(角谷英男君) お答えいたします。

これからも議論しなければいけないんではないかという質問であったかなというふうに思いますが、この問題は実は2年前からそれぞれの会派、個々の議員さんが議論をし続けてまいりました。今回も代表者会議において議長より議員定数の問題に触れられた発言もありました。そこで、それぞれ考えが一致する者が集まって1つの結論を出すと、それはそれでいいんではないかなと思います。

それと、先ほどから身障者、女性が進出しにくいんではないかという話

もありますが、私はそうは思わない。23名は少ないとも思わない。事実、 他市の例はどうでもいいと言われましたが、他市は現実に行われておりま す。

それと同時に、50分の1は過半数ではないと言いますが、神戸その他、沖縄もそうでありますが、50分の1の直接請求、住民投票請求なんかもこれは現実行われてるわけです。そういう法に基づいて私たちは実行しなければいけないと。私たちの案として提案をさしていただいた。この問題についてはそれぞれ考えがあろうと思います。それはそれで仕方がないというふうに思っております。

以上です。

〔小山広明君「財政問題は」と呼ぶ〕

19番(角谷英男君) (続)財政問題につきましては、先ほどお答えいた しましたが、財政問題について議員の報酬以外に、例えば研修費その他に ついて改めてどこかで議論されるのは大いに結構であろうというふうに思 います。

以上です。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 答えてないと思うんですが、1,000万以上議員がもらっとるから財政的にという話があったんでね。もしこれが可決されても、2年間はこのままいくわけでしょう。しかし、財政問題というのは、再来年度予算をどう組むかというのは緊急の問題としてあるわけですね。市民の1つの議会に対する声は、財政難に至ったのは議会の責任じゃないか、だから自分らも痛みを伴ってということがあると思うんで、それにこたえるのは、全員が痛みとなるのは報酬の引き下げでしょう。だから3人を減らしても何にもそれは全員の痛みとはならないですよ。3名減が高位で当選する人の痛みになりますか。どういう理屈でそれが議会全体の痛みとなるか。

特に高位で通る方にとっては、市民から見てもやっぱり大きな責任がある、たくさんの票で通っとるわけですから。そういう人たちが痛みとなるような対応というのは、議員定数を3名減らすことでは決してないと思うんですよ。高位で初めから通るような状況にある方は、3名減は痛くもかゆくもないですよ。だから、そういう点では議会全体が痛みを伴うという

処置であれば、やはりすべての人が同じように痛みを伴うようなことで対応しなかったら私は答えにならないと思うんですが、その点にまともに答えていただきたいと思います。

議長(薮野 勤君) 角谷君。

1 9番(角谷英男君) 確かに、私どもの提案いたしておりますのは、次回の選挙以降3名減をお願いしたいと、提案するということでありまして、小山議員の言われるのは、いわゆる議員の費用、予算がかかるというんであれば今からやったらどうかということではなかったかと思います。それはそれで皆さんでまた議論すればいいというふうに思います。先ほど言いましたけども、それが多過ぎるというんであれば、それはそれでやられると。私たちが今言ってるのは、次回の選挙以降3名減が望ましいんではないかという提案をさしていただいてるわけであります。

議長(薮野 勤君) 小山君。

- 2番(小山広明君) だから、その提案の理由を聞いとるんですからね。提案したのはよくわかってますよ。しかし、その提案、なぜ3名減という稿論に至ったのかという説明を聞いとるわけですから、私はそういう痛みを伴うということであれば、3名減というのはほとんど多くの方、いわゆる高位で当選する議員にとっては痛みにもならない、そういうことを言ったるんですよ。むしろ発言力が高まって市民の声が多様に反映しないですから、ちゃんとそのことに答えてください。なぜそれが痛みとなり行政ですから、ちゃんとそのことに答えてください。なずそれが痛みとなり行政ですればすべての議員に痛みを伴うんじゃないですかというかわりの提案もしてくださいよ。考え方が違うとか、そういう問題じゃないですよ。
- 議長(薮野 勤君) 小山君に申し上げますが、提案理由の中で今の提案者としては内容に及んでの説明をしておられますので、その状況の中で判断をしていただかない限りは、ここで重ねてその定数論議を重ねるということにつきましては、既に提案されておりますので、その点ひとつよろしくお願い申し上げたい。

〔小山広明君「議長に答弁してもろてもしゃあないですよ。提案者に私ちゃんと――だから提案者が答弁になっとるかどうか判

断して指示してくださいよ」と呼ぶ〕

議長(薮野 勤君) 角谷君。

19番(角谷英男君) 提案理由は再度申し上げますが、ここに書かしていただいております。これが理由でございます。

それと、小山さんが今言われました、その3名を減することが、いわゆる上位はよくて下位がどうのこうのというふうな話もありましたね。ところが、全然話の違う話だと私は思います。確かに前回はそういう結果が出ておるかもわかりませんが、それぞれ皆さん一生懸命努力されれば、当然次回は答えはどうなるかわからない。たとえ前回上位で当選しても次回がだめかもわからない。そういう激しい競争、選挙をしなければいけないというふうに私は思います。

以上。

「小山広明君「財政問題と痛みの問題言ってください」と呼ぶ〕 19番(角谷英男君) (続)だから、財政問題は今先ほど言いました。要は財政問題、私は先ほど申し上げましたように、議員を3名削減するについて、1名当たりこれだけかかりますということを言いました。小山さんは、要はそれ以外にまだあるでしょうと。それを言うなら、ほかにも例えば歳費を下げたらいいんではないかという提案ですね。それはそれで、私が今提案してるのは削減数を提案してるわけで、その議論はまた新たに、今現在私たちは4年間身分を保障されてます、一応は。その中で議論をすればいいというふうに私は思います。

〔小山広明君「議長、ちょっと答弁がすれ違いじゃないですか。 まともに答えてないから」と呼ぶ〕

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 3名減らす理由を聞いとるんですから、なぜ3名減らすのかという理由を言うてください。他市が減らしとるからとか、財政問題から何で答えは3名減になるのかということを聞いとるんですよ。そのことに一回も答えてないですよ。

議長(薮野 勤君) 角谷君。

19番(角谷英男君) なぜ3名かということであります。これは法定数が 決められております。その中で私たちは今現在、他市の例も、いろんな市 民要求も考えて協議した結果、3名が一致する数字であったということな んです。その範囲内であれば、それはむちゃな言い方はしませんけども、 市民の要求にできるだけこたえて、議会の中でできるだけ意見が一致する 数字、それが3名であったということなんです。事実、3名減がいかんと 言われますが、2名増もあるわけなんです。いろんな考え方があってしか るべきであろうというふうに私は思います。

> 〔小山広明君「議長、もう意見にしときます。答えがないから」 と呼ぶ〕

議長(薮野 勤君) 意見は求められておりません。

〔小山広明君「じゃ質疑にしますけど」と呼ぶ〕

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) なぜ 3名減かということが明確にされないと、やはり我々はそれを判断できないわけですから、他市の状況だとか、いろんな諸般の事情とか、これでは全然わからないわけですよ。他市が減ったから何でうちが減らさないかんのかと、このこともまず全然説明もなされておりません。

財政問題は、きっちりは書いておりませんが、経済基調の変化云々と書いたり、ここに行政改革の一助となるべきだということの中に財政問題が含まれてると思います。じゃ3名減が財政に対して、確かに1,000万以上議員がもらってるということで、それはそれだけ削減してお金も払わなくてもいいでしょう。しかし、大事な市民の声を伝えるということで、そういう3名減をしてそれにこたえるのか、じゃ26人というのを維持して、その財政問題にほかにこたえる道があるわけですから、我々は市民も倒産をしたり、いろんなところで苦労して頑張ってるわけですから、我々が今まで50万もらっとっても、それを45万でええやないかというようなことで市民に言えば、これは全員が痛みを伴って市民の前に立ち向かえるわけですから、そういう選択がとれるんじゃないですかと。それと3名減とどっちがいいかということをやはり議論をして私は決めていくべき問題だと思いますよ。

3 名減をするなら確実にそういう多様な意見が、3 つの意見が来ないわけですから、一人一人顔が違うように意見が違う。いろんな市民の意見を踏まえながらこの議場に立っとるわけですからね。この中から3 名減、3 人がなくなるということは、それだけ市民の意見が反映されないというこ

とになるので、そういう選択はやはり両方からするべきだと思いますが、 まともに答弁が返ってきませんので、討論の中で、また採決の中で自分の 意見を反映していきたいと思いますが、大変残念です。

議長(薮野 勤君) 林君。

22番(林 治君) 時間も時間ですから、できるだけ簡潔に質問をしたいと、御答弁の方もひとつその点をよろしくお願いをしたいと思います。

できるだけ提案理由に沿って質問をしておきたい。提案理由の冒頭には、今日の地方自治体の行政内容が大変複雑多岐にわたっているというふうに言われています。私もその点は同感です。それだけにそういった行政需要の多岐にわたってきたことにこたえるためにも、議員定数は減らしてしまうと、市民の声を市政に反映させるとか、また議会が行政を監視するとか、本来議会の持っている機能が損なわれていく。

本来、地方自治体と議会の役割というのは、民主主義の学校とも言われてます。そういう点では、この泉南で民主主義を大いに発展させていくためにも、私は議員定数を減らせば減らせるだけ減らしたらいいということには相ならんことではないかな、こう思うんです。冒頭に書かれてる趣旨からいっては、これは減らしてはだめではないか、こう思います。

そして、昭和45年、1970年に、7月1日ですが、人口が3万 8,000で泉南市は実は特例で市制を施行したんです。人口3万 8,000です。当時議員数は30名でありました。そういうことから見ますと、今度23名にさらに現行から減らすということになりますと、議員定数はもう7割に減ってしまうんですね。ところが、一方で、こう言えばわかりますが、今人口は6万 3,000、倍近くに膨れ上がってきています。これはまさに関西国際空港もつくられて、行政需要が高まってきていることの大きな証明でもありますが、私はそういうことを考えれば、果たして今この時期にこういう提案をなされるのはいかがなものかなというふうに思いますが、まずこの点についてどのようにお考えなのか。

見直しを図る時期が来ていると言うから、ふやさないかんというふうに 提案をされるんかなと思ったんですが、それが逆なんでね。これは歴史の 流れに刃向かっているんじゃないか。

この前の提案のあったときに、私ここでも議論したときに、全国的に見ますと、たしか 6 万以上の人口を持つ行政区では、議員定数は 2 6 を超え

ていました。その数字もここでも発表したんですが、そういう点では大阪が今、先ほどどなたかが言われたように、特に議員定数の異常な削減をやるうとしてる。一方で文句を言うなという行政が大阪府政でもやられている。そういうことの中で、この大阪府下ではそういうことが激しいんだろうというふうに思います。

それで、「社会的諸般の情勢」というのは、そういうことも含めてだと思うんですが、特にもう1点、「本市行財政改革の一助となす」と。先ほどから議論がありました。手当をつければ約900万になるんでしょうか。3人減らして三九、二十七、3,000万足らず。泉南市の今の10年度の予算で見ましても、議会費は全体の予算、議会の局長初め職員さんの給与、議会のいろんな費用も全部含めて2.0%なんですよ、市の予算の全体から見れば。

そういう点から見れば、昭和45年当時のをちょっと私調べてみましたら、当時は2.2%でした。今は98年度予算、10年度予算で2.0%。議会費は全体の予算の占める割合の中で低まってるわけです。「本市行財政改革の一助」ということですが、議会というのは立法機関ですから、これは行政の行政改革とはまたおのずと性格が違うんで、そういうことも含めて、なぜこのことが行政改革の一助になるのかなと。これは考え得ないことなんです。

その2点についてお尋ねします。

議長(薮野 勤君) 角谷君。

19番(角谷英男君) お答えいたします。

なぜ減らすのかと、簡単に言えば1つはそういう質問であったのではないかなというふうに思うんですね。まことに申しわけないんですけども、多分林さんの質問に満足にお答えできないと思います。なぜなら、それはまことに申しわけない答えかもわかりませんが、定数減、定数増という基本的な考え方の違いがここにあるんではないかなというふうに思います。

私は今回、提案者を代表してこの提案をさしていただいておりますが、この提案者はそれぞれお互いに意見を持ち寄って、私たちはこれでいこうと。今現在3名減が望ましいんではないかということで一致をいたしました。ですから、そのことを幾ら申し上げましても、それはなかなか御理解いただけないんではないかなというふうに私は思います。

それと、本市の行財政改革の一助となすべきであろうということでありますが、まず市民の皆さんにこのことはよく聞きます。市民の皆さん、実はこのようなことを言われます。行財政改革をやると市民サービスの低下につながるんだ。議員は一生懸命行財政改革を言う。しかし、みずからの血も汗も流しなさいという声が物すごく多いんです。そのことを私たちは、この行財政改革の一助となすというところにあわしております。その金額は先ほど言いました金額であろうというふうに思います。

答えになったかどうかわかりませんが、精いっぱいの答弁であります。 以上です。

## 議長(薮野 勤君) 林君。

2 2 番(林 治君) 御答弁をいただいたんですが、私、もう一言だけ言っておきたいと思うんです。

昭和31年に2町4村合併しました。昭和45年、1970年に市制が施行されました。そして、今日の今の泉南市があるわけですが、たしか33区ですか、区制度、人口の云々というとちょっといろいろばらつきがあってあれですが、前回30から26に減らしたときも、ある村の代表の方であった議員さんが、「賛成はしたけれども、もうこれで私は議会に出てこれなくなった」と、寂しくつぶやいておられました。

やっぱりこの泉南が2町4村、山から海まで非常に広い地域で構成されて、さまざまなそれぞれの歴史を持つ村が散在している中で、それぞれの地域からのいろんな声を反映させるためにも、私は議員定数を削減していくことが果たしてよいことかどうか。ほんとに市民の隅々の意見が反映されるのかどうか。数をみんなで決めたからいいんだという理屈では、それでは耐え得ないのではないかな、私はそう思います。

市民が、血と汗をみずから議員も流せと、私は大いに流すべきですと。 それは議員定数の削減でなしに、それは議員みずからが行政についての勉強もし、そしていろんな分野でこれを市民に役立つように変えていく、そのことで私は血も汗も流すべきではないかなというふうに思うんです。もし御意見があればお述べいただけたら幸いかと思います。

## 議長(薮野 勤君) 角谷君。

19番(角谷英男君) お聞きをいたしました。これは血と汗を流す、言われるとおりだと思います。それはそのとおりであると思います。ただ、市

民の皆さんが今、形で具体的に50分の1請求という住民請求を起こしたというのは非常に重みがある。それを私たちは真摯に受け取ったということであります。

お答えになったかどうかわかりませんが、今後、言われるように議員が 切磋琢磨し努力をしなければいけないことも事実であります。ただ、23 名になったからいわゆる市民サービスができない、隅々の意見を反映する ことができないということには私はならない。それはそれなりに一生懸命 当選された議員が最善の努力をすればいいというふうに私は思います。

以上です。

〔林 治君「もうこれで置いておきます」と呼ぶ〕

議長(薮野 勤君) 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。──林君。

22番(林 治君) 議員提出議案第25号、泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をしてまいります。

地方自治体とその議会の制度は、民主主義の学校とも言われて久しいものであります。我が国の地方議会の権限のその具体的内容は、その基本的機能として、まず第1にそれぞれの地域の住民の意思を代表する機能、2つ目には自治立法権に基づく立法機能、3つ目には執行機関に対する批判、監視機能等を備えています。

2 1世紀を前に、地方自治の内容が複雑多岐にわたり、さらに今日地方分権が声高く叫ばれ、地方自治体とその議会の果たす役割は近年ますます高まっていることは、だれの目にも明らかであります。我が泉南市政も、市制を施行した昭和45年、1970年時代と比べても、今日関西国際空港問題と市政とのかかわりなど、まちづくり問題も大変であります。また、高齢化・少子化時代を迎えた今日、さまざまな行政需要にどうこたえるか。さらに、市民の声を市政に反映させ、増大した市長と行政の権限をチェックするなど、市民の市政への参加を促す上でも、ますます市議会の果たすその役割は高まっています。

こうしたときに、地方議会としての機能を十分に発揮し、住民本位の市 政を築いていくためにも、少なくとも現行定数のこれ以上の削減は許され ないものであることを表明し、本案に反対いたします。 議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 議案25号に反対の立場で討論させていただきます。

議員定数を減らすことに反対の多くの人々に、泉南市の議員定数が多いということは大きな希望と、また頼りになる状況であることは事実だろうと思います。市民の声を行政に反映するという大変大事な役目を持っている議会において、最近よく言われております財政問題から議会もその痛みをという声について、その趣旨が本当に真摯なものであるならば、今の議員定数を人数において減らしていくというあり方は、多くの議員にとっては痛みとなるどころか、ますます大きな権力を得ていく道であることは明らかでありましょう。

私はそういう点で、議会の中に多くの市民が立候補してくるという大きな流れはないと思いますし、さきにありましたほかの自治体での議員定数を減らすことによって、選挙のときに定数に満たずに無投票になった例もあります。市民は当選が絶対無理という状況の中で立候補してくることは普通はあり得ません。そういう点では、地縁、血縁と言われる知り合い、人の顔がよく見えるというこの関係の中で当選してくるということは、大変人口が多く、浮動票が多いという中よりも、はるかに当選することが難しい状況であります。ましてや、地域の推薦を受けず、政策本位でそこに立ったときに、どれほどしんどい状況であるかは、私も経験からよくわかります。通るはずもないのに出てもというような批判がより近くの人から起こります。かといって、地域の推薦を受けようとしても、地域には既に推薦をしている基盤がある。そういう中で新しい人たち、青年や女性や、また体に障害を持った方が出てくることは、至難のわざであると思います。

確かに少ないことにおいては、地縁、血縁、知り合い、そういうことの中で組織があれば私は当選しやすいとは思いますけれども、一方においてやはり多くの人に自分の政策を訴えて通る人にとっても通りやすい状況を持つものであります。

すべてのことは両刃の剣であり、一方的な欠点、一方的な長所があるわけではありません。先ほどからの議論の中でも、多様な市民のニーズが出てきておることはだれもが認めることでありますし、提案者の中にも非常に複雑多岐にわたる高度な対応が迫られるという現状分析があるわけであります。人間はどれほど優秀な人でも、そこに大きな誤りがあることは歴

史が教えるところであります。自分の意見がどれほど正しいと思っても、 違う立場の意見を聞いてみる、これは民主主義社会にとって大変重要であ ります。

人数が多いことが障害になるただ1つの欠点は、結論に至るのに時間がかかる、また経費がかかるということでありましょう。民主主義社会にとって議論を尽くして時間がかかるということは、もうそれは選択をした1つの制度であります。それは過去の歴史の中で有能な方が一方的にいい政策を決めて、私たちのために政策をやってくることが大きな間違いをした歴史を持っておるわけであります。

そういう点で、ふやすのではない。むしろ法定数36名より10名も減っている状況の中で、3名減を今この議場で決めるということは、これからの泉南市の民主主義にとって、また若い方やいろんな方が政治の場に参加する人たちの芽を私はつぶす方向であろうと思います。決して少ないというところがいいわけではないことは、少なくしてよくなった、目に見えた状況がないことからもよくおわかりだろうと思います。

泉南市は、本当に議論の多い議会であります。私はほかの議会でもこれ ほど議論の多岐な議会はないと思います。ただ、一般には紛糾しておると か時間がかかるとか流会があるという批判はありますが、それは私たち議 会人一人一人が市民に向かってその説明と理解ある努力をする以外に方法 はないと思います。

これからの時代、ますますこういう場が紛糾という1つの形をとってくるのは避けられません。そして、一人一人が議論になれ、議論の仕方も勉強しながら、私たちは多くの人たちが議論する中でいいものをつくっていく責任があると思います。そういう点で3名減というのは、本当に時代が成熟してくるこの状況の中に水をかけるような状況であると思います。

いずれにしても議会の中でもぎりぎりの状態での結論になると思いますが、この26人が十分な本当の意味での議論をせずに出されてきたことは大変残念でありますし、提案者を含めて7名しか署名をしておらない提出の仕方も、議会全体の議論が十分にされておらない、強引に出したという批判は、私は免れないだろうと思います。これまでもいろんな意味で協力をしてやってまいりましたが、この点については大変残念に思います。議会の多くの良心の中で、この議案を否決していただきますことを心からお

願いを申し上げます。

これより議員提出議案第25号を採決いたします。本件につきましては 起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(薮野 勤君) 起立多数であります。よって議員提出議案第25号は、 原案のとおり可とすることに決しました。

6時40分まで休憩いたします。

午後6時13分 休憩

午後6時42分 再開

議長(薮野 勤君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第34、議員提出議案第26号 地方事務官の身分一元化を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して真砂 満君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。真砂 満君。

12番(真砂 満君) 久しぶりに意見書を提案させていただきます。既に お手元の方に御配付をさせていただいています案文の朗読をもって提案に かえさせていただきますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

地方事務官の身分一元化を求める意見書(案)

社会保険、職業安定及び雇用保険に関する事務は、国の都道府県知事に対する機関委任事務として運営されている。にもかかわらず、それらに関する人事、予算は国の権限下に留保されながら、職務の執行だけは知事が指揮監督するという、変則的な方法で運営されている。しかも、それらに従事する職員の身分は地方公務員ではなく、地方事務官(国家公務員)という曖昧な形に位置付けされたまま、現在に至っている。

しかし、現在論議されている機関委任事務の廃止問題はさておき、仮に当分その存続を認めるとしても受任事務は、地方公共団体の施策と連携させ、地方の実情に即した形で進められるべきものである。また、地方事務官の人事、給与、勤務条件等も複雑で、それらは、地方行政の円滑な運営

を阻害する要因ともなっている。

よって、政府は、これらの事務を効率的に進めるために、下記の施策を 早急に講じられるよう強く要望する。

記

- 1. 社会保険、職業安定及び雇用保険に関する事務に携わる地方事務官の 身分を国から都道府県に移管すること。その際、職員の人事、給与、勤 務条件等について十分に配慮すること。
- 2.移管に当たっては、地方公共団体の財政負担が増加しないよう、適切な財源措置を講じるとともに、地方公共団体を初めとする関係機関の意見を尊重すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年12月22日

泉南市議会

以上でございます。議員各位におかれましては、よろしく御賛同のほど お願いを申し上げます。

14番(成田政彦君) 1点について質問したいと思います。

昨年9月2日に出された地方分権推進委員会の第3次勧告では、機関委任事務制度の上に成り立ってきた地方事務官制度は存続し得ないとした上で、社会保険関係事務は国の直接執行事務として、国の地方事務官は厚生事務官とする。職業安定関係事務官は国の直接執行事務として、その職員は労働事務官とするということで、全体はそうでありますが、なお医療保険とか、地方自治体がしなければならない部分は地方に衣がえするという、こういうのが出されとるんですけど、中央におかれてはまだこの問題について完全に分離されとる形ではないと私は思うんです。

我が党もこの問題については、社会保険とか労働行政については、これは全国的、一元的にするのが望ましいのではないかと。そういう意味では、これは厚生事務官、労働事務官にして、あと社会保障関係とかそういうものについては地方に移すということで、今完全に地方事務官、これを廃止するのは私は正しいと思うんですけど、全部廃止するということは、全国的に見た場合、それが妥当かどうかについては、若干私どももまだ議論す

る余地があると思うんですけど、その点についてどうお考えでしょうか。 議長(薮野 勤君) 真砂君。

12番(真砂 満君) 今御意見いただきましたように、昨年9月2日に出された地方分権推進委員会の第3次の勧告は、成田議員おっしゃられたとおりだというふうに思います。

もう 1 点の指摘にあります国に属するものと地方に属するもの、これは やはり 2 つに分けるべきかなというふうに思っておりますし、私どももそ のような考え方でございます。

1つは、社会保険行政の国の役割といいますか、国が行う事務につきましては、社会保険制度の法整備であるとか、また財政運営、また全国統一基準の作成等については、当然国の方ですべきだというふうに考えておりますし、事業運営の企画立案等につきましては、具体的な事務について都道府県の方で執行すべきだというふうに考えております。

また、職業安定行政についても同じような考え方の中で、国の役割について申し上げますと、法律に基づく包括的な基準となる施策の立案、また保険者責任に基づく雇用保険財政運用なり全国的な統一管理については、国の方で役割分担を果たしていただくということの方が適切であるというふうに考えております。

そういった意味で、あとしばらく議論の余地もあろうかというふうに思 いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

議長(薮野 勤君) 成田君。

1 4番(成田政彦君) これで終わりとしたいと思うんですけど、今度の一元化を求める意見書というのは、中身を読みますと、ほぼ機関委任事務の廃止と同時に、受任事務については大体地方に全部移すべきではないかということが色濃く出とると思うんです。私ども、これについては全部賛成はちょっとしがたいということで、引き続き検討すべき課題として、機関委任事務のこの意見書については棄権したいと思います。

以上です。

議長(薮野 勤君) ほかにありませんか。 ——以上で本件に対する質 疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議員提出議案第26号を採決いたします。 お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(薮野 勤君) 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第26号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第35、議員提出議案第27号 介護保険制度の改善を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

5番(大森和夫君) 議員提出議案第27号、介護保険制度の改善を求める 意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

介護保険制度の改善を求める意見書(案)

来る2000年4月に向け、全国の市町村では介護保険事業の準備が始まっているが介護基盤の深刻な立ち遅れ、重い保険料、利用料負担、認定のあり方等、介護保険法は重大な問題点をかかえている。それに加えて、各事業主体となる市町村では、介護基盤の整備も遅れており、地方自治体が、条例で定めることができる事項は、介護保険料など20項目程度と主体性を発揮する上で極めて制約の強いものになっており、財政上も大きな制約がある。

よって、政府においては、国民や自治体の声を十分に反映させ、真の介護保障を確立するためにも下記の4項目の改善をはかるよう求める。

記

- 1、保険料が払えないためにサービスが受けられないことがないよう国の負担による減免制度を創設すること。
- 2、新ゴールドプランの計画目標を質・量ともに大幅に引き上げ、市町村に対する介護基盤整備の財政措置を十分に講じること。
- 3、市町村が介護サービスの水準を引き上げる場合は、高齢者の負担増 に連動させないため国・府が公費助成制度を創設すること。
- 4、介護認定審査会の制度を拡充し、介護を必要とする人が実態に見合うサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態を反映した認定基準 に改善すること。
- 以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

泉南市議会

議員各位におかれましては、十分な審議の上、御賛同をお願いいたします。

議長(薮野 勤君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 ——
質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議員提出議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(薮野 勤君) 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第27号 は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第36、議員提出議案第28号 消費税減税で景気の回復を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

6番(松本雪美君) 議員提出議案第28号、消費税減税で景気回復を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

消費税減税で景気の回復を求める意見書(案)

今、日本の経済は、戦後最悪ともいえる深刻な状況にある。企業の倒産、失業率とも最悪の水準が続いている。経済企画庁の9月月例報告でも、景気の現状を前回の「はなはだ厳しい」から「きわめて厳しい」へと更に判断を後退させている。中小企業の設備投資の減少が著しい上に、国内総生産の6割を占める個人消費の低迷が景気回復の足を引っ張る要因になっている。なかでも大阪の企業倒産件数は、毎月200件以上にも達しており、今年は、昨年の倒産件数を大幅に上回るのは明らかな状況になっている。更に、近畿の完全失業率は、5%と最悪になっているなど深刻な状況である。

また、就労状況を示す指標である有効求人倍率は、大阪では0.35、泉 佐野・泉南地域にいたっては、0.2台と更に低くなっている。こうした背 景に消費税増税と医療保険の値上げによる国民負担増があることは、今や 広く指摘され、最近では政府自身も公式に認めているところである。

したがって、こういう中で真に景気回復をはかるためには、個人消費の拡大が不可欠であり、その要が消費税の減税であることは明らかである。「消費税率を5%から3%に戻すことが景気対策として有効ではないか」(金森日本経済研究センター顧問)、「景気後退を招いたのが消費税増税である以上、消費拡大のための消費税廃止も検討課題だ」(エドワード・リンカー元駐日大使特別経済顧問)など、日本経済界・経済専門家はもちるんのこと海外からも消費税減税を求める声が高まっている。

また、マスコミ等各種世論調査でも"景気対策としてもっとも効果のあるのは何か"との問いに消費税の引下げがトップとなっている。

よって、政府におかれては、個人消費拡大のための税制上の緊急措置として、消費税率を5%から元の3%に戻すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年12月22日

泉南市議会

議長(薮野 勤君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議員提出議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(薮野 勤君) ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、 本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起 立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(薮野 勤君) 起立多数であります。よって議員提出議案第28号は、 原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第37、議員提出議案第29号 新ガイドライン関連法案に反対する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説

明を求めます。成田政彦君。

14番(成田政彦君) 議員提出議案第29号、新ガイドライン関連法案に 反対する意見書について、案文を読んで提案したいと思います。

新ガイドライン関連法案に反対する意見書(案)

「周辺事態措置法」など新ガイドラインにもとづく関連法案は、「周辺事態」という不透明な概念のもとで、アジア太平洋のどこでもアメリカが軍事行動を起こせば、国会に諮らずその承認もないまま、日本は米軍支援のため自動的に参戦することになる。法案では「後方地域支援」というが、現代の戦争では、「後方」と「前線」を区別するのは不可能である。自衛隊がおこなうのは、武器・弾薬の輸送をはじめ、物資補給、修理、船舶臨検など、日本国憲法が明確に禁止している戦争行為そのものである。

また、新ガイドラインの発動の対象である「周辺事態」に台湾が含まれることは、これまでの政府答弁などから明確であり、中国の内部問題への不当な干渉にもなるという問題をはらんでいる。

重大なのは、同法案が、米軍支援のために空港や港湾の提供や輸送、医療など地方自治体や民間を動員しようとしていることである。アメリカの軍事行動に自治体や民間を動員する条項が法律に盛り込まれるのは戦後はじめてのことであり、地方自治体と基本的人権を踏みにじるものと言わねばならない。

よって、政府におかれては、憲法の基本原則である恒久平和、国家主権と国民主権、基本的人権、議会制民主主義、地方自治のすべてをふみにじり、日本を再び戦争国家への道にふみださせる新ガイドライン関連法案を撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年12月22日

泉南市議会

よろしくお願いします。

議長(藪野 勤君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 ——質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議員提出議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御

異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(薮野 勤君) ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、 本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起 立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(薮野 勤君) 起立少数であります。よって議員提出議案第29号は、 否決されました。

次に、日程第38、議員提出議案第30号 「財政再建プログラム」の再検討と、私学助成の抜本的拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13番(和気 豊君) 議員提出議案第30号、「財政再建プログラム」の再検討と、私学助成の抜本的拡充を求める意見書について、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

「財政再建プログラム」の再検討と、私学 助成の抜本的拡充を求める意見書(案)

現在、大阪の私立高校は府内高校生の約3分の1、幼稚園児においては約4分の3を受け入れており、文字どおり公教育の重要な一翼を担っている。

ところが近年、底無しの状態で進行する少子化と1980年代以降の歴代政府の私学助成抑制政策や、昨年度からの大阪府の私立高校・幼稚園経常費補助単価据え置きによって、経常収支は急激に悪化、学費値上げはあとを断たず、今年度の平均初年度納付金はついに高校で67万8200円(幼稚園は33万円)にもなり、戦後最悪の不況のもとで、授業料を払い続けられない生徒が増えている。この高学費は「教育を受ける権利」、「教育の機会均等」の憲法原則を空洞化させ、大阪の教育に重大な困難をもたらしている。

また、40人を超えるすし詰め学級や慢性的な専任教員不足など教育条件の悪化も深刻である。

このような私学教育の困難を打開する上で、私学助成の抜本的拡充は不可欠の課題である。

しかしながら、大阪府は、「財政再建プログラム」によって、経常費補助単価をなお今後10年間据え置くほか、授業料(保育料)補助の廃止を計画、来年度予算から実施しようとしている。

この計画は、全国的にみても極めて異常であり、本市議会としても、市 民の教育を守る立場から、断じて賛成することのできないものである。

よって、大阪府は、「財政再建プログラム」を再検討し、私立高校生 (私立幼稚園児)への授業料(保育料)補助の削減を行わず、1999年 度予算で大幅な増額を行なうことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年12月22日

泉南市議会

以上であります。よろしく御審議のほど、御賛同のほどお願い申し上げます。

議長(薮野 勤君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 ——

質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議員提出議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(薮野 勤君) ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、 本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起 立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(薮野 勤君) 起立多数であります。よって議員提出議案第30号は、 原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第39、議員提出議案第31号 遺伝子組み換え食品に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説

明を求めます。大森和夫君。

5番(大森和夫君) 議員提出議案第31号、遺伝子組み換え食品に関する 意見書について、朗読をして提案にかえます。

遺伝子組み換え食品に関する意見書(案)

平成8年8月、厚生省が安全性を認めた除草剤や害虫に抵抗力を持つといわれる遺伝子組み換え作物は、現在、大豆・トウモロコシ・菜種・じゃがいもなど20品目となっている。

それらの作物を使用した加工食品や食用油・醤油などは、すでに国民の 食卓や学校給食に数多く使用されている。

食糧自給率の低い我が国においては、将来これら遺伝子組み換え作物が大量に輸入される可能性がある。

しかし、遺伝子組み換え作物については、組み込まれた遺伝子の働きなど未解明の点も多く、アレルギー発症などによる人体への被害や生態系への影響などを指摘する声もあり、その安全性に不安を抱く消費者も少なくない。

消費者の中で、より安全な食品を求めるため、情報の開示や商品の購入に際し、遺伝子組み換え食品であるかどうかの選択が可能となるよう表示の義務付けを求める声が広がってきている。

さらに、遺伝子組み換え食品であることの表示や安全性の確認に関する情報公開や製造企業の管理責任などを盛り込んだ法律の制定を希求する声も上がっている。

よって、政府におかれては、このような消費者の懸念や不安を解消する ため、遺伝子組み換え食品について、下記の事項を速やかに実施されるよう強く要請する。

記

- 1,安全性の確認について、さらに研究を深め、再検討を行うこと。
- 2,食品衛生法に基づいて表示基準を作り、表示を義務つけること。
- 3 , 安全性の確認等について、国及び製造企業の情報公開を行うこと。
- 4 , 製造企業の管理責任などを盛り込んだ法律を制定すること。
  - 以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成 1 0 年 1 2 月 2 2 日

泉南市議会

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長(薮野 勤君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

-------質 疑 等 な し と 認 め ま す 。

討論に入ります。討論はありませんか。 <u></u>討論なしと認めます。 これより議員提出議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(薮野 勤君) ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、 本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(薮野 勤君) 起立多数であります。よって議員提出議案第31号は、 原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第40、議員提出議案第32号 「定期借家」制度の導入に反対する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13番(和気 豊君) 議員提出議案第32号、「定期借家」制度の導入に 反対する意見書について、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

「定期借家」制度の導入に反対する意見書(案)

契約の期限が来たら無条件に賃貸人に返す「定期借家」制度に関する法案を次期通常国会に提案する動きがある。

現行の借地借家法は、賃貸人が自ら住むなどの「正当な事由」がなければ、賃借人に明け渡しを求めることができない制度となっている。

しかし、「定期借家」制度は、期限が来たら「正当な事由」を必要とせずに、賃貸借契約を終了させることができるというものである。これが導入されれば、賃借人は期限が来たら無条件で明け渡すか、賃貸人の示す家賃値上げなどの条件を受け入れざるを得ないことになる。今日、1070万世帯以上といわれている民間借家は、居住用あるいは店舗、工場用として不可欠な生活基盤である。また、本市においては公団住宅、府営・市営

住宅などに居住する多くの市民にとっても大きな影響をもたらすことになる。

「定期借家」制度は新規契約に限り、既存の契約には適用しないとの意 見もあるが、通常、賃貸借契約は数年の短期契約が多く、契約更新時には 「定期借家」契約に移行することは十分考えられることである。

よって、本市議会は住民の居住と営業を脅かす「定期借家」制度の導入に反対するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成 1 0 年 1 2 月 2 2 日

泉南市議会

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

議長(薮野 勤君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

-------<u>質</u>疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議員提出議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(薮野 勤君) ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、 本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(薮野 勤君) 起立少数であります。よって議員提出議案第32号は、 否決されました。

次に、日程第41、議員提出議案第33号 同和行政終結宣言についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して林 治君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。林 治君。

2 2 番(林 治君) 議員提出議案第33号、同和行政終結宣言について、 案文を朗読して提案にかえさしていただきます。

同和行政終結宣言(案)

部落差別は、封建的身分差別の残りものであり、部落問題の解決とは旧身分のいかんを問わず、すべての人間の平等・同権を確立し、部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論をきずくことである。

昨年3月末で国の「地対財特法」が終了し、同和事業の終結はいまや全 国的な流れとなっている。

本市における同和行政は国の「同和対策特別措置法」に先がけて進められ、すでに34年におよぶ同和対策事業によって、一般地域との格差が大きく解消し社会的交流も進展している。

しかし、不公正な同和事業やゆがんだ同和教育・啓発は新たな差別をつ くり出すものとなり、部落問題の解決を阻む要因となっている。

今必要なことは、行政上の垣根をとりはらい市民の自由な社会的交流と 連帯を促進することによって、真の部落問題解決への明るい展望を切り開 くことである。

よって、泉南市議会はここに同和行政を終結することを宣言する。

平成 1 0 年 1 2 月 2 2 日

泉南市議会

どうかよろしくお願いいたします。

2番(小山広明君) 林議員が今提案されましたが、何度かここで提案をされておりまして、そのたびに否決をされておるわけなんですが、なぜこういう差別問題 ——これは差別を受けておる方がちゃんとおる中での議論でございますから、行政としても一定の限界もありますし、こういう議論をすることすら、そういう差別を受けておらなければ客観的議論としては済むんでしょうけども、我々もコンプレックスを持ち、自分の非なるものを何も恥じる必要はないんですが、人間にはそういう人より負けたとか人より劣っとるとか、そういう負の部分については、やっぱり触れたくないという感情があると思うんですが、そういうものを否決が何回もされとっても再度出してくる意図とは一体何かということを提案者に説明いただきたいと思います。

それから、この中にあります「部落内外の住民が社会的においてわだか

まりなく人間」──これはだれがだれに向かって言ってる言葉かですね。 差別を受けておる方に対して、差別をする側がわだかまりを持つなという のか、いや差別を受けている方にわだかまりを持つなと言ってるのか、だ れに対して言っておるのか、ちょっとこれも御説明いただきたい。

それから、「同和事業の終結はいまや全国的な流れとなっている」ということで、同和事業というのはやはり社会全体の社会基盤のおくれを、社会の中にそういう差別構造を意図的に政治の場でつくり出してきたことの反省に立って、一定の同和事業が進められてきたと思うんですが、やはり基本はその社会の中に特に政治的差別の中でおくれた部分があるというのは、社会全体の問題として私はあると思うので、同和事業が進んだからといって、いわゆる同和事業をやる本質的な問題は解決しておらないんじゃないかなと思います。そういう点では、我々税金を取られて十分市民が納得する形で社会基盤整備がなされておらないことは、やはりそこに1つの大きい問題があると思いますし、それがいわゆる政治がつくってきた、行政がつくってきた差別問題だと思うんですが、この「終結はいまや全国的な流れとなっている」という中身について御説明をいただきたいと思います

それから、「一般地域との格差が大きく解消し」と言っておるんですが、やはり同和事業、先ほども私の意見を言いましたように、基本的には社会基盤そのものをレベルアップをして、人間が人間として文化的な生活をする基盤を整備するというのは、行政の至って大きな責任であるわけですが、そこがきちっとならないと、不満の矛先が内部的な住民同士のいがみ合いといいますか、非難のし合いで終わってしまうという問題を持っておりますから、同和事業の目指すべきものは一体何だということを考えていらっしゃるのか。ここで書いとる文章からいってですね。

それから、「同和事業やゆがんだ同和教育」、どういうことが「ゆがんだ同和教育」なのか。本当の真の同和教育は一体どういうことなのかというのをきちっとやってもらわないと、同和教育が要らないとは書いてないわけですね。ゆがんだ同和教育がだめだと。じゃ、そういうきちっとした同和教育、差別の歴史などをきちっと教育する必要があると、逆から言えばここに書いてあると思うんですが、どういう同和事業を、同和教育なり啓発を提案者は考えておられるのかを御説明いただきたいと思います。

それから、これも「行政上の垣根をとりはらい」ということなんですが、これも一体どちらがどちらに垣根をしとるんか、僕もちょっとわかりませんが、この辺の「行政上の垣根をとりはらい」とは、だれがだれに取ってくれと言っとるのか、ここもちょっと御説明いただきたいと思います。

最後のところに「真の部落問題解決への明るい展望を切り開く」と書いてあるわけですから、この差別問題というのはなかなかきちっとした手法が見つからずに、本当に外側を厚い靴の上から足をかいとるような部分もあるわけですけど、この差別問題というのは、差別をしておる側が気がつかないという本当に大きな問題があるわけですから、そういう点について、それを社会的な差別問題がほんとに自分の問題だというところまでしていくというのは、だれに聞いてもなかなかきちっとした問題はないように私は思うのですが、そういう点での提案者としての御説明をいただきたいと思います。

## 議長(薮野 勤君) 林君。

2 2 番(林 治君) ただいま小山議員から何点かにわたって御質問がございました。もし抜けておりましたら、またひとつよろしくお願いをいたします。

最初、たしか何回も出すのはなぜかということでありますが、このことは当然後の御質問にもかかわるんですが、同和行政というのは一般行政の補完ということでやられてきたものですが、この市の同和行政ですべからく解決を全部するわけではありません。これまで提案のところでもお話をここでも述べておりますように、泉南市は国の事業に5年も早くから先駆けて34年間やってきた。

国として進めてきた同和対策事業も、昨年の3月、一昨年度でこれが基本的に終了したということで法期限が来てるわけですが、こういうことからも私は、泉南市でもそういう立場に立って一日も早く、議会としても同和行政の終結宣言を行っていくことが大事だというふうに考えておりますし、またそういう全国的な流れが今ここに国においても生まれてきてると、また地方の議会でもまた自治体でもそのことが進められてきてるということを言っておきたいと思います。

それから、文言をちょっと読んでいただいたらわかるんですが、「わだかまりなく」というのは、部落内外の住民が社会生活においてということ

ですから、一般的な社会生活において内外の住民がわだかまりなく暮らすということであります。これは読んでそのとおりなんです。

それから、「ゆがんだ同和教育」云々のことにかかわってでありますが、 日本では憲法と教育基本法に基づく民主的な教育が基本的に進められなければならないということになっております。その立場に沿って行われることによって、このいわゆる人権問題も差別の問題もその中で基本的には十分教育できるものであります。

それと、「行政上の垣根」の云々のことでありますが、これは私もしば しば本議場においてもこれまで訴えてもきております。行政が同和地区と それから同和地区外とを行政上、泉南市内で区別して分けると。この同和 地区内の住民に対する施策ということで具体的にいろいろやられています。

例えば今、これまで数億円の費用をかけて、御存じのように老人向け住宅というのが A 棟、 B 棟、 2 棟、 3 2 戸建っておりますが、これは本議会でも現在 2 1 世帯しか入っておらないと。 2 0 世帯ですか、あと 1 世帯もうすぐ入るとかいうお話ですが、今泉南市民全体の中では住宅問題は大変です。これは地区と地区外を分けて、地区内に対する施策としてやられておるわけですが、こういったことから地区外の住民との、この問題での市民からの行政に対する批判もあります。また、そういうことによって優先されるということで、そういうふうに線引きを行うということ。行政がいわゆる同和地区の人とそれから一般の人というふうにまさに差別をする。こういうやり方はいつまでも続けていくべきことでないわけです。ですから、私は、一日も早く行政がつくっている垣根を取り払う、このことがまず行政上のやらなければならない一番の課題だというふうに思っています。もし御質問にお答えできてないところがありましたら、恐れ入りますが、

もし御質問にお答えできてないところがありましたら、恐れ入りますが、 もう一度お願いをしたいと思います。

以上であります。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) これは今までも議論してきましたが、同和施策をやってきた一定の期間は、これは評価されとると思うんですね、今のお話からいえば。その場合に、同和行政をやる場合に、やはり被差別部落の人たちのここは同和地域だという、その人たちから言われないとできないわけでしょう。勝手に行政がここから同和地域ですよと、これは言えない。そう

いう点で全国的にも一般的にあそこは部落やでというところでも、同和施策を受けてない地域があるわけですね。だから、行政が一方的に線を書いたわけじゃなしに、ここは同和地区だということを地域の人が名乗るということは、それははっきりと差別問題があるときには差別を受けるわけでしょう。しかし、それを受けないと同和施策を受けられない。これは地方に財政負担を与えてはならないということで、特別な国の財政措置がなされたと、こういうことでありますから、勝手に行政がここは同和地域だと、これは言えない問題ですね。

そういう点で、提案者も民主主義を大事にすると思うんですが、やはり 現在の泉南市の同和地域の中で、本当にもういいと、十分これで同和施策 はされて、一般地域との解消もなされたというようなことが少なくとも多 数の合意形成の中で、そしてその人たちの了解の中で、じゃもう同和施策 は結構ですということをやってこそ、私は真の民主主義だと思うんですね。 私も同和地域の中にちょくちょく行ったり、いろいろ話をしたりしても、 その中にもう同和施策はいいですよというような機運なり合意形成は、私 はできてないと思うんですね。

そういう歴史的経過を考えるなら、私は議会というこういう法的決定機関の中で、そういうほんとに直接そこの地域の人たちの要望なり多数合意 形成がない中で、いやもう同和行政終結宣言を議会でしてしまうというのは一体どうなのかなと。

議長(薮野 勤君) 林君。

2 2 番(林 治君) それでは、お答えいたします。再度の御質問ですの で、できるだけ簡潔にお答えをしたいとは思うんです。

同和行政については、この案文の中でも述べておりますように、国の法律よりも早く5年も先駆けてやってきたということをここにも述べておりますが、私自身この議会に籍を置いて初めてこの同和地区での住民の皆さんの御要望にこたえて、ともに力を合わして住宅の建設を初め、地域の皆さんの暮らしを守るために頑張ってまいりました。当然のことですから一定の評価もしております。

ただ、行政が差別をなくすという、すべてのことをやれるんではありません。この点については、いろいろとよく市民の中でも議論を進めていかなければならないことだというふうに思います。

私がこの議会で何度となく提案してることについての御批判でありますが、私だけの提案で、私だけがここでこうやると言えば決まるというわけではなしに、小山議員も含めてここでの議会の議員の皆さんの多数によって決められるというふうになっておりますので、その点、私はそういう機会を得るためにこういう提案をした。

さきの答弁の中でも言いましたように、国でもこの地対財特法の終結が行われておりますし、今そのことが、行政が早くこの同和行政を終結し、行政自身が持っている同和地区と一般地区とを分けてるような、いわゆる行政がそういう垣根をつくってることを早く取り払う。そして、必要な施策については一般行政を拡充して、その中でやっていくということが大事だというふうに思います。

以上です。

議長(薮野 勤君) 巴里君。

25番(巴里英一君) 若干質問をしたいと思います。

最初の段で「封建的身分差別の残りものであり」という言葉が出ております。御承知かと思いますけども、明治維新というものが歴史上日本でありました。その後、明治4年にして太政官布告ということで、身分は平等だということで発布された歴史があります。それですべてが解決したのかと。これは一切なかった。御承知のとおりであります。そして、第一次大戦、第二次大戦ということで日露も含めまして終わりました。戦後、民主憲法と言われる現在の憲法が施行されました。この施行された憲法の中に

も、人権というものを幸福権、人権、あるいは義務・権利というものはきっちりと書かれております。このことで果たして差別はなくなったのかといったら、一切なくなってなかった。

すぐれて戦前からありましたように、 1 1 年に水平社というものができたのは御承知のとおりであります。詳しくは申しませんが、人はすべて平等であるという思想、この思想が憲法に反映されたとして我々は評価しました。そういった意味では、出身者の 1 人としては不満はあるものの、その残りかすだけで物が残っている、だからなくなっているということにならない。問題は、この部落内外の住民が社会的システム、平等と同権であるかという問題と、そして社会的システムそのものが実は残されているんだというところに、差別の温存されているものがあるんではないかというふうに思います。

言葉を添えていえば、例えば結婚に当たって釣り書を交わすというのは何を意味しているのか。相手がお金持ちなのか、身分はどうなのかとか、そういったことでいわゆる利益につながる場合は、差別は余り起こり得ない。しかし、不利益になると見た場合は、やっぱり差別というのはそこに出てくるんです。例を挙げれば、芦屋の住民、あるいは芦屋の高級住宅に住んでる人と我々と比較するということは余りないんですよ。我々は周囲の人たちを見て、議員は議員を見て、あの議員はようやってるとかやってないとか、あの人より私の方がきれいとかそうでないとかいうような表現で、お互いを見て実は評価をしていく。これが評価している段階ではいいけども、そのことによって相手を排除しようとする社会システムがまだ残されてるということに問題があるんじゃないか。

だから、同和対策事業そのものが、まず最低限の生活規模を行政的手段として法律において制定してなされてきた。だからといって差別はなくなっているということには断言できない。あなたも時々言いますが、いわゆるなくなりつつあるという意味と、なくなっているという意味とは全然違うんですね。なくなりつつあるから法律はだめだという場合と、なくなったから法律は要らないんだという意味とはかなり意味合いが違うんですね。法律があるから差別があるんだという言い方をあなたは前のときされたように思うんです。そうなってからの展開として、こういう形で毎回出されてると思うんです。

それで、一例として私はやらなきゃいけないのは、私たち自身そのものに差別の意識があるんかないんかということを私はいつも検証してます。私、障害者の方に物言うときに、この人を私は健常者やから、そのときは意識として健常者と違うかわからんけども、かわいそうだなという意識をするんですね、人間というのは。私は、かわいそうだということは、自分自身が違うからかわいそうだという意識になる。違うということが前提になるんです。自分も同じ立場だったら一緒になって頑張ろうかと言うんですよ。そういう意識になるんです。今の社会はそうなってない社会がまだ多く残されてるからこそ、やっぱり差別をなくすためにお互いに共通認識してやりませんか。そして行政としての責務としてやりませんか。

行政というのは、当然日本を予算にしても何にしても大きく支配してるわけですから、ここが主体になってやる。そして多くの民間の方々が一緒になって人権というものを考えていく。そのことが自分自身を保障される。だから、むしろやらなきゃならないのは、同和対策事業を評価しながら、その評価を一般市民へ波及さしていく運動の方が大事だと、あるいは評価していくということが大事だと。

むしろあなたの考えとは逆なのは、あなたは圧倒的世論を築くことであると言うてるんですよ、全体に広げて。しかし、このような形で終結したからもうそれでいいんだ、差別がなくなりつつあるからいいんだという表現は、考え方として私はなじめない。そういう意味では、なくなりつつあるから、もう法は要らないとかという表現そのものは、それは間違いではないんですか。あるいは、それは正しいということで考えてるわけですか。こういった中では、つまり今私が申し上げたような形が1点あります。

いわゆるゆがんだ不公正な同和事業やと言うけど、何をもってどこが具体的に不公正なのかと。具体的にどう不公正なのか。不公正という場合は、いわゆる落差があるという意味での不公正なのか。むしろそのことによって市民一人一人がやっぱり差別というものはいけないんだと認識させる教育というのは、これはいっこも不公正じゃないですよね。これはゆがんでるわけじゃないですよ。教育というものは強制的にやるわけでもないですから、そういった意味では、そういうものが要因を阻んでいるという言い方は、私はちょっと違うんじゃないかというふうに思います。

大きくはその2点ぐらいかなというふうに思います。

現実にこの前、いわゆる被差別部落であるんかどうか、どういう建物が建ってるんかどうか、あるいはどんな政党に入ってるのかどうか、そして宗教はどんな宗教をしてるのかどうか、こういう身元調査、差別事件が起こってますね。新聞に載ってますね。それが実は就職や結婚のときにランクとして調査されて、Dランクに落ちてるんですね。現実にこういう差別が起こってることもあなたは認知しないということになるんかどうか。それだけ。

以上です。

議長(薮野 勤君) 林君。

22番(林 治君) それでは、巴里議員の御質問にお答えしたいと思います。

ただ、巴里議員からは最初いろいろと御意見をむしろ大分とうとうとお述べになられたので、ちょっとそのことにお答えするのはいいかどうかなというふうに思いますが、ただ私がここで提案してるのは、何よりも差別すること、そういうことが、ここで書いてあるように差別を受け入れない圧倒的な社会的世論を築くことだと、差別をなくすことは。これは行政が人にあれこれしてはいかん、こうしろああしろと言って、人の内心にまで行政の考え方を押しつけるということであってはならんわけなんで、これは行政のやる仕事ではなしに、市民みずからが共同してやる分野の問題なんです。行政がこれまで同和行政で──同和行政自身私もやってきたいたます。最初に手がけてきたといいますか、御一緒にさしてきたいただいた。しかし、行政のやり得る範囲というのは限られておりますし、そのことは既に議論をここでしてきたところです。

特に不公正な同和事業とは何やと言われることになりますと、具体的にいるいろと言わなければならないわけなんですが、これまで数々ありました、残念ながら。

例えば、一番はっきりしてるのは、昭和52年、西暦では何年になりますか、77年ですか、1976年、当時この泉南市議会で、この議会本会議自身で全会一致で不公正な同和事業についての決議をやっています。このことは議事録の中でも明白になっています。泉南の歴史の中では、そういう問題の――同和地区の同和対策事業で用地の取得について、こう言い

ますと今問題になっておられる方にかかわって、ここで議決もやっています。こういうこともありました。そのほか、思い出していろいろ言えといえば、また考えて思い出して言いますが、これはそういう同和事業の一番 大きな、非常に残念ですが、決定的な問題でもありました。

また、そういうものだとか、私は例えば今の老人向け住宅の建設問題も、 泉南市市民全体から見ればこれは公正に欠ける、そういう意味での不公正 な問題にも当たるものだというふうに思っています。だから、不公正とい う場合にはいろんな意味があります。

大体そういうことでお答えできたというふうに思っておるんですが、も し足りなければまた言います。

議 長 ( 薮 野 勤 君 ) 巴 里 君 。

2 5 番(巴里英一君) 私は、大事な点は、今答弁者がおっしゃいましたように、行政が中までということですけども、もともと行政のシステムそのものが、官ということを上において歴史的にやってきたという歴史があるでしょう。行政がみずからの責任において解決しなきゃならないということをしない結果としてできてきたんですよ。法律をつくるのは大体そこなんですね。

アメリカにおいても、御承知のように黒人運動が起こりまして、黒人差別禁止法というのができます。日本でもそうですね。どこにおいてもそうですけども、大事なことはみずから住民が立ち上がって改革していこうという、その運動に対して、社会を変えていこうとすることに対して誹謗・中傷するというのは、僕は余りええことではないとは思いますよ。だからそれが阻む要因になってるというようなことを言われていくと、やっぱりすべてがだめだということにしか聞こえない。

そういう意味では、不公正ということは、すべてにおいて――先ほどあなたがおっしゃいましたように、一定評価してますということと不公正だということとは、相いれない部分があるんじゃないですか。そのことが解決を阻んでいるということになると、責任は行政にあると言いながら、他のところにもあるというような言い方に私は聞こえるように思うんですね。

垣根を取り払うと言いますけども、垣根をつくったのは被差別の人じゃないですよ。障害者は垣根つくってませんよ。いやつくってませんよ、だれも。被差別者というのは、何も地域だけが被差別者じゃないですよ。そ

ういう被差別部落が被差別者だけじゃなしに、多くの人もありますよ。北海道においてだって旧土人法の問題で問題になりまして、アイヌ新法ができましたけども。

だからそういう意味で、あなたのおっしゃってることは、私はどうも納得できない言い方になってくるんじゃないかと。これは文章が短いですから、中身まで余り突っ込み切れない部分がありますけども、また日を改めてやらなきゃならないかと思いますが、そういう意味では啓発が新たな差別をつくり出すということは、私は一切思ってません。その点、啓発の正しさって一体何なんですか、最後にお聞きしますけども。どういう啓発をすれば、同和問題も障害者問題であろうが、すべての差別に対してなくなっていくためになるんだというふうに思ってるんですか。

## 議長(薮野 勤君) 林君。

2 2番(林 治君) 同和事業について一定の評価をしているが、不公正 な同和事業ということとは矛盾してるというふうに言われましたが、これ は巴里議員の方ではどういうふうにとらえられて、これまでどう対応して こられたのか、それは私、十分わかりませんが、私がこれまで同和対策事業に取り組んできた、またその経過と中身からいって何ら矛盾はありません。私は、差別をなくすためにも必要な行政上のおくれを取り戻すために、 住民の皆さんと一緒に同和対策事業を進めるために運動もしてきましたし、議会でもそのことを要求してきました。

ただ、残念なことに、これをゆがめられたことがあります。それが先ほど言いました、例えば具体的にはこの議会で百条調査委員会をもってして調査を行って、議会が全会一致でそのことを告発することを決定した事件の問題を初め、幾つかのことがありました。

だから、そういったことは、本来の進めてきた同和対策事業とは異質のものであります。そのことには、私は本来この経過の中で言うべきことは幾つかあるわけですが、そのことは、今そういうことも乗り越えて同和行政の終結の宣言をすることが大事だというふうに考えておりますので、一応その程度にしておきます。

それから、 2 点目のことで、ちょっと言われた趣旨が私十分つかめなく て正確にお答えできなかったら、これはお許し願いたいと思いますが、被 差別者が差別をつくってきたとかいうふうにお聞きしたんですが、いわゆ る行政が今一般地区と同和地区とを分けるような、そういう区分けというんですか、まあいえばそういう市民の中に差別をつくってると、私はそのことを早くやめるべきだということを言ってるんであって、私の方かどうかわかりませんが、ちょっと正確に受け取れてない面があったのではないかなというふうに思います。

それだけです。

議長(薮野 勤君) 巴里君。

2 5番(巴里英一君) 私は大事なことは何かなと思ったら、例えばよくありますけど、先ほど申し上げましたが、私は武士の子孫だとか何とか言いながら――よくありますよね。それで、私たち自身が一番大事なことは何かなというふうに考えながら、これ質問してるんですね。被差別、いわゆる差別されてる側が物を言わない限り、差別する側から差別をなくしましょうなんてことは、過去一切言ったことないんですよ。ないんですね。障害者の方も障害者差別をなくそうと立ち上がったことによって、そのことを理解して発言する人がたくさん出てくることで世論を形成してきて、そして対応してきたと。行政みずからがそれをなくしましょうなんてことは歴史上あったことないんですよ。そういう意味では、その阻む要因になってるということそのものがおかしいんではないかという考え方ですね。

啓発のことを申し上げたんですが、それならどうすれば一番いいのかと。 どうすれば差別がなくなる社会が具体的に築けるんかと。私はあそこでなくてよかったというふうなのが現実にあり得ますから、そのことが実は身元調査とか、あるいは差別落書きとか、あるいは平気で裁判所からも出されたり、岸和田でありましたけども、平気でビラ張って、ここはヨツやとか、こうやからあかんやとか、現実にあるじゃないですか。これもだめなんだと、これは差別じゃないんだと、消せば直すんだというふうな話にはならないんじゃないか。現実に自分の意識がそこへ出てくるんだということを考えたら、その意識をなくするためにどうすべきなのかということを考えていかなきゃならないんではないかというふうに私は思うんですね。

そしたら、啓発の方法でこれをやれば必ずなくなるんだということ、これはあり得ないと思うんです。しかし、ただ 1 つあり得るのは、そういう 意識の転化といいますかね、啓発といったらその意味ですから、そのこと を皆さんが共有することにおいて、恐らくそういうものも、差別はもちろんなくなるし、そういった意味での関係する法令も要らなくなる。しかし、人間というのは絶えず一定のおもしといいますか規制をかけていない限り、なかなか人間というのは自由に羽ばたいていくということになれない。やっぱり法律で一定の整備をしなきゃならないという社会から見たら、そういった意味での縛りというものはならざるを得ない。啓発もそういった意味ではせざるを得ない。なくなっていれば別にそんなことしなくてもいいわけですね。ただ、方法であれば、一番いい方法で、啓発でこうやればなくなるんですよという啓発の方法があれば教えていただきたいなというふうに思ってるんです。

議長(薮野 勤君) 林君。

- 2.2 番(林 治君) どうも失礼しました。最後のその点が答えていなかったので、おわびします。
  - 一番よい啓発はどうかと。これは、ここに市長がおられます。市長が行政の一番の最高の責任者ですけども、だからといって行政の長が――また、教育長もおられます。教育委員会がありますが、いわゆる行政権をもって市民に市民の考えることをこう考えなさい、ああ考えなさいと言って、そういう指導をすることは、これは正しくないんですよ。

憲法と教育基本法に基づいて、小学校、中学校、この民主的な教育の中で国民がそのことを自分のものとしていく、このことが基本なんです。もちろん小学生、中学生だけという意味じゃありません。これは憲法というものは国民みんなが守るべきものでもありますし、お互いにそのことで深め合うという場を、これはつくっていったらいいと思うんです。それは今、みずからがやらなかったら行政はやらなかったと、まさにそのとおりなんですよ。みずからが、またそのことも含めてやる責任はあると思います。

また、政党等は別でありますが、それぞれがそれぞれの政治的信条に基づいてやるわけですが、私は議員としても日本共産党の一員としても、そのことについて物は言っていきたいと思いますし、そのことも訴えてはやっていきます。決して今あなたのおっしゃる差別された者だけで勝手にやれとか、そういうことを言ってるんじゃないんですが、ここのところはちょっと間違って受け取らないようにしていただきたい。私は私なりに努力いたしますが、基本的にそうであります。泉南での同和事業、同和行政の

発端は、まさにそこからの出発でありました。

以上です。

議長(薮野 勤君) 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。──小山君。

2番(小山広明君) 時間も大変遅くなりまして、手短に要点だけを申し上 げまして、皆さんの賛同をよろしくお願いをいたします。

議員提出議案33号に反対の立場で討論さしていただきます。

質疑の中でも、やはり当該の住民の中で合意形成をするべきではないのでしょうかという質問をさせていただきました。残念ながら、そのことについてはきちっとした答弁はございませんでした。

そういうことで、私はこの差別問題の当事者が運動の中で行政の施策として同和行政を進めてきた。当然、それはここが同和地域だということを明確にその人たちから名乗りを上げない限りできない事業であることは、答弁者も十分おわかりだと思うわけであります。そういう点で、差別がもしほんとになくなっておれば、別になくせと言わなくてもそれは差別のない社会であります。一方的に終結宣言をこの議会の議員の同意でやるべき性格のものではないと思います。

この議論を通して思いますのは、やはり差別される側にも責任があるのではないかと、そういうような思いをこの中から思うわけであります。ゆがんだ同和教育とか不公正な同和事業が部落問題の解決を阻む要因となっているという、そう書いてあるわけでありますが、やはり差別問題は差別する側の問題であることは、科学的にそれは当然であります。しかし、実際の意識的には差別される側にも問題があるよというような表現はいっぱい聞きます。男女差別でも、女性ももう少し女性らしくしないととか、そういう誤った表現がまだ一般社会では十分通っておるわけであります。それだけに差別問題というのはなかなか理解のしづらい問題であります。

圧倒的に数の少ない差別を受けておる方たちの問題と、部落差別を受けることがほとんど――ほとんどというか一切ない一般地域の人たちの数の問題を考えても、この問題はやはり当該地域の人たちの合意形成があって初めて終結宣言ができるものだと思いますし、そのことを一番願っとるのは被差別部落の人たちであることは間違いありません。

そういうことで、この宣言が何回も何回も、いわゆる政治的な争点とし

て出されることは大変残念でありますし、議会の皆さんのこの宣言に対し て反対の賛同をひとつよろしくお願いを申し上げます。

これより議員提出議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(薮野 勤君) 起立少数であります。よって議員提出議案第33号は、 否決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一任願いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて 議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことに ありがとうございました。

なお、議員並びに理事者各位におかれましては、健康に御留意され、御家族ともども幸多き新年を迎えられんことを祈念いたします。

これをもちまして平成10年第4回泉南市議会定例会を閉会いたします。 御苦労さまでございました。

午後8時05分 閉会

(了)

## 署名議員

大阪府泉南市議会議長 薮野 勤

大阪府泉南市議会議員 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 谷 外嗣